尾張旭市地域防災計画附属資料

〈令和５年度改訂〉

尾張旭市防災会議

附 属 資 料

目　　次

《１　防災関係要綱等》

番号	名称	
1-1	尾張旭市防災会議条例	1
1-2	尾張旭市災害対策本部条例	3
1-3	尾張旭市自主防災組織設置指導要綱	4
1-4	尾張旭市避難行動要支援者支援実施要綱	5
1-5	尾張旭市防災行政無線局管理運用規程	8
1-6	尾張旭市家具転倒防止支援事業実施要綱	11

《２　災害協定等》（令和５年１２月末現在。「※」は協定締結数としてカウントしないもの。）

【行政機関（単独）】

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-1	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県	18
2-2	大規模災害時等における相互応援に関する協定	長野県阿智村	19
2-3	大規模災害時等における相互応援に関する協定	石川県輪島市	21
2-4	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	山口県萩市	25
2-5	災害時の情報交換に関する協定	中部地方整備局	27
2-6	災害応急対策活動における相互応援に関する協定	福島県三春町	28

【行政機関（複数）】

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-7	愛知県内広域消防相互応援協定	名古屋市ほか	31
2-8	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部長ほか	35
2-9	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県ほか	38
2-10	※下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール	―	43
2-11	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	愛知県ほか	53
2-12	災害応援に関する協定書	瀬戸市ほか	66
2-13	愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定	瀬戸市ほか（東尾張９市２町）	69

【医療救護】

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-14	災害時の医療救護に関する協定書	㈳瀬戸旭医師会	72
2-15	災害時歯科医療救護に関する協定書	尾張旭市歯科医師会	74
2-16	災害時における応急医薬品等の優先供給に関する協定書	尾張旭市薬剤師会	76
2-17	災害時の柔道整復師救護活動に関する協定	（公社）愛知県柔道整復師会	78

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-18	瀬戸市立休日急病診療所を災害時の医療救護所に指定することに関する協定書	㈳瀬戸旭医師会	80

【通信関係】

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-19	災害発生時における相互応援に関する協定	尾張旭市内各郵便局	81
2-20	災害時等における放送要請に関する協定	グリーンシティケーブルテレビ㈱	83
2-21	災害時における放送に関する協定	㈱尾張東部放送	84
2-22	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱	85
2-23	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信株式会社　名古屋支店	89

【応急復旧】

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-24	災害時における被災地の復旧に関する協定書	尾張旭市土木業協会	95
2-25	災害時における被災地の復旧に関する協定書	尾張旭市建設協会	97
2-26	災害時における被災地の復旧に関する協定書	尾張旭市建築業協会	99
2-27	災害時における応急復旧に関する協定書	尾張旭市管工事業協同組合	101
2-28	災害時における街路樹等の応急復旧に関する協定書	尾張旭市造園業協会	102
2-29	災害時における街路樹等の応急復旧に関する協定書	尾張旭市緑化業協会	104
2-30	災害時における街路樹等の応急復旧に関する協定書	㈲中部緑地建設	106
2-31	災害時における応援協定書	㈱ファノバ中部支店	107
2-32	災害時における応援協定書	㈱ウォーターエージェンシー名古屋営業所	111
2-33	災害時における空調設備等の応急復旧に関する協定書	尾張旭空調設備協会	116
2-34	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	㈳愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	117
2-35	災害時における電気の保安に関する協定書	（一財）中部電気保安協会名古屋支店	119
2-36	災害時における相互連携に関する協定	中部電力パワーグリッド㈱旭名東営業所	121
2-37	災害時における相互連携に関する協定	西日本電信電話㈱	123
2-38	災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書	ＭＨＩエアロエンジンサービス㈱	126
2-39	災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書	三菱電機㈱中部支社	128
2-40	災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書	㈱日立製作所中部支社	130
2-41	災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書	㈱日立プラントサービス　中部支店	132
2-42	災害時等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書	住友重機械エンバイロメント㈱中部支店	134
2-43	災害時における家屋被害協定業務に関する協定書	（公財）愛知県建築士事務所協会 （公社）愛知建築士会 愛知県土地家屋調査士会 （公社）愛知県不動産鑑定士協会	138

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-44	災害時における小型無人機による情報収集に関する協定書	(一社) 災害対策建築協会JAPAN４７	141
2-45	災害時における小型無人機による情報収集に関する協定書	名古屋産業大学 名古屋経営短期大学	143

【施設提供】

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-46	災害発生時における尾張旭市渋川福祉センターの施設借用に関する協定書	愛知県守山警察署	147
2-47	災害時における協力に関する協定書	㈳全日本冠婚葬祭互助協会	148
2-48	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	（福）旭会	153
2-49	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	（福）敬愛会	155
2-50	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	（医）和光会	157
2-51	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	（福）墨友会	159
2-52	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	（福）ひまわり福祉会	161
2-53	災害時に要介護認定者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	（福）かなえ福祉会	163
2-54	災害時に要配慮者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	（福）蒲生会	165
2-55	災害時における施設利用に関する協定	日立チャネルソリューションズ㈱	167
2-56	災害時における施設利用の協力に関する協定	尾張東流通センター㈱ 瀬戸総合卸売市場㈱	169
2-57	災害時における施設利用等の協力に関する協定書	名古屋産業大学 名古屋経営短期大学	171
2-58	※災害時における連携、協力に関する申し合わせ書	愛知県立旭野高等学校	175
2-59	災害時における尾張旭市東部市民センターの施設利用に関する協定書	ハマダスポーツ企画㈱	176

【燃料】

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-60	災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定	愛知県石油商業組合東尾張連合会第一地区	178
2-61	災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定	エクソンモービル代理店㈱角田石油	188
2-62	災害時における液化石油ガス等の優先供給等に関する協定書	愛知県ＬＰガス協会尾張支部瀬戸旭分会	198
2-63	ＬＰガス災害対策に関する業務協定書	愛知県ＬＰガス協会尾張支部	202
2-64	※都市ガス災害対策に関する業務協約	東邦瓦斯㈱	204

【物資提供】

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-65	災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定	㈱イトーヨーカ堂	208
2-66	災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定	生活協同組合コープあいち	210
2-67	名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	生協法人生活協同組合コープあいち	212

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-68	災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定書	ユニー㈱ピアゴ印場店	215
2-69	災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定書	㈱バロー	216
2-70	災害時における食事の提供等に関する協定書	尾張陸運㈲	217
2-71	災害救助物資の緊急調達に関する協定	あいち尾東農業協同組合	220
2-72	災害時における物資提供に関する協定	コカ・コーラセントラルジャパン㈱	223
2-73	健康づくり及び災害対策における連携協力に関する協定書	大塚製薬㈱	226
2-74	災害時における生活用水の供給に関する協定	㈱エコペーパーＪＰ	228
2-75	災害時における家電製品等の確保に関する協定	エディオン尾張旭店	229
2-76	災害時における資機材の賃貸借に関する協定書	㈱アクティオ名古屋支店	230
2-77	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	㈱ゼンリン中部エリア統括部	234
2-78	災害時における生活物資供給に関する協定書	㈱スギヤマ薬品	238
2-79	災害時における生活物資供給に関する協定書	中部薬品㈱	240
2-80	災害時における生活物資供給に関する協定書	㈱サンドラッグ	242
2-81	災害時における生活物資供給に関する協定書	ゲンキー㈱	244
2-82	災害時における支援協力に関する協定書	豊通ニューパック㈱	248
2-83	災害時における支援協力に関する協定書	三郷紙器工業㈱	250
2-84	災害時における支援協力に関する協定書	大榮㈱	252
2-85	災害時における飲料水等の供給に関する協定書	EPIK(同)	256
2-86	災害時における飲料水等の供給に関する協定書	㈱坂田酒販	258
2-87	災害時における飲料水等の供給に関する協定書	鈴一物産㈱	260
2-88	災害時等における資機材等の提供に関する協定書	㈱ジーアイビー	264
2-89	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	西日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	268

【その他】

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-90	尾張旭市と名古屋工業大学の防災まちづくりに関する協定	（大）名古屋工業大学	274
2-91	災害時におけるボランティア受け入れ活動に関する協定書	（福）尾張旭市社会福祉協議会	275
2-92	災害時における物資等輸送及び輸送車両の供給に関する協定書	愛知県トラック協会尾張旭支部	277
2-93	災害時における尾張旭市営バス「あさぴー号」による緊急輸送等に関する協定書	豊栄交通㈱	281
2-94	広告付き避難場所看板の設置に関する協定	中電興業㈱東営業所 テルウェル西日本㈱	285

番号	名称	締結先（締結当時の名称）	
2-95	災害時における隊友会の協力に関する協定書	（公社）隊友会愛知県隊友会尾張旭支部	287
2-96	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	（一社）愛知県産業廃棄物協会	291
2-97	大規模火災発生時の消防水利確保に関する協定書	フジ建設㈱ ㈱フジ勢	295

《3　災害に関する基本事項》

番号	名称	
3-1	予警報の地域細分	299
3-2	尾張旭市に影響のあった災害	300

《4　その他各資料》

番号	名称	
4-1	防災倉庫設置状況	303
4-2	高層建築物	303
番号	名称	
4-3	配水場貯水槽の確保水量	304
4-4	調整池貯水槽の確保水量	304
4-5	耐震性貯水槽設置場所	304
4-6	応急給水栓・受水槽緊急遮断弁設置箇所	305
4-7	防火水槽設置箇所数	305
4-8	消火栓設置箇所数	305
4-9	ヘリ離着陸可能箇所	306
4-10	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	306
4-11	山地災害危険地区	307
4-12	要配慮者利用施設(矢田川浸水想定区域)	308
4-13	避難情報に係る伝達方法	309
4-14	災害時優先電話一覧	310
4-15	衛星携帯電話の連絡可能団体	310
4-16	防災備蓄資機材等保有一覧表	311
4-17	防災行政無線設備一覧	314
4-18	防災行政無線電話	315
4-19	簡易デジタルトランシーバー整備状況	316
4-20	防災行政無線屋外子局設置箇所一覧表	317
4-21	輸送車両等の保有状況	318

番号	名称	
4-22	風水害、地震災害の指定避難所	319
4-23	福祉避難所	320
4-24	風水害の指定緊急避難場所（地域避難所）	321
4-25	協定社会福祉施設等	322
4-26	地震災害の指定緊急避難場所（一時避難場所）	323
4-27	医療救護所	324
4-28	医療機関一覧表	325
4-29	救急病院・救急診療所	326
4-30	瀬戸旭医師会集団災害時連絡表	327
4-31	応急仮設住宅建設予定地	328
4-32	災害廃棄物の仮置場候補地	329
4-33	緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路）一覧	330
4-34	防災関係機関及び連絡窓口	331

1-1　尾張旭市防災会議条例

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、尾張旭市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　尾張旭市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

⑵　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

⑶　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員２５人以内をもつて組織する。

２　会長は、市長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

⑴　愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

⑵　市長がその部内の職員のうちから指名する者

⑶　市の教育委員会の教育長

⑷　市の消防機関の長のうちから市長が任命する者

⑸　市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

⑹　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

⑺　市長が特に必要と認めて任命する者

６　前項の委員の任期は、２年とする。

７　委員は、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第５条　防災会議は必要に応じて会長が招集する。

２　防災会議は、委員の総数の２分の１以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

３　防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（雑則）

第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４５年１１月９日条例第２０号）

この条例は、昭和４５年１２月１日から施行する。

附　則（平成１０年3月３０日条例第１６号）

この条例は、平成１０年4月１日から施行する。

附　則（平成１２年3月２９日条例第5号抄）

この条例は、平成１２年4月１日から施行する。

附　則（平成１４年2月１日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年１０月５日条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2　尾張旭市災害対策本部条例

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、尾張旭市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（災害対策本部長及び災害対策副本部長）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部）

第３条　本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

２　部に部長及び部員を置く。

３　部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

４　部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

５　部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４５年１１月９日条例第２０号）

この条例は、昭和４５年１２月１日から施行する。

附　則（平成８年３月２９日条例第１６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年１０月５日条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-3　尾張旭市自主防災組織設置指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５条第２項の規定に基づき住民の生命、身体及び財産を地震その他の災害（以下「地震等」という。）から保護するため地域住民による共助の精神に基づく自発的な防災活動を行う自主防災組織の活動推進を図り、もって地域社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（設置等）

第２条　自主防災組織は、連合自治会ごとに設置するものとする。ただし、機動的かつ機能的な活動に資するため、組織を細分化し、一つの活動単位とすることができる。

２　自主防災組織は、活動の目的を明確にし、他の地域団体と有機的に活動するため、自主防災組織設置要綱等（以下「設置要綱等」という。）を制定するものとする。

３　自主防災組織は、前項に基づき設置要綱等を定めたとき又は当該設置要綱等を変更したときは、市長にその旨を報告するものとする。

（組織）

第３条　自主防災組織に本部長及びその他必要な役員を置く。

２　本部長及びその他役員の選出方法並びに任期は、地域の実情に応じて定めるものとする。

（職務）

第４条　本部長は、自主防災組織を代表し、会務を総理し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

（設置推進事業）

第５条　市は、自主防災組織の活動推進を図るため防災関係機関と連携を図り、次の各号に掲げる事業を実施する。

⑴　自主的な防災組織の必要性を認識させ併せて防災・減災意識の高揚を図るための活動

⑵　自主防災組織の活動の助言及び援助並びに防災に関する知識の徹底を図るための防災教育

⑶　自主防災組織に対する消火器材の援助

（自主防災組織の活動）

第６条　自主防災組織においては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

⑴　防災に関する知識の啓発に関すること。

⑵　地震等に対する災害予防に関すること。

⑶　地震等の発生時における情報の収集伝達、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

⑷　防災訓練に関すること。

⑸　防災資機材等の備蓄に関すること。

⑹　その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項。

（指導等）

第７条　市長は、役員等から申し出及びその必要があると認めるときは、指導及び調整連絡をするものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年７月１日から施行する。

1-4　尾張旭市避難行動要支援者支援実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律２２３号）に定める避難行動要支援者名簿の作成及び支援の実施について必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者）

第２条　この要綱において「避難行動要支援者」とは、災害時に援護が必要と想定される在宅の者のうち、特に避難所までの避難に困難が予想される次に掲げる者で、災害時等における地域での支援を希望し、なおかつ支援を受けるために必要な個人情報をあらかじめ地元の自治会、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び近隣者等の避難支援等関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に提供することに同意した者をいう。

⑴　７０歳以上の高齢者のみの世帯に属する者

⑵　要介護度３から５までの者

⑶　身体障害者手帳（１・２級）を所持している者

⑷　精神障害者手帳（１級）を所持している者

⑸　療育手帳（Ａ・Ｂ判定）を所持している者

⑹　前各号に掲げる者に準ずる状態にある者（難病患者を含む）

（避難行動要支援者の把握及び名簿の作成）

第３条　市長は、災害時に援護が必要と想定される者の情報を保有している担当部局の台帳等を基に、調査、訪問又は郵送等により要援護者の把握を行い、その名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

２　市長は、避難行動要支援者の把握のために必要な調査を民生委員・児童委員に依頼することができる。

（避難行動要支援者名簿の保有）

第４条　避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者名簿作成担当課において原本を、防災担当課においてその写し（以下「副本」という。）の全部を保管するものとする。

（避難行動要支援者名簿の提供）

第５条　市長は、避難支援等関係者に当該支援地区の避難行動要支援者名簿の副本を提供することができる。

２　避難支援等関係者は、副本を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

（避難支援等関係者が行う支援活動）

第６条　避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対し、次の支援活動を行うものとする。

⑴　平常時

ア　災害時における避難支援プラン作成（支援者、災害時の避難経路の決定等）

イ　声掛け、相談、防災訓練の参加支援等

⑵ 災害時

ア　避難誘導、救出救助、安否確認等

（避難支援等関係者の義務）

第７条　避難支援等関係者は、前条各号に掲げる利用の目的以外で副本を利用してはならない。

２　避難支援等関係者は、副本に記載された個人情報及び支援上知り得た秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を終えた後も、同様とする。

３　避難支援等関係者は、副本を紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（登録事項の変更）

第８条　市長は、避難支援等関係者の報告などにより名簿登録事項に変更が生じたことを知ったときは、避難行動要支援者名簿を修正するものとする。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、支援の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２０年２月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

尾張旭市避難行動要支援者支援体制図

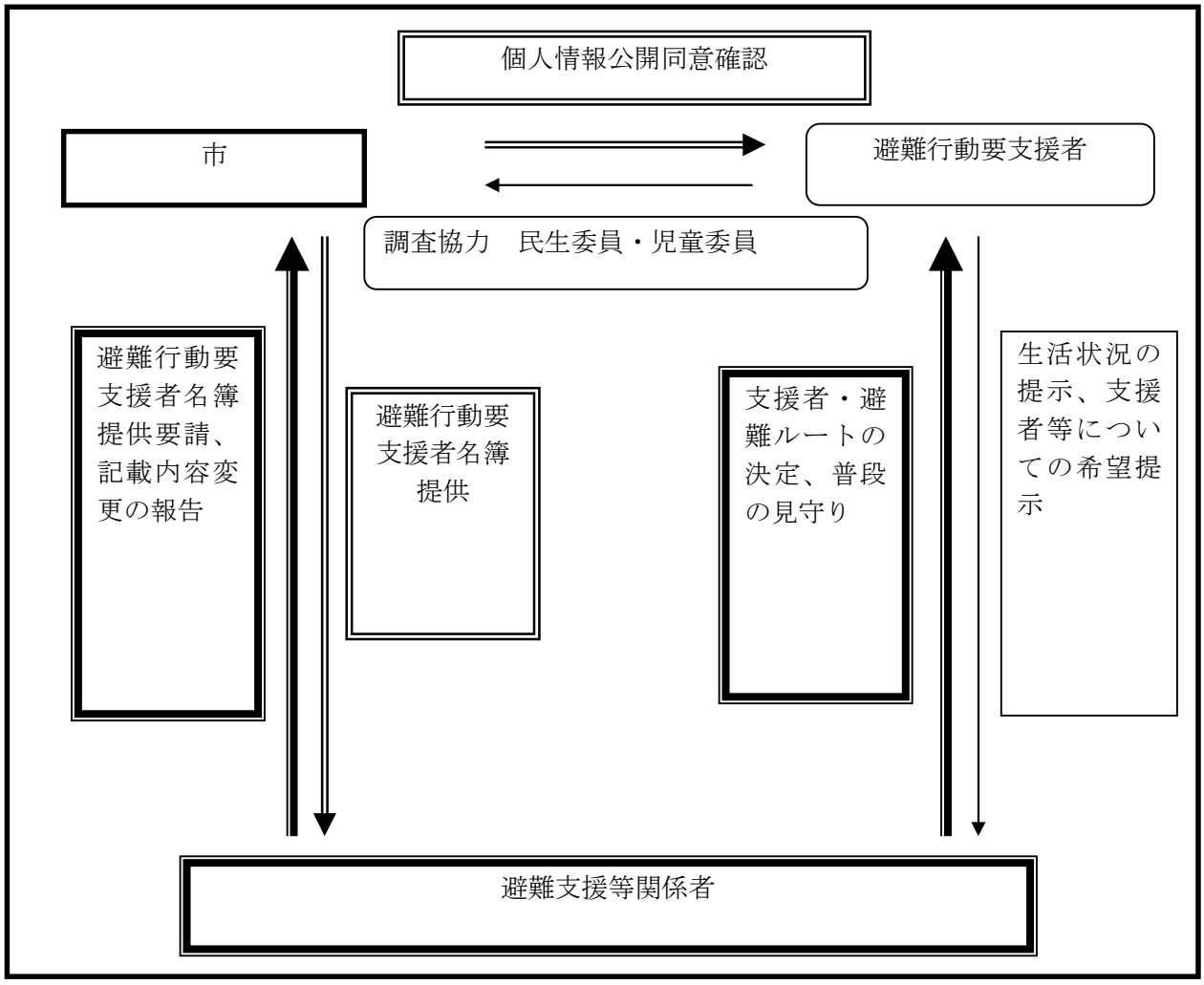

1-5　尾張旭市防災行政無線局管理運用規程

（目的）

第１条　この訓令は、尾張旭市防災行政無線局の適正な運用について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　無線局　無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

（２）　同報親局　特定の２以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

（３）　基地局　陸上移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

（４）　移動局　陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

（５）　無線設備　無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気設備をいう。

（無線局の目的）

第３条　無線局は、尾張旭市の地域における防災及び行政活動の円滑な実施に資することを目的とする。

（無線局の構成）

第４条　無線局の構成は、別記通信系統図のとおりとする。

（無線管理者）

第５条　無線局の適正な管理運営を図るため、無線局に管理責任者（以下「無線管理者」という。）を置く。

２　無線管理者は、総務部危機管理課長をもって充てる。

３　無線管理者は、当該無線局の事務を掌握する。

（運用主任者及び通信担当者）

第６条　無線局に運用主任者及び通信担当者を置く。

２　運用主任者及び通信担当者は、電波法（昭和25年法律第131号）第41条に定める免許を有する無線従事者の中から無線管理者が任命する。

３　運用主任者は、無線管理者の命を受け、無線局の運営を管理する。

４　通信担当者は、運用主任者のもとで通信の操作及び無線局設備の維持の実務を行う。

（無線局の運用）

第７条　無線局の運用は、電波法及び無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）並びにこの訓令に基づくほか、無線管理者の指示によるものとする。

（運用時間）

第８条　無線局の運用は、原則として同報親局及び基地局は常時とし、移動局は随時とする。ただし、移動局を開局し、又は閉局するときは、無線管理者に報告し、承認を得なければならない。

（通信の種類）

第９条　通信の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　非常通信　地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

（２） 緊急通信　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人命及び財産の保護並びに国土の保全のために行う通信及び平常時において早急に連絡しなければ時機を逸し、効果が消滅すると判断される通信をいう。
（３） 一斉通信　同一事項について２以上の相手方と同時に行う通信をいう。
（４） 試験通信　無線設備の保守点検等のために試験的に行う通信をいう。
（５） 普通通信　前各号に定める以外の通信をいう。

（通信の優先順位）

第10条　通信の取扱順位は、次のとおりとする。

第１順位　非常通信
第２順位　緊急通信
第３順位　一斉通信
第４順位　試験通信
第５順位　普通通信

（通信統制）

第11条　無線管理者は、災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、普通通信を制限し、必要な措置をとることができる。

（災害時における通信体制）

第12条　無線管理者は、次の各号の一に該当するときは、通信の確保に必要な措置をとらなければならない。
（１） 県下に気象、地象、水象に関する注意報が発表されたとき。
（２） 前号の警報が発表されたとき。
（３） 大地震に関する警戒宣言が発せられたとき。
（４） その他状況により市長が警戒体制を命じたとき。

２　無線管理者は、非常災害時における通信を確保するため、あらかじめ無線従事者等の動員計画、非常呼集計画等を整備しておかなければならない。

３　無線管理者は、非常事態の発生に備え、常に無線設備の稼動状況を把握するとともに、あらかじめ非常用予備電源等の整備に努めなければならない。

４　無線管理者は、随時移動局の感度交換通信（試験通信）を行い、非常の場合の活用に備えなければならない。

（定期点検等）

第13条　無線管理者は、無線局の正常な機能の維持に努めるとともに、一定期間ごとに運用主任者に命じて無線設備の点検及び整備を行わせなければならない。

（通信訓練）

第14条　無線管理者は、無線局の効率的運用を図るため、定期的に所属職員に対し無線設備の取扱いについて研修を行うとともに通信訓練を実施しなければならない。

（書類の備付）

第15条　無線管理者は、電波法第60条及び電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条の規定により無線局に備え付けなければならない書類のほか、無線局の管理に必要と認められる書類を備え付けておかなければならない。

２　運用主任者は、無線局業務日誌及び保全点検簿を整理するとともに毎月１回以上無線管理者の検閲を受けなければならない。

（無線従事者の選解任）

第16条　無線管理者は、運用主任者又は通信担当者を選任又は解任した場合は、遅滞なく無線従事者選解任届を東海電気通信監理局長に提出しなければならない。

２　無線管理者は、常に無線従事者の適正な配置に留意するとともに適時有資格者の確保に努めなければならない。

（委任）

第17条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、無線管理者が定める。

附　則

この訓令は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成15年３月28日訓令第19号）

この訓令は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月25日訓令第５号）

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月28日訓令第４号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日訓令第３号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日訓令第２号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

別記（第４条関係）

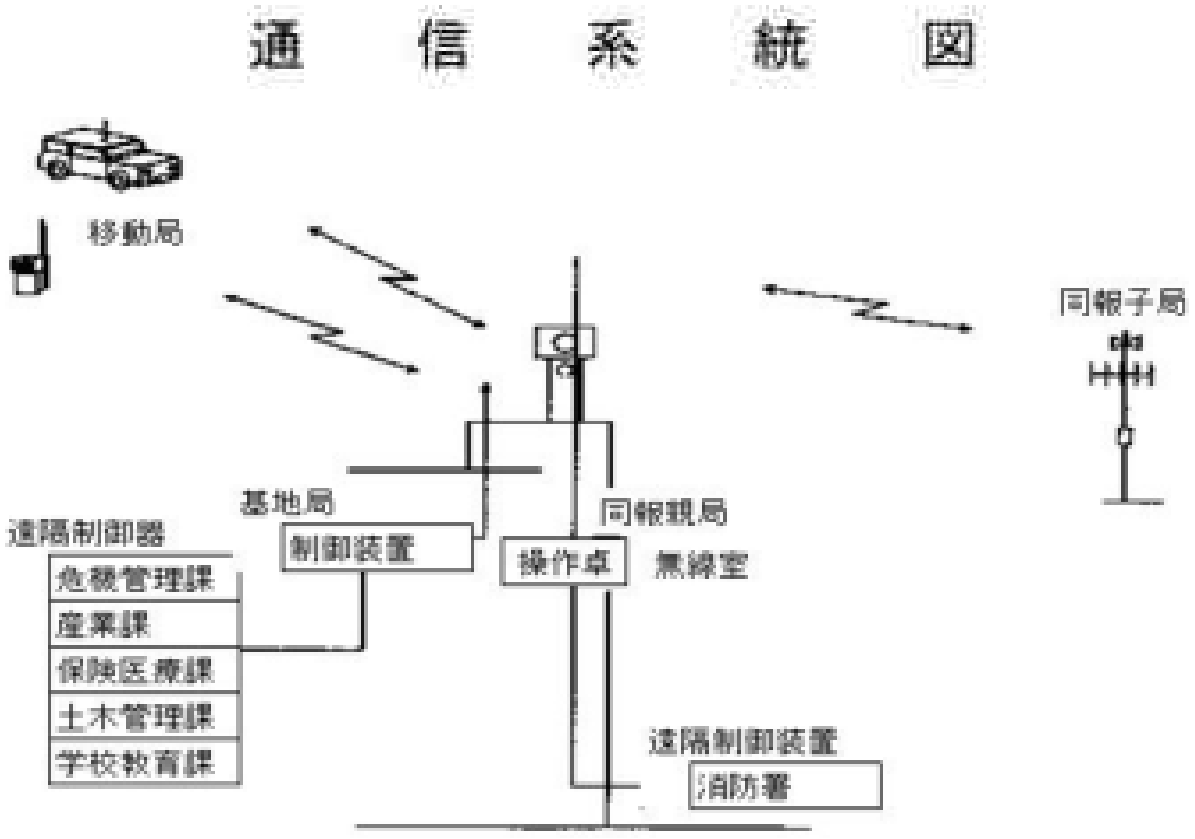

1-6　尾張旭市家具転倒防止支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内に住所を有し、かつ、高齢者や障害者が居住する世帯について、地震災害等に備えることを目的として、居住用建物（以下「建物」という。）に家具転倒防止器具の取付けを支援する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　家具

たんす、食器棚、本棚等の家具及び冷蔵庫、テレビ等の電化製品で、災害時に転倒することにより生命に危険を及ぼすおそれのあるものをいう。

⑵　転倒防止器具

家具の転倒を防止するために有効な器具及びその器具の取付けに係る資材をいう。

（対象世帯）

第３条　この事業の対象となる世帯は、市内在住で次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

⑴　６５歳以上の高齢者のみの世帯

⑵　介護保険要介護認定の要介護度３以上の認定を受けている者の属する世帯

⑶　身体障害者手帳（１・２級）の交付を受けている者の属する世帯

⑷　精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている者の属する世帯

⑸　療育手帳（Ａ・Ｂ判定）の交付を受けている者の属する世帯

⑹　前各号に準ずる状態にある者（難病患者を含む。）の属する世帯

⑺　その他市長が特に必要と認めた世帯

（申請方法等）

第４条　この事業を利用する者（以下「申請者」という。）は、家具転倒防止支援事業利用申請書（第１号様式）及び誓約書（第２号様式）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。ただし、家具転倒防止器具を取り付ける建物が申請者及び同一世帯の者が所有する建物以外の場合は、該当する建物の所有者又は管理者の家具転倒防止器具取付承諾書（第３号様式）を併せて提出するものとする。

（利用決定）

第５条　市長は、前条の規定により申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し事業の利用の可否を決定して、家具転倒防止支援事業利用決定（却下）通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（費用負担等）

第６条　転倒防止器具の代金は申請者が負担するものとし、その他取付けに係る費用は市が負担するものとする。

２　転倒防止器具を取り付ける家具は、１世帯につき５台までとする。なお、この事業を利用できる回数は、１世帯につき１回限りとする。

（事業の委託等）

第７条　事業を推進するため、公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター（以下「事業者」という。）に委託して事業を行う。

２　事業者は、申請者の立会いのもと、事前に転倒防止器具の種類や取付け箇所等を調査し、申請者の同意を得るものとする。

３　事業者は、転倒防止器具の取り付けが完了したときは、家具転倒防止器具取付実施報告書（第

５号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

４　市は、提出された家具転倒防止器具取付実施報告書（第５号様式）に基づき、事業者へ家具転倒防止作業委託料を支払う。なお、事前調査のみ実施された場合も、市は家具転倒防止作業委託料を支払うものとする。

（取付け後の管理）

第８条　転倒防止器具取付け完了後は、申請者の責任において維持管理するものとする。

（免責）

第９条　地震等の災害により、転倒防止器具を取付けた家具が転倒し被害が発生しても、市及び事業者は賠償の責任を負わないものとする。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１９日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

尾　張　旭　市　長　　殿

年　　月　　日

住所

申請者　氏名

電話（　　）　　－

家具転倒防止支援事業利用申請書

尾張旭市家具転倒防止支援事業を利用したいので、尾張旭市家具転倒防止支援事業実施要綱第４条の規定により、下記のとおり申請します。

記

	氏　名	生　年　月　日	年　齢	申請者との続柄
世帯の状況		年　月　日	歳	
		年　月　日	歳	
		年　月　日	歳	
		年　月　日	歳	

	■該当する世帯の番号を〇で囲んでください		※確認欄
対象世帯の状況	1	６５歳以上の高齢者のみの世帯	
	2	介護保険の要介護度３以上の認定を受けている者の属する世帯	
	3	身体障害者手帳（１・２級）の交付を受けている者の属する世帯	
	4	精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている者の属する世帯	
	5	療育手帳（Ａ・Ｂ判定）の交付を受けている者の属する世帯	
	6	前各号に準ずる状態にある者（難病患者を含む。）の属する世帯	
	7	その他市長が特に必要と認めた世帯	

建物区分等	■建物の所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 持ち家（申請者又は申請者以外の同一世帯の者が所有する建物） □ 賃貸　　□その他（　　） **注：持ち家以外の場合は、家具転倒防止器具等取付承諾書（第３号様式）が必要**
固定家具	**■取付けを希望する家具を〇で囲んでください　※合計５台まで** たんす・食器棚・本棚・冷蔵庫・テレビ・その他（　　）

第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

尾　張　旭　市　長　　殿

住所
申請者　氏名
電話（　　）　　－

誓　約　書

私は、尾張旭市家具転倒防止支援事業の利用を申請するにあたり、下記の条件を承諾することを誓約します。

記

１　住所、世帯構成、年齢及び障害の程度等を確認するために、市長が市に備えられている台帳等の閲覧をすること。
２　自己及び同一世帯内の者以外の者が所有する建物の場合は、事前に第３号様式により当該建物の所有者又は管理者の承諾を得ること。
３　建物の構造及び家具の配置状況によって、転倒防止器具が取り付けられない場合があること。
４　転倒防止器具の代金は、自己の負担とすること。
５　転倒防止器具の取付け後の家具及び建物の損害の賠償を求めないこと。
６　転倒防止器具の取付け完了後は、自己の責任において維持管理すること。
７　転倒防止器具の取付け完了後に発生した地震等の災害により、転倒防止器具を取り付けた家具が転倒し、負傷又は死亡等の被害が発生しても、市及び事業者に対し、損害の賠償を求めないこと。

第３号様式（第４条関係）

年　　月　　日

尾　張　旭　市　長　　殿

住所（所在地）
申請者　建物所有者(管理者) 氏名
電話　　（　　）　　－

家具転倒防止器具取付承諾書

下記の建物等において、尾張旭市家具転倒防止支援事業の申請者が、当該建物へ転倒防止器具を取り付けることについて承諾します。

記

建 物 所 在 地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建物の区分等　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第４号様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

尾張旭市長　　印

家具転倒防止支援事業利用決定（却下）通知書

年　　月　　日付けで利用申請のありました尾張旭市家具転倒防止支援事業については、利用決定（却下）としますので、家具転倒防止支援事業実施要綱第５条の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　申請者
　住　所
　氏　名
２　利用の可否
　決定　・　却下
３　却下理由

※ 後日、事業者より事前調査及び取付け日時について調整させていただきます。

第５号様式（第７条関係）

年　　月　　日

尾　張　旭　市　長　　殿

事業者

家具転倒防止器具取付実施報告書

尾張旭市家具転倒防止支援事業実施要綱第７条の規定に基づき、家具転倒防止器具の取付けが完了したため、下記のとおり報告します。

記

１　申請者
　　住所
　　氏名
２　建物の所在地

３　事前調査実施日時
　　年　　月　　日【　　時　～　　時（　　時間)】
４　転倒防止器具取付実施日時
　　年　　月　　日【　　時　～　　時（　　時間)】
５　転倒防止器具を取り付けた家具
　　たんす・食器棚・本棚・冷蔵庫・テレビ・その他（　　）

2-1　愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

（目的）

第１条　この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第１項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（支援要請）

第３条　この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

⑴　災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

⑵　市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合

⑶　その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

２　前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

３　前２項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

（経費）

第４条　この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

（その他）

第５条　この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附　則

この協定書は、令和４年４月１日から適用する。

平成１９年８月１日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和４年４月１日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ１通を保管する。

令和４年４月１日

愛知県知事　　大　村　秀　章

尾張旭市長　　森　　和　実

2-2　大規模災害時等における相互応援に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　尾張旭市及び阿智村（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において地震等の大規模な災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。）等が発生し、被害を受けた市または村（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない自治体が互助の精神に基づき、被災自治体に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第２条　この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

⑶　被災者の一時収容のための施設の提供

⑷　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第３条　応援を要請しようとする被災自治体は、次の事項を明らかにし、電話、電信等により要請するものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号及び第２号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

⑶　応援場所及び応援場所への経路

⑷　応援期間

⑸　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

２　協定自治体は、前条の規定にかかわらず、協定自治体のいずれかの区域において大規模な災害等が発生したことが明らかな場合、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。

３　自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災自治体に速やかに連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、原則として応援要請自治体が負担する。

２　前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する自治体の負担とする。

２　応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援する自治体が、それぞれ負担するものとする。

（情報等の交換）

第７条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

（協議）

第８条　この協定の定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、協定自治体が記名、押印の上、各１通を保有する。

平成２３年２月２５日

愛知県尾張旭市長　　谷　口　幸　治

長野県阿智村長　　岡　庭　一　雄

2-3　大規模災害時等における相互応援に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　輪島市及び尾張旭市（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において地震等の大規模な災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた市（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない自治体が互助の精神に基づき、被災自治体に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第２条　この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　災害対策本部の運営に必要な職員の派遣

⑵　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑶　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

⑷　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第３条　応援を要請しようとする被災自治体は、次の事項を明らかにし、電話、電信等により要請するものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容

⑶　前条第２号から第４号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　応援期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

２　協定自治体は、前条の規定にかかわらず、協定自治体のいずれかの区域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。

３　自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災自治体に速やかに連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、原則として応援要請自治体が負担する。

２　前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する自治体の負担とする。

２　応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援する自治体が、それぞれ負担するものとする。

（情報等の交換）

第７条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

（協議）

第８条　この協定の定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、協定自治体が記名、押印の上、各１通を保有する。

平成２３年３月２４日

石川県輪島市長　　梶　文秋

愛知県尾張旭市長　　谷口　幸治

大規模災害時等における相互応援に関する協定実施要綱

（要綱の趣旨）

第１条　この実施要綱は、尾張旭市と輪島市（以下「協定自治体」という。）との間で締結された大規模災害時等における相互応援に関する協定に基づく応援体制等が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（体制の強化）

第２条　協定自治体は、互いの防災体制及び応援体制の強化を図るため、防災担当部局間の連絡会を設けるものとする。

２　前項の連絡会は、必要が生じたときに随時行い、相互の防災力の向上に努めるものとする。

（情報の交換）

第３条　協定自治体は、応援体制の円滑な実施のため、次に掲げる資料を交換し、防災情報の共有化を図るものとする。

⑴　支援組織に関するもの

ア　災害対策本部の組織図及び事務分担

イ　非常配備の種別、配備内容及び配備時期の基準

⑵　支援物資に関するもの

ア　水・食品・生活必需品等の供給

イ　防災備蓄資機材等保有状況

ウ　ライフライン施設の応急対策（上水道施設対策）

⑶　初動対応に関するもの

ア　初動体制の確立に関するもの（連絡手段、緊急参集基準等）

イ　緊急輸送道路

⑷　人的支援に関するもの

ア　応援協力・派遣要請

イ　救出・救助対策

⑸　被害想定に関するもの

ア　危険区域等に関する資料（ハザードマップ等）

イ　避難場所

（初動体制）

第４条　協定自治体のいずれかにおいて震度５強以上の地震が発生した場合又は大規模な被害が発生した場合には、応援を行う市（以下「応援自治体」という。）は、被害を受けた市（以下「被災自治体」という。）に対し、先遣隊を派遣するものとする。

２　協定自治体のいずれかにおいて気象庁より次に掲げる気象情報が発表され、かつ、甚大な被害が発生するおそれのある場合又は大規模災害等で市長が応援を要請した場合には、応援自治体は、先遣隊の派遣を準備するとともに、応援自治体の防災担当部局は、被災自治体の災害対策本部と連絡を取り、先遣隊の派遣を決定するものとする。

⑴　土砂災害警戒情報

⑵　大雨警報

⑶　洪水警報

⑷　暴風警報

⑸　津波警報

⑹　大津波警報

３　応援自治体は、先遣隊を派遣した場合には、情報連絡会を設置し今後の対応を協議するものとする。
４　先遣隊は、２名以上で構成し、被災自治体の災害初期情報を収集するものとする。
５　先遣隊は、食料、水等の自活のための道具一式及び通信機器等を持参する。
６　先遣隊は、被災自治体の災害対策本部と応援内容を協議し、応援のために必要と認める場合には、被災自治体に被災地支援連絡所を設置するものとする。
７　情報連絡会の事務を処理させるため、事務局を防災担当部局に置く。

（応援体制）

第５条　応援自治体は、被災地への応援が、長期又は大規模になる等、全庁的な応援体制が必要と判断される場合には、災害対策本部に準じて市長を本部長とする支援対策本部を設置するものとする。
２　支援対策本部の事務を処理させるため、事務局を防災担当部局に置く。

（応援職員）

第６条　応援自治体の支援対策本部は、被災自治体の災害対策本部の補助要員として職員を派遣するものとする。ただし、応援自治体の職員（以下「応援職員」という。）は、１、２週間を目途に交代させるものとする。
２　応援職員は、災害の状況に応じ必要な被服、食糧等を携行するものとする。
３　応援職員は、自治体名を表示する腕章、名札等を付け、その身分を明らかにするものとする。
４　被災自治体は、可能な限り応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成２４年７月１８日から施行する。

平成２４年７月１８日

石川県輪島市長　　梶　文秋

愛知県尾張旭市長　　水野　義則

2-4　災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第６７条第１項の規定に基づき、山口県萩市と愛知県尾張旭市のいずれかの区域内で地震等の大規模な災害（法第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急処置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第２条　応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

⑴　応急、復旧活動の実施に必要な職員の派遣

⑵　食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

⑶　被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

⑷　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑸　ボランティアのあっせん

⑹　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容

⑶　前条第２号から第４号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量

⑷　応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

２　災害発生後、被災市との連絡がとれない場合で、必要と認めたときは、自主的に職員を派遣し、被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第２条に掲げる応援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議のうえ定めるものとする。

（情報等の交換）

第６条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議のうえ定めるものとする。

（施行期日）

第８条　この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、両者署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２５年７月２５日

山口県萩市
萩市長　　野　村　興　兒

愛知県尾張旭市
尾張旭市長　水　野　義　則

2-5　災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、尾張旭市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第２条　整備局長及び市長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

⑴　尾張旭市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき

⑵　尾張旭市災害対策本部が設置されたとき

⑶　その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第３条　整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

⑴　一般被害状況に関すること

⑵　公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること

⑶　その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は３通作成し、各自１通を保有する。

平成２３年７月７日

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
国土交通省　中部地方整備局長　　富田　英治

尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市長　　谷口　幸治

（立会人）名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
愛知県　防災局長　　中野　秀秋

2-6　災害応急対策活動における相互応援に関する協定

福島県三春町と愛知県尾張旭市は、災害応急対策活動における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第６７条第１項の規定に基づき、福島県三春町及び愛知県尾張旭市のいずれかで地震等の大規模な災害（法第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災した市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急対策活動及び復旧活動が実施できない場合の相互の応援協力及び、円滑な応援実施を目的とした平時の連携について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第２条　応援の種類及び内容は、次のとおりとし、応援可能な範囲で実施するものとする。

⑴　応急対策活動及び復旧活動の実施に必要な職員の派遣

⑵　食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

⑶　被災者の救出、医療、防疫、資機材、物資搬送等並びに施設の応急対策活動及び復旧活動等に必要な資機材及び物資の提供

⑷　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑸　ボランティアのあっせん

⑹　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、応援要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに応援要請書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容

⑶　前条第２号から第４号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量

⑷　応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市町は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

２　災害発生後、被災市町に甚大な被害等が発生し、連絡がとれない場合は、応援を実施しようとする市町は被災市町の状況把握に努めるとともに、必要と認めたときは、前条の要請を受けることなく自主的に職員を派遣し、被災市町の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第２条に掲げる応援を実施することができるものとする。

３　第２条第１号の規定により派遣された職員は、原則として被災市町の指示に基づき活動するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　第２条に規定する応援に要した経費負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

⑴　職員の派遣に要する経費は、原則として応援を実施する市町が負担するものとする。
⑵　前号に掲げるもののほか、物資の調査等その他応援に要する経費は原則として被災市町が負担するものとする。
２　前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　第２条第１号の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。
２　派遣職員が、応援活動中に第三者に対して損害を与えた場合は、応援を実施しようとする市町から被災市町への往復途中に生じたものを除き、原則として被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

（平時の連携）

第７条　災害発生時の被災市町への円滑かつ迅速な応援を実現するため、平時における連携について、可能な範囲で次のとおり実施するものとする。
⑴　定期的な情報交換及び職員間の交流等の実施
⑵　相互の災害経験から得た教訓を踏まえた情報共有
⑶　担当部局及び緊急連絡先の確認

（期間）

第８条　本協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（協定の解約）

第９条　本協定を継続できない事情が発生したときは、両者協議の上協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第１０条　本協定の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた者が相手方に速やかに連絡をして変更に係る協議をし、必要な手続を行うものとする。

（その他）

第１１条　本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、両者署名の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年１０月２日

福島県三春町
三 春 町 長　　鈴木　義孝

愛知県尾張旭市
尾張旭市長　　水野　義則

別記様式（第３条関係）

応　援　要　請　書

年　　月　　日

殿

市町長

災害応急対策活動における相互応援に関する協定第３条に基づき、応援を要請します。

<table>
<tr><td colspan="2">被害状況（災害内容）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">応援種別</td><td>生活物資</td><td colspan="2">食糧等・飲料水・生活必需品</td><td>担当部署</td><td></td></tr>
<tr><td>資機材等</td><td colspan="2">救出・医療・防疫・車両</td><td>担当者名</td><td></td></tr>
<tr><td>人的応援</td><td colspan="2">職員派遣・ボランティアあっせん</td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">（　　）</td><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">応援の具体的内容</td><td>数量
(職員の職種及び人員)</td><td>応援（搬入）場所、応援場所への経路及び現場付近の状況</td><td>応援期間</td><td>備考</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

2-7　愛知県内広域消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第２条　この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

⑴　大規模な地震、風水害等の自然災害

⑵　林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災

⑶　航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故

⑷　その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第２条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

２　前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

⑴　災害の発生日時、場所及び状況

⑵　必要とする人員、車両及び資機材等

⑶　集結場所及び連絡担当者

⑷　その他必要事項

（応援隊の派遣）

第５条　応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

２　応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

⑴　機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

⑵　機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重

要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

２　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

（情報提供等）

第８条　協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

（協定市町等の変更に伴う取扱い）

第１０条　市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

（疑義の協議）

第１１条　この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成１５年４月１日から施行する。

平成２年３月１２日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成１５年３月３１日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書４１通を作成し、各自１通を保管する。

平成１５年４月１日

名古屋市長	松原　武久
豊橋市長	早川　勝
岡崎市長	柴田　紘一
一宮市長	谷　一夫
瀬戸市長	増岡　錦也
知多中部広域事務組合管理者半田市長	榊原　伊三
春日井市長	鵜飼　一郎
豊川市長	中野　勝之
津島市長	水谷　尚
豊田市長	鈴木　公平
西尾市長	本田　忠彦
蒲郡市長	金原　久雄
犬山市長	石田　芳弘
常滑市長	石橋　誠晃
江南市長	大池　良平
尾西市長	大島　晋作
小牧市長	中野　直輝
稲沢中島広域事務組合管理者	服部　幸道

新城市長	山本　芳央
東海市長	鈴木　淳雄
大府市長	福島　務
知多市長	加藤　功
尾張旭市長	谷口　幸治
岩倉市長	石黒　靖明
豊明市長	都築　龍治
長久手町長	加藤　梅雄
木曽川町長	山口　昭雄
蟹江町長	佐藤　篤松
幸田町長	近藤　徳光
田原町長	白井　孝市
渥美町長	山本　道雄
衣浦東部広域連合長	永田　太三
西春日井広域事務組合管理者	長瀬　保
海部東部消防組合管理者	粂野　章
尾三消防組合管理者	久野　知英
海部南部消防組合管理者	佐野　峰夫
海部西部広域事務組合管理者	鷲野　聰明
丹羽広域事務組合管理者	河田　幸男
幡豆郡消防組合管理者	大河内　光行
知多南部消防組合管理者	齋藤　宏一
あすけ地域消防組合管理者	太田　雅清

別記様式

文　書　番　号

平成　年　月　日

殿

要請者

市町村等名

職･氏名　　印

応　援　要　請　書

愛知県内広域消防相互応援協定書第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要請日時	
災害の種別	
災害発生日時	
災害発生場所	
被害の状況	
必要とする車両､資機材等の種類及び数量並びに人員	
応援隊の主な任務	
集結場所	
連絡担当者の氏名	
その他必要な事項	

2-8　水道災害相互応援に関する覚書

（趣旨）

第１条　この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第２条　会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第３条　会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

２　応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第４条　各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

⑴　応急給水作業

⑵　応急復旧作業（原則として仮復旧、第１次応急復旧作業）

⑶　応急復旧資器材の供出

⑷　工事業者のあっせん

２　前項第１号及び第２号の作業の期間は、原則として７日以内とする。

（要請の方法）

第５条　応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

⑴　会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

⑵　名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

⑶　県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

⑷　東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第１号及び第３号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

２　応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

⑴　災害の状況

⑵　必要とする資器材、物資等の品名及び数量

⑶　必要とする職員の職種別人員

⑷　応援の場所及び応援場所への経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援体制）

第６条　応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

２　応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

（受入れ体制）

第７条　応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

２　資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

（費用の負担）

第８条　第４条第１項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同条第１号に要する費用については、応援期間が２日以内の場合又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部又は一部を負担するものとする。

２　応援に要した費用の請求に関する事務は、支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

（損害の賠償）

第９条　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

２　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

（業者への協力要請）

第１０条　支部長又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

（救援体制表の作成）

第１１条　会員は、救援体制表（別表第１）１０部を毎年４月末日までに支部長へ提出するものとする。

２　支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

（雑則）

第１２条　この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

（適用）

第１３条　この覚書は、昭和５３年３月２９日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各１通を保有する。

附　則

この覚書は、平成１６年８月１日から適要する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書１通を作成し、会員及び立会人においてその写し各１通を保有する。なお、本書１通は支部長が保管する。

平成１６年７月３０日

日本水道協会愛知県支部長
愛知県公営企業管理者
名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者
愛知用水北部地域
　関係会員　瀬戸市　尾張旭市　愛知中部水道企業団　春日井市
　地域会長　県水道北部ブロック協議会長
愛知用水南部地域
　関係会員　半田市　常滑市　東海市　大府市　知多市
　　阿久比町　東浦町　南知多町　美浜町　武豊町
　　刈谷市　高浜町　愛知中部水道企業団
　地域会長　県水道南部ブロック協議会長
尾張地域
　関係会員　一宮市　春日井市　津島市　犬山市　江南市
　　尾西市　小牧市　岩倉市　清洲町　木曽川町
　　七宝町　美和町　蟹江町　佐織町
　　春日町　八開村　稲沢中島広域事務組合
　　西春日井郡東部水道企業団　海部南部水道企業団
　　丹羽広域事務組合
　地域会長　尾張水道連絡協議会長
西三河地域
　関係会員　岡崎市　碧南市　刈谷市　豊田市　安城市　知立市
　　高浜市　西尾幡豆広域連合　幸田町　藤岡町
　　額田町　小原村　足助町　下山村　旭町　稲武町
　　愛知中部水道企業団
　地域会長　西三河水道事業連絡協議会長
東三河地域
　関係会員　豊橋市　豊川市　蒲郡市　新城市　田原町　音羽町
　　一宮町 小坂井町 御津町　渥美町　設楽町　東栄町
　　豊根村　富山村　津具村　鳳来町　作手村
　地域会長　東三河県営水道受水団体協議会長
立　会　人　愛知県健康福祉部長

2-9　災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定の締結）

第２条　この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

（応援要請等）

第３条　災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

⑴　一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合

⑵　一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合

⑶　その他特に必要がある場合

２　応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

⑴　災害の発生日時、場所及び災害の状況

⑵　必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み

⑶　必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量

⑷　応援の場所及び期間

⑸　連絡責任者

⑹　その他必要事項

３　要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

４　応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

５　要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

（県の役割）

第４条　県は、第３条第５項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

２　県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

（民間業者の活用）

第６条　県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

（実施細目）

第７条　この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

２　この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成２６年１月１日から効力を生ずるものとする。
平成８年３月１２日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書１２６通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自１通を保管する。

平成２６年１月１日

愛知県知事　　大　村　　秀　章
愛知県流域下水道管理者　愛知県知事　　大　村　　秀　章

名古屋市長　　河　村　　たかし
名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者　小　林　　寛　司

豊橋市長　　佐　原　　光　一
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者　石　黒　　拓　夫

岡崎市長　　内　田　　康　宏
岡崎市公共下水道管理者　岡崎市長　　内　田　　康　宏

一宮市長　　谷　　一　夫
一宮市水道事業等管理者　飯　田　　正　明

瀬戸市長　　増　岡　　錦　也
瀬戸市公共下水道管理者　瀬戸市長　　増　岡　　錦　也

半田市長　　榊　原　　純　夫
半田市公共下水道管理者　半田市長　　榊　原　　純　夫

春日井市長　　伊　藤　　太
春日井市公共下水道管理者　春日井市長　　伊　藤　　太

豊川市長　　山　脇　　実
豊川市公共下水道管理者　豊川市長　　山　脇　　実

津島市長　　伊　藤　　文　郎
津島市下水道事業　津島市長　　伊　藤　　文　郎

碧南市長　　禰冝田　　政　信
碧南市公共下水道管理者　碧南市長　　禰冝田　　政　信

刈谷市長　　竹　中　　良　則
刈谷市公共下水道管理者　刈谷市長　　竹　中　　良　則

豊田市長　　太　田　　稔　彦
豊田市事業管理者　横　地　　清　明

安城市長　　神　谷　　学
安城市公共下水道管理者　安城市長　　神　谷　　学

西尾市長　　榊　原　　康　正
西尾市公共下水道管理者　西尾市長　　榊　原　　康　正

蒲郡市長　　稲　葉　　正　吉
蒲郡市公共下水道管理者　蒲郡市長　　稲　葉　　正　吉

犬山市長　　田　中　　志　典
犬山市公共下水道管理者　犬山市長　　田　中　　志　典

常滑市長　　片　岡　　憲　彦
常滑市公共下水道管理者　常滑市長　　片　岡　　憲　彦

江南市長　　堀　　元
江南市公共下水道管理者　江南市長　　堀　　元

小牧市長　　山　下　　史守朗
小牧市公共下水道管理者　小牧市長　　山　下　　史守朗

稲沢市長　　大　野　　紀　明
稲沢市公共下水道管理者　稲沢市長　　大　野　　紀　明

新城市長　　穂　積　　亮　次
新城市公共下水道管理者　新城市長　　穂　積　　亮　次

東海市長　　鈴　木　　淳　雄
東海市公共下水道管理者　東海市長　　鈴　木　　淳　雄

大府市長　　久　野　　孝　保
大府市公共下水道管理者　大府市長　　久　野　　孝　保

知多市長　　宮　島　　壽　男
知多市公共下水道管理者　知多市長　　宮　島　　壽　男

知立市長　　林　　郁　夫
知立市公共下水道管理者　知立市長　　林　　郁　夫

尾張旭市長　　水　野　　義　則
尾張旭市公共下水道管理者　尾張旭市長　　水　野　　義　則

高浜市長　　吉　岡　　初　浩
高浜市公共下水道管理者　高浜市長　　吉　岡　　初　浩

岩倉市長　　片　岡　　恵　一
岩倉市公共下水道管理者　岩倉市長　　片　岡　　恵　一

豊明市長　　石　川　　英　明
豊明市公共下水道管理者　豊明市長　　石　川　　英　明

日進市長　　萩　野　　幸　三
日進市公共下水道管理者　日進市長　　萩　野　　幸　三

田原市長　　鈴　木　　克　幸
田原市公共下水道管理者　田原市長　　鈴　木　　克　幸

愛西市長　　日　永　　貴　章
愛西市公共下水道管理者　愛西市長　　日　永　　貴　章

清須市長　　加　藤　　静　治
清須市公共下水道管理者　清須市長　　加　藤　　静　治

北名古屋市長　長　瀬　　保
北名古屋市公共下水道管理者　北名古屋市長　長　瀬　　保

弥富市長　　服　部　　彰　文
弥富市公共下水道管理者　弥富市長　　服　部　　彰　文

みよし市長　　小野田　　賢　治
みよし市公共下水道管理者　みよし市長　　小野田　　賢　治

あま市長　　村　上　　浩　司
あま市公共下水道管理者　あま市長　　村　上　　浩　司

長久手市長　　吉　田　　一　平
長久手市公共下水道管理者　長久手市長　　吉　田　　一　平

東郷町長　　川　瀬　　雅　喜
東郷町公共下水道管理者　東郷町長　　川　瀬　　雅　喜

豊山町長　　鈴　木　　幸　育
豊山町公共下水道管理者　豊山町長　　鈴　木　　幸　育

大口町長　　鈴　木　　雅　博
大口町公共下水道管理者　大口町長　　鈴　木　　雅　博

扶桑町長　　江　戸　　滿
扶桑町公共下水道管理者　扶桑町長　　江　戸　　滿

大治町長　　村　上　　昌　生
大治町公共下水道管理者　大治町長　　村　上　　昌　生

蟹江町長　　横　江　　淳　一
蟹江町公共下水道管理者　蟹江町長　　横　江　　淳　一

飛島村長　　久　野　　時　男

阿久比町長　　竹　内　　啓　二
阿久比町公共下水道管理者　阿久比町長　　竹　内　　啓　二

東浦町長　　神　谷　　明　彦
東浦町公共下水道管理者　東浦町長　　神　谷　　明　彦

南知多町長　　石　黒　　和　彦

美浜町長　　山　下　　治　夫

武豊町長　　籾　山　　芳　輝
武豊町公共下水道管理者　武豊町長　　籾　山　　芳　輝

幸田町長　　大須賀　　一　誠
幸田町公共下水道管理者　幸田町長　　大須賀　　一　誠

設楽町長　　横　山　　光　明

東栄町長　　尾　林　　克　時
東栄町公共下水道管理者　東栄町長　　尾　林　　克　時

豊根村長　　伊　藤　　実

愛北広域事務組合管理者　岩倉市長　　片　岡　　恵　一

中部知多衛生組合管理者　常滑市長　　片　岡　　憲　彦

東部知多衛生組合管理者　大府市長　　久　野　　孝　保

衣浦衛生組合管理者　高浜市長　　吉　岡　　初　浩

常滑武豊衛生組合管理者　武豊町長　　籾　山　　芳　輝

蒲郡市幸田町衛生組合管理者　蒲郡市長　　稲　葉　　正　吉

逢妻衛生処理組合管理者　豊田市長　　太　田　　稔　彦

西知多医療厚生組合管理者　東海市長　　鈴　木　　淳　雄

尾張東部衛生組合管理者　瀬戸市　　増　岡　　錦　也

海部地区環境事務組合管理者　蟹江町　　横　江　　淳　一

小牧岩倉衛生組合管理者　小牧市　　山　下　　史守朗

知多南部衛生組合管理者　南知多町長　　石　黒　　和　彦

尾張旭市長久手市衛生組合管理者　尾張旭市長　　水　野　　義　則

刈谷知立環境組合管理者　刈谷市長　　竹　中　　良　則

江南丹羽環境管理組合管理者　江南市長　　堀　　元

北設広域事務組合管理者　設楽町長　　横　山　　光　明

北名古屋衛生組合管理者　北名古屋市長　長　瀬　　保

尾三衛生組合管理者　東郷町長　　川　瀬　　雅　喜

日東衛生組合管理者　日進市長　　萩　野　　幸　三

五条広域事務組合管理者　あま市長　　村　上　　浩　司

知多南部広域環境組合管理者　半田市長　　榊　原　　純　夫

2-10　下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

1　はじめに

平成７年１月１７日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」）」として、平成８年１月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部９県１市においても、平成９年２月５日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（以下「中部ルール」）」が定められ、平成１２年７月２５日には一部改正を行った。

その後、平成１６年１０月２３日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成１９年６月に改定された。

そのような中、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災において、大地震や大津波により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

東日本大震災における支援要請や支援活動を教訓に、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成２４年６月に行った。

その後、平成２８年４月に発生した熊本地震(前震：４月１４日、本震：４月１６日)は、管路の破損や下水道処置場等に損傷が生じ、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われた。熊本地震における発生後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体、支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成２８年１２月に行った。

また、「災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下、大都市ルール）　」を所管する災害時支援大都市連絡会議で審議された、大都市間の支援だけでは対応できない複数県を跨がる災害発生時（南海トラフ地震発生を想定）の支援に関する連携フロー案について、災害時支援に関する検討委員会において「全国ルール」の改定を令和２年１２月に行った。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改正を反映し、中部１０県４市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める

2　基本事項

⑴　本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制（以下、「下水道支援体制」という。）により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。

なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説８．の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。

⑵　災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号に

あげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する(別紙１の通り)。

ア　中部ブロック内の県及び政令指定都市（以下「大都市」という。）並びにブロック連絡会議で選出した代表市

イ　国土交通省地方整備局（関東、北陸、中部、近畿地方整備局）

ウ　日本下水道事業団

エ　(公社)※1日本下水道協会

オ　その他関係業界団体

※１　(公社)は公益社団法人の略

⑶　下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部（以下「下水道対策本部」という。）を設置する。

⑷　各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。

⑸　大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」（以下「大都市ルール」という。）による支援を優先させる。

⑹　下水道支援体制は、平成１９年７月２６日に中部９県１市※2の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」（以下「親協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関（以下「災害応急活動実施機関」）として位置付けるものとし、当該９県１市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない。

※2：中部９県１市とは富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市である。

⑺　親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

３　連絡会

⑴　連絡会の構成員は別紙１のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。なお、連絡会運営の詳細については別に定める。

⑵　幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。

①　幹事

ア　オブザーバー以外の県

②　副幹事

ア　幹事及びオブザーバー以外の県

イ　大都市

ウ　日本下水道事業団

エ　業界団体※3

※3：業界団体とは（一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会のことをいう。

⑶　幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年１回開催する。
⑷　連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。
⑸　幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。
⑹　幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。
⑺　幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第５条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。
⑻　被災県が幹事の場合、副幹事(県)が幹事の業務を代行できるものとする。

４　下水道対策本部の設置と解散

⑴　中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。
　なお、下水道対策本部の組織及び構成員は第５項⑴に示す。
①　震度６弱以上の地震が発生した場合
②　震度５強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
③　その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合
⑵　幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック連絡会議幹事（複数県に跨る災害発生時の場合は、広域支援調整隊若しくは下水道支援調整チーム）と連絡、調整を行い、下水道対策本部(広域)を幹事県に設置する。
①　福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
②　他ブロックからの広域支援要請があった場合
⑶　本部長は、国土交通省と総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。
⑷　下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。
①　支援を要請した構成員または他ブロック連絡会議幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合
②　本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合
⑸　下水道対策本部を解散する場合、本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項を整理し、(公社)日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。
⑹　本部長は、本項⑴、⑶、⑷②及びその他支援の実施に必要な事項について、別紙２の連絡系統に従い、幹事（幹事が被災県の場合は副幹事県）及び被災県所管の地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。

⑺　中部ブロック各県は、管内に震度５弱以上の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、別紙２の連絡系統に従い、幹事（幹事が被災した場合は副幹事県）に被害状況等を連絡するものとする。

⑻　幹事（幹事が被災した場合は副幹事県）は、支援の実施に必要な事項について、別紙２の連絡系統に従い、構成員（ただし、本項⑹に基づく連絡を受けた場合は、本部長が連絡した者以外の構成員）及び大都市連絡窓口に連絡するものとする。

５　下水道対策本部の組織

⑴　下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

①　下水道対策本部長（以下「本部長」という。）
　被災した区域を所管する県の下水道担当課長
　なお、本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第５項（３）に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。

②　下水道対策副本部長（以下「副本部長」という。）
　ア　幹事、副幹事の下水道担当課長また、幹事は総括副本部長となり、副本部長との連絡調整を行うものとする。
　イ　本部長が必要と認めた者

③　下水道対策本部員（以下「本部員」という。）
　ア　①、②を除く別紙１の構成員
　イ　本部長が必要と認めた者

④　下水道対策特別本部員
　ア　国土交通省（応援活動の総合調整等）
　イ　地方整備局（情報の集約）

⑵　中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、国土交通省と総合調整の上、本部長は次の各号に揚げる者を本部員に追加する。

①　大都市連絡窓口
②　他ブロック連絡会議幹事
③　災害時支援活動の経験を有する都市（以下「アドバイザー都市」という。）

⑶　本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第６項⑷に基づき国土交通省と総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

　なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

⑷　下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

　なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

⑸　下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による

支援活動とする。

6　下水道対策本部の業務

⑴　本部長は、別紙２の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、総括副本部長と協議し、本部業務の役割分担を速やかに決定し、その役割を総括副本部長経由で本部構成員に連絡することとする。

⑵　下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、国土交通省と総合調整の上、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。なお、本部長の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

①　下水道対策本部の設置、解散に関すること

②　被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。

③　関係方面への情報提供に関すること。

④　ブロック内被災自治体への支援に関すること。

ア　被災自治体からの支援要請のとりまとめ

イ　支援可能体制の把握

ウ　支援計画の立案

エ　中部ブロック構成員への支援要請

オ　中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請

カ　前線基地の設置及び支援隊の指揮

キ　被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援

ク　調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力

⑤　広域支援に関すること。（他ブロックへの支援）

ア　被災した他ブロック対策本部との連絡調整

イ　中部ブロック構成員の支援可能体制の把握

ウ　中部ブロック構成員への支援要請

エ　国土交通省と総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請

⑥　大都市ルールとの調整に関すること。

⑦　その他支援の実施に必要な事項

⑶　本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。

⑷　特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

7　支援体制の確立

⑴　下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

⑵　支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を、速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

⑶　下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、国土交通省と総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制

調整結果を連絡するものとする。なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

⑷ 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、国土交通省と総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

８ 応援活動

⑴ 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第６７条、第６８条または第７４条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

⑵ 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、（公社）日本下水道協会発行の最新の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

９ 前線基地

⑴ 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

⑵ 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理施設等に設置することを原則とする。ただし、これにより難い場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

⑶ 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。

⑷ 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

１０ その他

⑴ 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

⑵ 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第 92 条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

⑶ 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、（公社）日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。

⑷ 災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。

また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。

⑸　災害時の連絡体制は別紙２に従い行うが、副本部長（県）は本部長（被災県）及び総括副本部長（幹事県）への連絡は不要とする。本部長及び総括副本部長は直接代表市へ連絡を行うこととする。

⑹　災害時及び平常時の連絡体制において、幹事県はその情報の性質を考慮して、全ての構成員へ一斉連絡（メール）を行うことができる。

（附則）

このルールは、平成２０年７月１５日から適用する。

平成２４年　８月２４日　　一部改正
平成２９年　９月　６日　　一部改正
平成３０年１１月　１日　　一部改正
令和元年　　９月　４日　　一部改正
令和４年　１１月　１日　　一部改正

別紙　1　（構成員）　　【R4.11.1】

下水道事業災害時中部ブロック連絡会構成員

【部局名の変更がありましたら修正願います。】

団体区分	団体名	担 当 部 局 名	摘　要
県	新潟県	土木部都市局下水道課	幹事、副幹事を1年毎に持ち回り
	富山県	土木部都市計画課下水道班	
	石川県	土木部都市計画課生活排水対策室	
	長野県	環境部生活排水課	
	岐阜県	都市建築部下水道課	
	静岡県	交通基盤部都市局生活排水課	
	愛知県	建設局下水道課	
	三重県	県土整備部下水道事業課	
	福井県	土木部河川課	オブザーバー
	滋賀県	琵琶湖環境部下水道課	
大都市	名古屋市	上下水道局技術本部計画部下水道計画課	副幹事を1年毎に持ち回り
	新潟市	下水道部下水道計画課	
	静岡市	上下水道局下水道部下水道総務課	
	浜松市	上下水道部下水道工事課	
代表市	長岡市	土木部下水道課	
	富山市	上下水道局経営企画課	
	金沢市	企業局維持管理課	
	長野市	上下水道局下水道施設課	
	岐阜市	上下水道事業部上下水道事業政策課	
	沼津市	水道部下水道整備課	
	豊橋市	上下水道局総務課	
	四日市市	上下水道局	
	福井市	企業局上下水道経営部	オブザーバー
	彦根市	上下水道部下水道建設課	
国土交通省	水管理・国土保全局	下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室	下水道対策特別本部員
	関東地方整備局	建政部都市整備課	
	北陸地方整備局	建政部都市・住宅整備課	
	中部地方整備局	建政部都市整備課	
	近畿地方整備局	建政部都市整備課	オブザーバー
日本下水道事業団	東海総合事務所	施工管理課	副幹事（永年）
	関東・北陸総合事務所	施工管理課	
（公社） 日本下水道協会	技術部技術課		
（公財）日本下水道 新技術機構	研究第一部		日本下水道協会が窓口となり、 連絡調整をとる。
全国管工事業協同組合連合会（管工事組合）			日本下水道協会が窓口となり、 連絡調整をとる。
業界団体	（一社）全国上下水道コンサルタント協会　中部支部（水コン協会）		副幹事を1年毎に持ち回り
	（一社）日本下水道施設業協会　中部地区（施設業協会）		
	（公社）日本下水道管路管理業協会　中部支部（管路管理業協会）		
	（一社）日本下水道施設管理業協会　中部支部（施設管理業協会）		

【参考】上記構成員以外の関係者

他ブロック 連絡会議幹事	※（公社）日本下水道協会から幹事県に毎年提供される 「全国代表者連絡会議名簿」を参照		※中部ルール第4項⑵に基づく連絡窓口
大都市ブロック 連絡窓口	東京都	下水道局計画調整部計画課	※中部ルール第4項⑺に基づく連絡窓口

別紙　２（災害時）

下水道事業災害時中部ブロック支援体制　災害時連絡体系

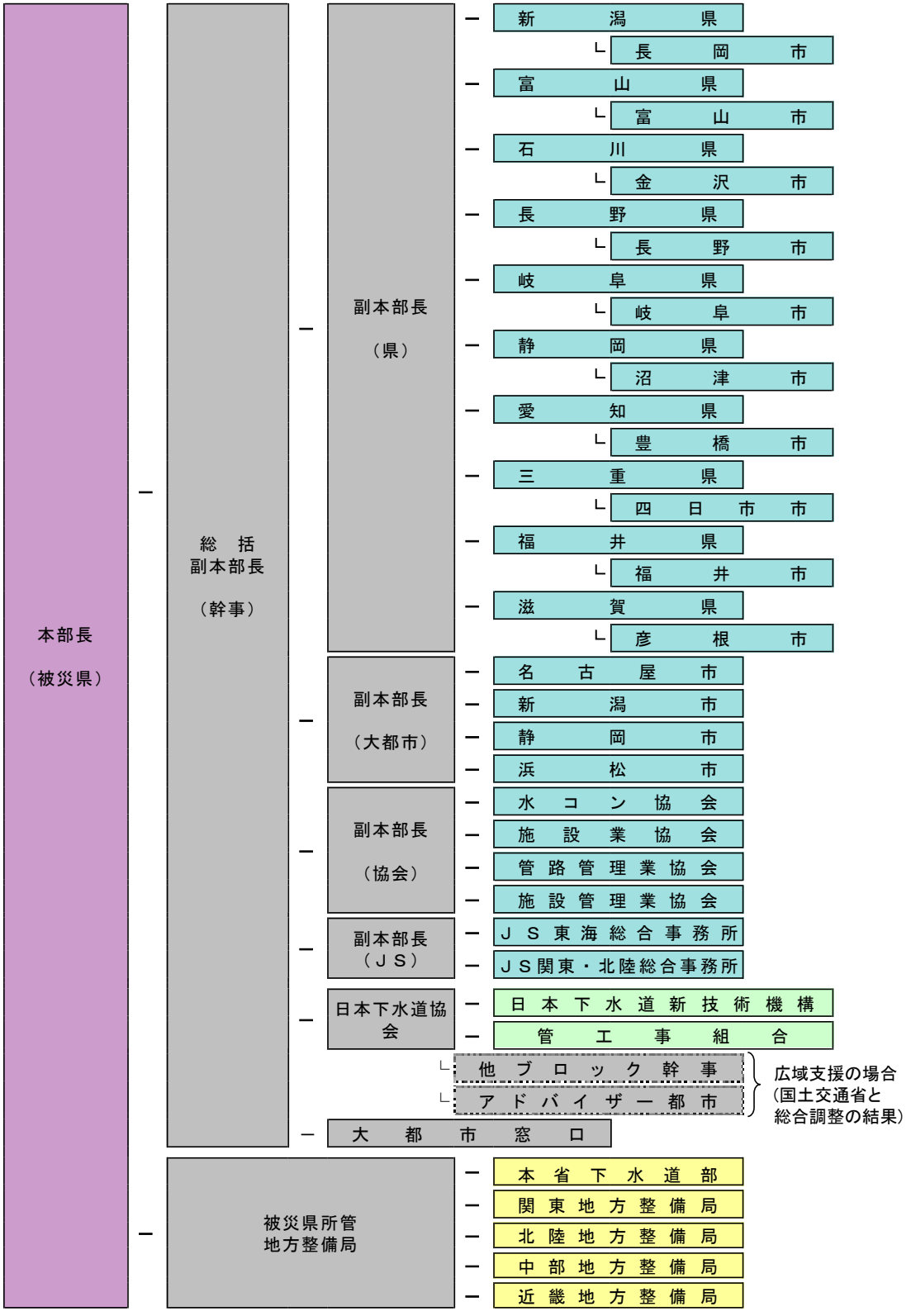

別紙 2（災害時）

下水道事業災害時中部ブロック支援体制　災害時連絡体系

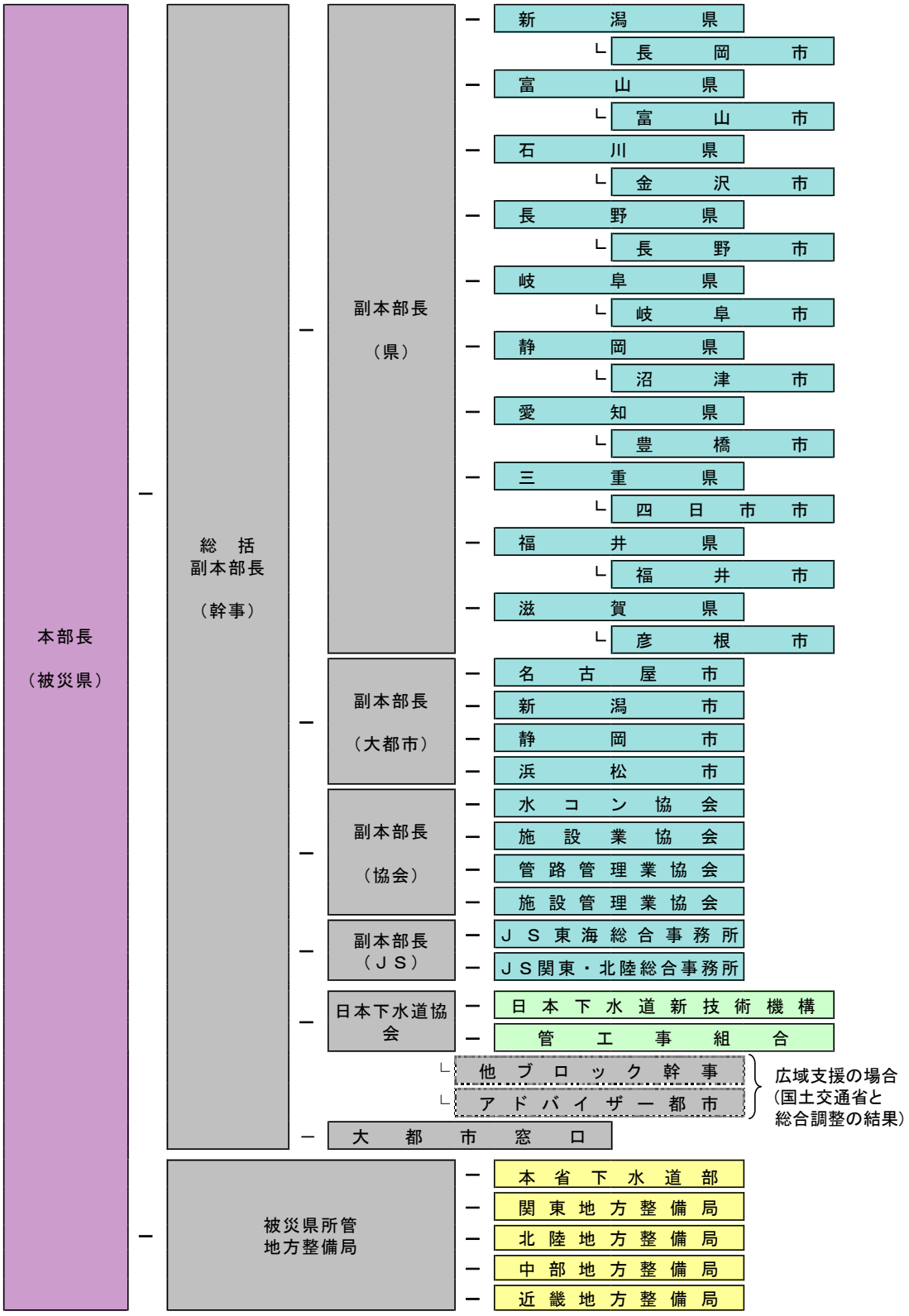

2-11　災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）及び市町（乙１から乙４９まで）（以下、乙１から乙４９までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第２条　この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

（技術支援協力の要請）

第３条　甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第８条に規定する甲の事務局を経由して書面（様式第１）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第２）により、第８条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を経由せずに丙に要請することができる。

２　丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第３）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を経由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

３　甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を経由して書面（様式第４）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者をとりまとめたうえで、書面（様式第５）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を経由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

（委託契約の締結及び費用）

第４条　甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

２　技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

３　業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

４　第１項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）
第５条　業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（労災及び損害補償など）
第６条　支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。
２　技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

（広域の被災）
第７条　甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

（事務局及び連絡体制）
第８条　技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。
⑴　甲の事務局は、愛知県建設局下水道課とする。
⑵　丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。
⑶　連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

（情報の保護）
第９条　甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）
第１０条　甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。
２　前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の有効期間）
第１１条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和６年３月３１日までとする。
２　期間満了の３０日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに１年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。
３　前２項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

（補則）

第１２条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和５年１１月１日

甲　　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

愛知県流域下水道管理者

愛知県知事　　大村　秀章　　印

乙１　　愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の１
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市上下水道局長　木和田　治伸

乙２　　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
伊藤　茂

乙３　　愛知県一宮市本町２丁目５番６号
一宮市水道事業等管理者
小塚　重男

乙４　　愛知県瀬戸市追分町64番地の１
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長　　川本　雅之

乙５　　愛知県半田市東洋町二丁目１番地
半田市下水道事業
半田市長　　久世　孝宏

乙６　　愛知県春日井市鳥居松町５目44番地
春日井市公共下水道事業
春日井市長　　石黒　直樹

乙７　愛知県豊川市諏訪一丁目１番地
豊川市下水道事業
豊川市長　竹本　幸夫

乙８　愛知県津島市立込町２丁目21番地
津島市下水道事業
津島市長　日比　一昭

乙９　愛知県碧南市松本町28番地
碧南市公共下水道管理者
碧南市長　禰冝田　政信

乙１０　愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地
刈谷市長　稲垣　武

乙１１　愛知県豊田市西町３丁目60番地
豊田市事業管理者
前田　雄治

乙１２　愛知県安城市桜町18番23号
安城市長　三星　元人

乙１３　愛知県西尾市寄住町下田22番地
西尾市長　中村　健

乙１４　愛知県蒲郡市旭町17番１号
蒲郡市下水道事業
蒲郡市長　鈴木　寿明

乙１５　愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市公共下水道管理者
犬山市長　原　欣伸

乙１６　愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５
常滑市公共下水道管理者
常滑市長　伊藤　辰矢

乙１７　愛知県江南市赤童子町大堀90番地
江南市長　澤田　和延

乙１８　愛知県小牧市堀の内三丁目１番地
小牧市下水道事業
小牧市長　　山下　史守朗

乙１９　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市公共下水道管理者
稲沢市長　　加藤　錠司郎

乙２０　愛知県新城市字東入船115番地
新城市下水道事業
新城市長　　下江　洋行

乙２１　愛知県東海市中央町一丁目１番地
東海市下水道事業
東海市長　　花田　勝重

乙２２　愛知県大府市中央町五丁目70番地
大府市下水道事業
大府市長　　岡村　秀人

乙２３　愛知県知多市緑町１番地
知多市長　　宮島　壽男

乙２４　愛知県知立市広見三丁目１番地
知立市長　　林　郁夫

乙２５　愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地１
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長　　柴田　浩

乙２６　愛知県高浜市青木町四丁目１番地２
高浜市公共下水道管理者
高浜市長　　吉岡　初浩

乙２７　愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市公共下水道管理者
岩倉市長　　久保田　桂朗

乙２８　愛知県豊明市新田町子持松１番地１
豊明市公共下水道管理者
豊明市長　　小浮　正典

乙２９　愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市公共下水道管理者
日進市長　　近藤　裕貴

乙３０　愛知県田原市田原町南番場30番地１
田原市上下水道事業
田原市長　　山下　政良

乙３１　愛知県愛西市稲葉町米野308番地
愛西市公共下水道管理者
愛西市長　　日永　貴章

乙３２　愛知県清須市須ケ口1238番地
清須市公共下水道管理者
清須市長　　永田　純夫

乙３３　愛知県北名古屋市西之保清水田15番地
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長　　太田　考則

乙３４　愛知県弥富市前ケ須町南本田335番地
弥富市公共下水道管理者
弥富市長　　安藤　正明

乙３５　愛知県みよし市三好町小坂50番地
みよし市公共下水道管理者
みよし市長　　小山　祐

乙３６　愛知県あま市七宝町沖之島深坪１番地
あま市公共下水道管理者
あま市長　　村上　浩司

乙３７　愛知県長久手市岩作城の内60番地１
長久手市公共下水道管理者
長久手市長　　佐藤　有美

乙３８　愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴１番地
東郷町公共下水道管理者
東郷町長　　井俣　憲治

乙３９　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地
豊山町公共下水道管理者
豊山町長　　鈴木　邦尚

乙４０　愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
大口町公共下水道管理者
大口町長　　鈴木　雅博

乙４１　愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長　　鯖瀬　武

乙４２　愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西１番地の１
大治町公共下水道管理者
大治町長　　村上　昌生

乙４３　愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目１番地
蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長　　横江　淳一

乙４４　愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町下水道事業
阿久比町長　　田中　清高

乙４５　愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
東浦町下水道事業
東浦町長　　日髙　輝夫

乙４６　愛知県知多郡武豊町字長尾山２番地
武豊町公共下水道管理者
武豊町長　　籾山　芳輝

乙４７　愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林１番地１
幸田町公共下水道管理者
幸田町長　　成瀬　敦

乙４８　愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地
設楽町公共下水道管理者
設楽町長　　土屋　浩

乙４９　愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地
東栄町公共下水道管理者
東栄町長　　村上　孝治

丙　　愛知県名古屋市中区錦一丁目８番６号

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

支部長　　庄村　昌明　　印

様式第１

年　　月　　日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
　中部支部　支部長　様
（愛知県建設局下水道課経由）

下水道管理者名
（協定書の番号　乙○）

下水道技術支援協力要請書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第３条第１項の規定に基づき、次のとおり要請します。

１　災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

２　支援活動開始日（緊急の場合は想定開始日を記載）

３　支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

４　支援活動内容

５　要請担当者

所　属： 氏　名： 電　話： ＦＡＸ： E-mail：

６　その他

様式第２

年　　月　　日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
　中部支部　事務局　様
（技術支援協力に係る丙の事務局）

愛知県建設局下水道課
（技術支援協力に係る甲の事務局）

下水道技術支援協力要請書（甲→丙）

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第３条第１項の規定に基づく要請がありました。

自治体名等	支援活動開始日（予定）	支援活動箇所数	担当者名	連絡先（電話）

担　当：
電　話：
ＦＡＸ：
E-mail：

様式第３

年　　月　　日

下水道管理者名
（愛知県建設局下水道課経由）

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部　支部長

技術支援協力可能企業通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第３条第２項の規定に基づき、次のとおり通知します。

１　支援協力者

自治体名等	企業名	支援活動開始日（予定）	業務担当者（予定）	連絡先（電話）

２　丙の事務局の担当者

所　属：
氏　名：
電　話：
ＦＡＸ：
E-mail：

様式第４

年　　月　　日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
　中部支部　支部長　様
（愛知県建設局下水道課経由）

下水道管理者名
（協定書の番号　乙〇）

業務実施者選任通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第３条第３項の規定に基づき、次のとおり業務実施者を選任しましたので、通知します。

業務実施者	備　考

様式第５

年　　月　　日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
　中部支部　事務局　様
（技術支援協力に係る丙の事務局）

愛知県建設局下水道課
（技術支援協力に係る甲の事務局）

業務実施者選任通知書（甲→丙）

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第３条第３項の規定に基づく通知がありました。

自治体名等	業務実施者	備　考

担　当：
電　話：
ＦＡＸ：
E-mail：

2-12　災害応援に関する協定書

尾張東部地区広域行政圏協議会を構成する瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町及び長久手町（以下「市町」という。）において、災害が発生した場合の相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の大規模災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、被災市町が他市町に応援要請する応急措置等を円滑に遂行することを目的とする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

⑴　災害応急措置及び応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供

⑵　消火、救援、医療、防疫、その他災害応急措置及び応急復旧等に必要な職員の派遣

⑶　前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

（要請の手続）

第３条　応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は無線等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　必要とする資機材、物資等の品名及び数量

⑶　必要とする職員の職種及び人数

⑷　応援の場所及び応援場所への経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援要請を受けた市町の長は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

２　応援市町の長は、前条の応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町の長に通報するものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。ただし、応援職員が業務中若しくは応援途上等において死亡し、若しくは負傷し、又は疾病にかかった場合における治療、補償等に関する経費については、関係市町が協議して定めるものとする。

（連絡責任者の設置及び会議等の開催）

第６条　市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう毎年、相互応援に関する連絡担当部局及び地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、関係市町が協議して定めるものとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成８年９月１日から適用する。

この協定の成立を証するため本書６通を作成し、各市町署名押印の上、各１通を保有する。

平成８年８月３１日

瀬戸市長　　井　上　博　通

尾張旭市長　　朝　見　政　冨

豊明市長　　都　築　龍　治

日進市長　　山　田　一　麿

東郷町長　　武　藤　敏　夫

長久手町長　　加　藤　梅　雄

文　　書　　番　　号
平成　　年　　月　　日

様

要　請　者
市　町　名
職・氏名

応　援　要　請　書

尾張東部地区広域行政圏協議会災害応援協定書第３条の規定により応援を次のとおり要請します。

要　請　日　時	
災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害の状況	
必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員	
応援隊の主な任務	
応援の期間	
集結場所	
連絡担当者の氏名	
その他の必要な事項	

2-13　愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定

東尾張地区における瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町（以下「東尾張九市二町」という。）は、災害時における相互の応援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東尾張九市二町の行政区域内に災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合において、被災した市町（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急復旧活動が実施できない場合の応援及び、円滑な応援実施を目的とした平時の連携について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　被災市町は、応援が必要となった場合は、東尾張九市二町のうち応援が可能な市（以下「応援可能市町」という。）に対して応援を要請することができる。

（応援の種類等）

第３条　応援の種類及び内容は、次のとおりとし、応援可能市町の可能な範囲で実施するものとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救援、医療、防疫、資機材及び物資搬送等、応急復旧活動等に必要な職員の派遣

(5)　ボランティアの斡旋

(6)　応援可能市町の管理する住宅等への被災者の受入れ

(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（要請の手続）

第４条　被災市町は、応援可能市町に対して応援要請書（別記様式）を提出することにより応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（応援の実施）

第５条　要請を受けた応援可能市町は、速やかに応援を実施するものとする。

２　被災市町に甚大な被害等が発生し、連絡が不通の状態となった場合は、被災市町の状況把握に努めるとともに、必要と認めたときは、前条の要請を受けることなく応援を実施することができる。

３　第３条第４号の規定により派遣された職員は、原則として被災市町の指示に基づき活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　第３条に規定する応援に要する経費負担は、法令その他別に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

(1)　職員の派遣に要する経費は、応援可能市町が負担するものとする。

(2)　前号に掲げるもののほか、物資の調達等その他応援に要する経費は、原則として被災市町が負担するものとする。

（損害賠償等）

第７条　第３条第４号の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災

害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

2　派遣職員が、応援活動中に第三者に対して損害を与えた場合は、被災市町への往復途中に生じたものを除き、原則として被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

（平時の連携）

第８条　災害発生時の被災市町への円滑かつ迅速な応援を実現するため、平時における東尾張九市二町の連携について、可能な範囲で次のとおり実施するものとする。

(1)　総合防災訓練及びその他連携を必要とする訓練への相互参加

(2)　定期的な情報交換会等の実施

(3)　担当部局及び緊急連絡先の確認

2　前項の実施方法は、別途協議により定めるものとする。

（他協定との協調）

第９条　この協定は、東尾張九市二町が個別に締結している災害時相互応援協定を妨げるものではない。

（その他）

第 10 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、東尾張九市二町が協議して定めるものとする。

この協定は、平成 29 年 7 月 31 日から効力を生ずるものとする。

平成 29 年 2 月 6 日締結の「愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 11 通を作成し、署名の上各１通を保有する。

平成 29 年 7 月 3 1 日

愛 知 県 瀬 戸 市
瀬　戸　市　長　伊藤　保徳
愛 知 県 春 日 井 市
春 日 井 市 長　伊藤　太
愛 知 県 小 牧 市
小　牧　市　長　山下　史守朗
愛 知 県 尾 張 旭 市
尾 張 旭 市 長　水野　義則
愛 知 県 豊 明 市
豊　明　市　長　小浮　正典
愛 知 県 日 進 市
日　進　市　長　萩野　幸三
愛 知 県 清 須 市
清　須　市　長　加藤　静治
愛知県北名古屋市
北名古屋市長　長瀬　保
愛 知 県 長 久 手 市
長 久 手 市 長　吉田　一平
愛 知 県 東 郷 町
東　郷　町　長　川瀬　雅喜
愛 知 県 豊 山 町
豊　山　町　長　服部　正樹

別記様式（第４条関係）

応　援　要　請　書

年　　月　　日

様

市長

愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定第４条に基づき、応援を要請します。

<table>
<tr><td colspan="2">被害状況（災害内容）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">応援種別</td><td>生活物資等</td><td colspan="2">食糧等　・　飲料水　・　生活必需品</td><td>担当所属</td><td></td></tr>
<tr><td>資機材等</td><td colspan="2">救出　・　医療　・　防疫　・　車両</td><td>担当者名</td><td></td></tr>
<tr><td>人的応援</td><td colspan="2">職員派遣・ボランティア斡旋・被災者受入れ</td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">（　　）</td><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">応援の具体的内容</td><td>数量（人数）</td><td>応援（搬入）場所名及び所在地</td><td>応援希望期間</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

2-14　災害時の医療救護に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と社団法人瀬戸旭医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　　この協定は、尾張旭市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準ずる災害等が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う医療救護を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第２条　　甲は、前条に基づく医療救護を実施する必要が生じた場合には、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、派遣するものとする。

３　乙は、緊急やむを得ない事情により、甲と連絡が取れない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第３条　　医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護）

第４条　　医療救護は、医療救護班によることを原則とする。

２　医療救護班は、甲が災害現場等において設置する医療救護所、その他甲が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情がある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要がある場合は、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　　医療救護の業務は、次のとおりとする。

⑴　傷病者に対する診療（トリアージを含む）及び応急措置

⑵　傷病者の医療機関への搬送要否の判断

⑶　死亡の確認等

⑷　助産

⑸　看護

⑹　その他医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第６条　乙の医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、乙またはその会員の所有するものを使用するものとする。

２　甲は、医薬品等の補給、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第７条　医療救護を実施した場合、医療救護班の班長は必要な記録を行うとともに、業務の実績を甲及び乙に報告するものとする。

２　乙または医療救護班の班長は、医療救護班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用）

第８条　甲は、この協定による医療救護に関して乙が要した費用を弁償するものとする。
２　乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。
⑴　医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費
⑵　医療救護班が調達した医薬品等を使用した場合の実費
⑶　前号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの
３　前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。
（扶助金）
第９条　甲は、救助に関する業務に従事し、または協力した乙の医療救護班が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することになった場合は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助相当額を乙に支給するものとする。
（医事紛争）
第１０条　医療救護班が医療救護により傷病者との間に紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に報告するものとする。
２　甲は、前項の報告を受けた時は速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。
（疑義の解決）
第１１条　本協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合には、甲、乙が協議して定めるものとする。
（実施細目）
第１２条　医療救護の実施に関し必要な細目は、別添の「災害時の医療救護に関する協定書実施細目」のとおりとする。
（雑則）
第１３条　この協定は、平成２２年１０月８日から適用する。
２　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成２３年３月３１日までとする。
３　前項の有効期間を満了する１か月前までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日からさらに１年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証として、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２２年１０月８日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷　口　幸　治

乙　瀬戸市西長根町１０番地
社団法人　瀬戸旭医師会
代表者　　会　長　　野　田　正　治

2-15　災害時歯科医療救護に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と尾張旭市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、被災者の歯科医療救護活動が必要となったとき、乙及び乙の会員の積極的な協力を得ることにより、被災者の救済を図ることを目的とする。

（歯科医療救護班）

第２条　甲は、地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請することができる。

２　乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに、歯科医療救護班を編成し、避難所又は甲の指定する場所（以下「避難所等」という。）に派遣するものとする。

３　歯科医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととする。

（歯科医療救護班の編成）

第３条　歯科医療救護班の編成は、歯科医師、歯科衛生士、事務員等とする。

（活動場所）

第４条　乙は、甲が指定する避難所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（業務内容）

第５条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

⑴　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

⑵　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

⑶　避難所等における転送困難な患者及び軽易な患者に対する治療・衛生指導

⑷　検視・検案に際しての法歯学上の協力

（医薬品等の供給）

第６条　歯科医療救護に必要な医薬品、医療材料、診断器具その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとし、緊急の場合は、乙又は乙の会員が所有する医薬品等を使用するものとする。

（指揮命令）

第７条　歯科医療救護班の指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（報告）

第８条　歯科医療救護を実施した場合において、歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙に報告するものとする。

（費用弁償等）

第９条　甲は、この協定による歯科医療救護に乙が要した次の各号に掲げる費用について、当該各号に定める額を負担する。

⑴　歯科医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲乙協議して定める額とする。

⑵　歯科医療救護班が調達した医薬品等を使用したとき、その使用した医薬品等の費用は実費の額とする。

⑶　後方医療施設及び避難所等において行った歯科医療救護活動に伴い、当該後方医療施設及び

避難所等の施設又は設備等を損傷した場合には、それらの原状回復に要する費用は実費の額とする。

（扶助金）

第１０条　甲は、歯科医療救護班の構成員が歯科医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給するものとする。

（医療紛争）

第１１条　歯科医療救護班の構成員が歯科医療救護により傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって紛争の解決のため適当な措置を講ずるものとする。

（費用等の請求）

第１２条　乙は、第９条に規定する費用及び第１０条に規定する扶助金（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払）

第１３条　甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（実施細目）

第１５条　この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第１６条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間を満了する１か月までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年１月１９日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地の１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷　口　幸　治

乙　尾張旭市東栄町一丁目８番地１
尾張旭市歯科医師会
会　長　　日 比 野　清　敏

2-16　災害時における応急医薬品等の優先供給に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と尾張旭市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の応急医薬品及び衛生用品等（以下「物資」という。）の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において被災者の救援救護活動が必要となったとき、乙及び乙の会員の積極的な協力を得ることにより、円滑な物資の確保を図ることを目的とする。

（優先供給物資）

第２条　この協定による物資は、乙及び乙の会員が平素取り扱う商品とし、次のとおりとする。

１　医薬品

２　生理用品等の衛生用品

３　その他生活必需品等（粉ミルク等）

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の優先供給について協力を要請することができる。

２　要請にあたっては、甲は品名、数量を指示するものとする。

３　甲は、要請に先立ち、乙に対し、物資の確保状況について照会することができるものとする。

４　甲が優先供給要請を行う者は、乙が指定した者とする。ただし、災害の状況等により、乙が指定した者以外の会員に要請することもできるものとする。

（協力）

第４条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、積極的かつ優先的に応じ、要請された物資の確保に努めなければならない。

２　乙は、災害時における物資の円滑な供給ができるよう、本協定の趣旨について乙の会員に周知徹底することとする。

（価格及び請求）

第５条　甲の要請に基づき、乙が甲に優先供給した物資の価格は、災害が発生した直前の適正な価格を参考に甲乙協議して決定する。

２　乙は、甲の要請により物資を供給したときは、前項の規定による価格により、その代金を請求するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第７条　この協定の期間は、協定締結の日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までの間に、甲乙いずれからも協定の解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１８年5月１日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地の１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷　口　幸　治

乙　尾張旭市北山町六反田２０
尾張旭市薬剤師会
会　長　　丹　羽　松　弘

2-17　災害時の柔道整復師救護活動に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合（東海地震に関する注意情報等が発令された場合を含む。）に、甲が乙の協力を得て行う救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復救護班の派遣）

第２条　甲は、前条の規定に基づく救護活動（以下「救護活動」という。）を実施する必要があると認める場合には、乙に柔道整復救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに柔道整復救護班を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所等に派遣するものとする。

（救護活動）

第３条　柔道整復救護班は、原則として、甲が設営する救護所又は避難所等において、柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定された柔道整復業務を行うものとする。

（衛生材料等の供給）

第４条　救護活動に必要な衛生材料等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙の所有又は所持するものを使用するものとする。

（施術費）

第５条　救護所等における救護活動は、原則として無償で行うものとする。

２　各会員の施術所における施術費は、原則として傷病者の負担とするが、応急的な処置に係る施術費は無償とする。

（報告）

第６条　柔道整復救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

２　乙又は柔道整復救護班の班長は、柔道整復救護班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第７条　甲の要請に基づき、乙の派遣した柔道整復救護班が救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

２　乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。

⑴　乙が供給した医療品等（乙の派遣する救護班の携行品を含む。）の使用に係る経費

⑵　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

３　前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（扶助金）

第８条　甲は、柔道整復救護班員が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

（疑義の解決）

第９条　この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

（有効期限）

第１０条　この協定の有効期間は、平成２８年５月３０日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、１年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成２８年５月３０日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

乙　名古屋市中区金山五丁目１３番２２号
公益社団法人愛知県柔道整復師会
会長　森　川　伸　治

2-18　瀬戸市立休日急病診療所を災害時の医療救護所に指定することに関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と一般社団法人瀬戸旭医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護所（以下「診療所」という。）を指定することについて次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、平成２２年１０月８日に甲乙が締結した災害時の医療救護に関する協定第４条第２項に規定する医療救護所として診療所を指定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（準備）

第２条　甲は、診療所を医療救護所として使用するのに必要な資材や医薬品等の備蓄を行うものとし、乙はこれに対し助言するものとする。

（使用）

第３条　医療救護所が開設された場合、乙は診療所が円滑に使用できるよう協力するものとする。

（費用）

第４条　甲は、この協定による医療救護所の使用に関して乙が要した費用を弁償するものとする。

２　前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上別に定めるものとする。

（その他）

第５条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別に定めるものとする。

（適用）

第６条　この協定は、平成２９年８月１日から適用する。

２　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成３０年３月３１日までとする。

３　前項の有効期間を満了する１か月前までに甲または乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日からさらに１年間延長され、以後同様する。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を２通作成し、甲乙押印の上、各自その１通を所持する。

平成２９年７月７日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水野　義則

乙　瀬戸市西長根町１０番地
一般社団法人　瀬戸旭医師会
会長　　黒江　幸四郎

2-19　災害発生時における相互応援に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）と尾張旭郵便局、尾張旭三郷郵便局、尾張旭庄中郵便局、尾張旭本地ケ原郵便局及び尾張旭印場郵便局（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において地震等の災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲及び乙が相互に応援協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、尾張旭市内に災害が発生又はそのおそれがある場合、次に示す項目について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

⑴　甲及び乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意を得たことを前提とした避難先情報の相互提供

⑵　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

⑶　乙が郵便物の配達等の業務中に発見した災害に伴う道路等の被害状況やその他異常な事象の発生状況等の甲への情報提供

⑷　避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集、交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項

⑸　株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

⑹　前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、甲乙協議の上、適正な方法により算出した額を要請した者が負担する。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、災害情報の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。なお、連絡責任者については次のとおりとする。

尾張旭市　総務部災害対策室長

日本郵便株式会社　尾張旭郵便局長

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項等に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（秘密の保持）

第７条　甲及び乙は、本協定に基づいた業務上で知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。
（有効期間）
第９条　本協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

附則　甲と日本郵便株式会社尾張旭郵便局との間の平成２５年６月３日付け「災害応援協力に関する覚書」については、この協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が署名のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年２月１日

甲　尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

乙　日本郵便株式会社尾張旭郵便局
局長　山 本　行 雄

日本郵便株式会社尾張旭三郷郵便局
局長　山 井　敦 哉

日本郵便株式会社尾張旭庄中郵便局
局長　浅 見　直 樹

日本郵便株式会社尾張旭本地ケ原郵便局
局長　柴 田　潤

日本郵便株式会社尾張旭印場郵便局
局長　中野　圭一郎

2-20　災害時等における放送要請に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５７条及び大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第５３号）第２０条の規定に基づき、尾張旭市長（以下「甲」という。）がグリーンシティケーブルテレビ（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第２条　甲は、災害対策基本法第５６条の規定による通知又は警告が必要であると判断した場合、同法５７条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

２　前項の規定は、甲が大規模地震対策特別措置法第９条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第２０条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

（要請の手続き）

第３条　甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

⑴　放送要請の理由

⑵　放送事項

⑶　そのほか必要な事項

（放送の実施）

第４条　乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻を自主的に決定し、放送する。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。

（雑則）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の適用日）

第７条　この協定は、平成１５年４月１日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印の上、各１通を保有する。

平成１５年４月１日

甲　　尾 張 旭 市 長　　谷口　幸治

乙　　グリーンシティケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長　　吉田　章光

2-21　災害時における放送に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市内に風水害、地震等の災害発生時又は東海地震の警戒宣言発令時等（以下「災害時」という。）に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、尾張旭市（以下「甲」という。）が、株式会社尾張東部放送（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

（放送の依頼等）

第２条　甲は、災害の発生の防止又は災害時の応急対策を実施する上で、有効な伝達手段が取り得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

２　乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第３条　甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

⑴　放送依頼の理由

⑵　放送の内容

⑶　希望する放送の日時

⑷　その他必要な事項

（放送の実施）

第４条　乙は、甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、形式、内容、及び時刻を決定して放送するものとする。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

２　連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（協議）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の前までに甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときには、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以降この例による。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２１年３月３１日

甲　　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
　　尾張旭市
　　代表者　尾張旭市長　谷 口 幸 治

乙　　瀬戸市仲切町２２番地
　　株式会社尾張東部放送
　　代表取締役　　牧　治

2-22　災害に係る情報発信等に関する協定

尾張旭市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、尾張旭市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、尾張旭市が尾張旭市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ尾張旭市の行政機能の低下を軽減させるため、尾張旭市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第２条　本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

⑴　ヤフーが、尾張旭市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、尾張旭市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

⑵　尾張旭市が、尾張旭市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑶　尾張旭市が、尾張旭市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑷　尾張旭市が、災害発生時の尾張旭市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑸　尾張旭市が、尾張旭市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑹　尾張旭市が、尾張旭市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、尾張旭市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。

３　尾張旭市およびヤフーは、第１項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

４　第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、尾張旭市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく尾張旭市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　ヤフーは、尾張旭市から提供を受ける情報について、尾張旭市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、尾張旭市およびヤフーは、その時

期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、尾張旭市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、尾張旭市とヤフー両者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２５年１月４日

尾張旭市：愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市長　水　野　義　則

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目７番１号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　学

「自治体向け避難情報発信支援」利用規約

この利用規約（以下、「本規約」という）は、尾張旭市（以下、「甲」という）が、ヤフー株式会社（以下、「ヤフー」という）と別途締結する災害協定に基づき、株式会社レスキューナウ（以下、「乙」という）の「自治体向け避難情報発信支援（以下、「本支援」という）」を利用する際適用される各事項を規定するものである。本支援は、本規約および甲が乙に提出する避難情報発信支援申込書（以下、「申込書」という）に従って提供されるものとし、甲は、本支援を利用した時点で、本規約の全ての規定に同意したものとする。

（定義）

第１条　本規約に定める定義は以下のとおりとする。なお、以下に定めなく本規約中に別途定義される場合がある。

⑴　「ヤフーサービス」とは、ヤフーが、「Ｙａｈｏｏ！」「Ｙａｈｏｏ！　ＪＡＰＡＮ」「ヤフー株式会社」等のサービスマーク、ロゴ等の商標、商号または著作権表示等を付してインターネット上で運営するサービスをいう。

⑵　「レスキューナウサービス」とは、レスキューナウが提供する、気象災害情報その他の情報配信サービスおよび安否確認、緊急通報その他の危機管理サービスをいう。

⑶　「対象情報」とは、甲が発信する「警戒区域」「避難指示」「避難勧告」「避難準備情報」の各情報をいい、詳細は第２条１項で定める。

⑷　「発信支援業務」とは、乙が本規約に基づき、対象情報について必要項目を備えた配信用フォーマットにデジタル加工することをいう。

⑸　本支援は、本条第３項および第４項に規定する情報を、ヤフーサービスを通じてその利用者へ発信することをその目的とする。

（実施事項）

第２条　乙は、甲から対象情報の発令についての通知を受けた場合、速やかに発信支援業務を行うこととする。発信支援業務にて取り扱う情報は次の通りとする。

⑴　警戒区域の発令および解除（甲所在の地域についての発表情報を対象とする）

⑵　避難指示の発令および解除（甲所在の地域についての発表情報を対象とする）

⑶　避難勧告の発令および解除（甲所在の地域についての発表情報を対象とする）

⑷　避難準備情報の発令および解除（甲所在の地域についての発表情報を対象とする）

２　前項にかかわらず、甲が緊急的に必要と判断し、発信支援業務を要請し、ヤフーおよび乙が受諾した場合、前項以外の情報を配信できるものとする。

３　甲による乙への対象情報発令の通知方法など、運用に関する詳細については、甲乙間で協議し決定するものとする。

（実施期間）

第３条　本支援の実施期間は、申込書に定めるものとする。

２　前項にかかわらず、甲がヤフーと締結する災害協定が終了する場合には、本支援の実施期間は、災害協定の有効期間満了をもって終了するものとする。

３　前各項にかかわらず、甲または乙は相手方に対して解約希望日の６ヶ月前までに書面にて通知することにより本支援を解約することができる。

（対価）

第４条　甲の本支援利用に伴う対価は無償とする。

（機密保持）

第５条　甲および乙は、発信支援業務遂行上知り得た相手方の技術上、営業上の機密を機密に保持するものとし、本規約有効期間中のみならず、本規約終了後も２年間は相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。但し次のものは機密保持義務対象から除外する。

⑴　開示を受けた際、既に自ら所有し、又は第三者から入手していたもの。

⑵　開示を受けた際、既に公知公用であったもの。

⑶　開示を受けた後、甲乙それぞれの責によらないで公知又は公用となったもの。
⑷　秘密情報に接することなく、甲乙が各々独自に開発したもの。
⑸　秘密情報に接することなく、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。

（本支援の利用範囲）

第６条　乙が発信支援業務により作成した情報は、ヤフーサービスを通じてのみ本支援利用者に提供されるものとする。

２　乙は甲に対価を支払うことなく、レスキューナウサービスを通じて、第三者に対して対象情報を提供することができるものとする。

（事故処理）

第７条　発信支援業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

（免責）

第８条　乙による本支援の実施は、以下の場合遅延または中断されることがあるものとする。

⑴　停電や天災、戦争、法令の変更等の不可抗力が生じた場合
⑵　乙または第三者の電気通信設備に障害が生じた場合
⑶　乙の電気通信設備の保守上、または、工事上やむを得ない場合
⑷　対象情報の甲から乙への通知が、何らかの要因によりなされなかった場合

２　前項による遅延または中断によって生じる甲及び本支援の利用者の損害について、乙は一切責任を負わないものとする。

（本支援の解約および本規約の解除）

第９条　甲乙いずれも、相手方が本規約上の義務を履行しない場合、当該不履行に関し、書面をもって催告し、催告書到達後３０日以内に相手方が是正しないときは、本支援を解約し、本規約を解除することができる。

（反社会的勢力であることを理由とする解約）

第１０条　甲および乙は、相手方に次各号の何れかに該当する事由が生じたときは、何等の催告を要せず直ちに本支援を解約し、本規約の全部または一部を解除することができる。

⑴　暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」という）である場合
⑵　暴力団等反社会的勢力が本事業活動を支配し、または反社会的勢力に不当な資金提供を行うなど、社会的に不相当な関係を有する法人その他の団体である場合
⑶　法人その他の団体で、その役員または従業員のうちに暴力団等反社会的勢力に該当する者のある場合
⑷　甲、乙、もしくはそれぞれの関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法または不当な手段を用いて要求行為、その他の不法行為を行った場合

（規約終了後の措置）

第１１条　本規約は第３条に規定する本支援の実施期間中有効に存続するものとする。

２　第４条（機密保持）、第８条（免責）および第１３条（管轄裁判所）の規定は、本規約の終了後もその効力は消滅せず、なお有効に存続するものとする。

（協議事項）

第１２条　本規約に定めのない事項および本規約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

（管轄裁判所）

第１３条　本規約に関し、当事者間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2-23　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

尾張旭市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者、帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上で定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条　甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引込線等（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

２　乙が設置する屋内配線や引込線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに文書をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（尾張旭市）」（別紙１）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙２）をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に文書をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話　定期試験仕様書」（別紙３）に定める接続試験を実施することとする。

定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることができる。

利用方法として、接続は尾張旭市内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続は行わないこととする。

（故障発見時の取扱い）

第８条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の利用開始）

第９条　特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

（特設公衆電話の利用開始案内）

第１０条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用終了）

第１１条　特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第１２条　乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第１３条　甲は、第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（表明保証）

第１４条　甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

⑴　甲又は乙の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなった時から５年間を経過しない者若しくはこれらに準ずる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。

⑵　甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

⑶　甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させている

と認められること。

⑷　甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

⑸　本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

２　甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知又は催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。

⑴　前項に違反したとき。

⑵　自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。

ア　相手方に対する暴力的な要求行為

イ　相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

エ　風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

オ　その他前各号に準ずる行為

３　甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

（協議事項）

第１５条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第１６条　本覚書は、乙が設置する屋内配線や引込線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書による本覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその１通を保有する。

令和２年６月１５日

甲　　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
愛知県尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　　愛知県名古屋市中区大須４丁目９番６０号
西日本電信電話株式会社　名古屋支店
取締役名古屋支店長　山　本　尚　樹

別紙１

特設公衆電話設置一覧（尾張旭市）

令和３年　　月　　日現在

No.	施設名	設置場所※	住所	設置回線数
1	旭小学校	体育館玄関ホール	西の野町五丁目１番地	1
2	東栄小学校	体育館玄関ホール	東栄町三丁目５番地１	1
3	渋川小学校	体育館玄関ホール	渋川町一丁目５番地８	1
4	本地原小学校	体育館玄関ホール	南新町中畑２５２番地	1
5	城山小学校	体育館玄関ホール	城山町城山１３番地１	1
6	白鳳小学校	体育館玄関ホール	白鳳町一丁目１２番地	1
7	瑞鳳小学校	体育館玄関ホール	大塚町二丁目１０番地１	1
8	旭丘小学校	体育館玄関ホール	大久手町上切戸１１７番地１	1
9	三郷小学校	体育館玄関ホール	瀬戸川町一丁目１２２番地	1
10	旭中学校	体育館玄関ホール	向町二丁目４番地２	1
11	東中学校	体育館玄関ホール	下井町前の上１６０２番地	1
12	西中学校	体育館玄関ホール	渋川町三丁目２番地９	1
13	中央公民館	ロビー	東大道町山の内２４１０番地２	2
14	藤池公民館	入口通路	東栄町一丁目４番地７	1
15	瑞鳳公民館	玄関ホール	大塚町二丁目１０番地２	1
16	平子公民館	玄関ホール	平子町中通２１９番地２	1
17	本地原公民館	玄関ホール	緑町緑ケ丘１００番地１０	1
18	渋川公民館	玄関ホール	渋川町一丁目６番地１	1
19	白鳳公民館	玄関ホール	白鳳町二丁目２０番地	1
20	旭丘公民館	入口通路	大久手町上切戸７０番地	1
21	東部市民センター	ロビー	三郷町中井田１３６番地	1
22	保健福祉センター	エレベーターホール	新居町明才切５７番地	1

※設置場所とは、特設公衆電話機を接続する電話線モジュラージャックの設置場所をいう。

電話端子盤内、ＭＤＦ（EPS）内にケーブルがまとめて収容されている場合は、所定の位置まで延長し、電話機を接続して使用する。

特記事項：設置回線については、回線設置時において設置場所の状況変化や設置場所変更等があった場合には、回線数の変更若しくは設置できない場合があります。

別紙２

情報管理責任者（変更）通知書

年　月　日

様

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第５条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
	（正）	Tel FAX1 E-mail
	（副）	

別紙３

特設公衆電話　定期試験仕様書

試験名	実施手順
Ⅰ．西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）による回線試験	①　ＮＴＴ西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。
	②　回線に異常が確認された場合は、ＮＴＴ西日本が修理を実施します。
Ⅱ．尾張旭市による通話試験	①　各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、尾張旭市内の部署等に電話をかけ、正常に接続ができるかの確認を実施します。
	②　通話ができない、または雑音が入る等、異常が確認された場合は、ＮＴＴ西日本故障受付部門（１１３）へ連絡します。

2-24　災害時における被災地の復旧に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画に基づく災害時における被災　地の復旧（以下「災害復旧」という。）に関して、尾張旭市（以下「甲」という。）が尾張旭市土木業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定における「災害復旧」とは、災害対策基本法第８７条に規定するものをいう。

（要請手続）

第３条　甲は、災害復旧の要請にあたっては、復旧場所、規模、工事期間、費用及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（建設業者のあっせん）

第４条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者（以下「丙」という。）のあっせんをするものとする。

第５条　乙のあっせんを受けた丙は、甲の指示に従い災害復旧を行うものとする。

（費用の負担及び請求）

第６条　丙が前条の災害復旧に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　丙は、前項に規定する費用を災害復旧後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては尾張旭市総務部行政課、乙においては尾張旭市土木業協会理事長とする。

（補償）

第８条　この協定に基づき応急措置の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用のある場合を除き、尾張旭市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年尾張旭市条例第１３号）の規定を適用し、その損害を補償する。

（会員名簿等の提供）

第９条　乙は、本協定に係る乙の業務担当委員会名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲に提供するものとし、委員会及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第１１条　甲（尾張旭市防災会議及び尾張旭市災害対策本部をこの条において含む。）が主催する防災訓練及び防災展等に参加要請があった場合、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

（適用）
第１２条　この協定は、平成１７年３月９日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１７年３月９日

甲　尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷口幸治

乙　尾張旭市土木業協会
理事長　神田徳一

2-25　災害時における被災地の復旧に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画に基づく災害時における被災地の復旧（以下「災害復旧」という。）に関して、尾張旭市（以下「甲」という。）が尾張旭建設協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定における「災害復旧」とは、災害対策基本法第８７条に規定するものをいう。

（要請手続）

第３条　甲は、災害復旧の要請にあたっては、復旧場所、規模、工事期間、費用及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（建設業者のあっせん）

第４条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者（以下「丙」という。）のあっせんをするものとする。

第５条　乙のあっせんを受けた丙は、甲の指示に従い災害復旧を行うものとする。

（費用の負担及び請求）

第６条　丙が前条の災害復旧に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　丙は、前項に規定する費用を災害復旧後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては尾張旭市総務部行政課、乙においては尾張旭建設協会会長とする。

（補償）

第８条　この協定に基づき応急措置の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用のある場合を除き、尾張旭市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年尾張旭市条例第１３号）の規定を適用し、その損害を補償する。

（会員名簿等の提供）

第９条　乙は、本協定に係る乙の業務担当委員会名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲に提供するものとし、委員会及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第１１条　甲（尾張旭市防災会議及び尾張旭市災害対策本部をこの条において含む。）が主催する防災訓練及び防災展等に参加要請があった場合、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

（適用）

第１２条　この協定は、平成１７年７月２５日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１７年７月２５日

甲　尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷 口 幸 治

乙　尾張旭建設協会
会長　糀 谷 正 夫

2-26　災害時における被災地の復旧に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画に基づく災害時における被災地の復旧（以下「災害復旧」という。）に関して、尾張旭市（以下「甲」という。）が尾張旭市建築業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この協定は、大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、災害対策基本法及び尾張旭市地域防災計画の定めるところにより、計画的に復旧を進めることを目的とする。

（要請手続）

第３条　甲は、災害復旧の要請にあたっては、復旧場所、規模、工事期間、費用及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（建築業者のあっせん）

第４条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建築業者（以下「丙」という。）のあっせんをするものとする。

第５条　乙のあっせんを受けた丙は、甲の指示に従い災害復旧を行うものとする。

（費用の負担及び請求）

第６条　丙が前条の災害復旧に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　丙は、前項に規定する費用を災害復旧後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては尾張旭市総務部災害対策室、乙においては尾張旭市建築業協会会長とする。

（補償）

第８条　この協定に基づき応急措置の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用のある場合を除き、尾張旭市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年尾張旭市条例第１３号）の規定を適用し、その損害を補償する。

（会員名簿等の提供）

第９条　乙は、本協定に係る乙の業務担当委員会名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲に提供するものとし、委員会及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（協定の解約）

第 12 条　本協定を継続できない事情が発生したときは、両者協議の上協定を解約することができるものとする。

（その他）

第 13 条　甲（尾張旭市防災会議及び尾張旭市災害対策本部をこの条において含む。）が主催する防災訓練等に参加要請があった場合、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

（適用）

第 14 条　この協定は、平成３０年８月８日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成３０年８月８日

甲　尾張旭市
代表者　尾張旭市長 水　野　義　則

乙　尾張旭市建築業協会
会　長　菅　沼　正　壽

2-27　災害時における応急復旧に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画に基づく災害時における水道施設等の応急復旧（以下「応急復旧」という。）に関して、尾張旭市水道事業（以下「甲」という。）が尾張旭市管工事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（要請手続き）

第２条 甲は、応急復旧に乙の協力が必要であると認めたときは、災害の状況、場所、協力を要請する業務内容等について、文書をもって乙に要請するものとする。

ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（業務の実施）

第３条　乙は、前項の要請があったときは、必要な労力、資機材を提供し、甲の指示に従い、応急復旧の業務を実施する。

２　乙は、業務が終了したときは、直ちに報告するものとする。

（費用の負担及び請求）

第４条　乙がこの協定に基づく応急復旧に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　乙は、前項に規定する費用を業務が終了した後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

（補償）

第５条　この協定に基づき応急復旧に従事した者が、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用のある場合を除き、尾張旭市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年尾張旭市条例第１３号）の規定を適用し、その損害を補償する。

（協議）

第６条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第７条　乙は、尾張旭市地域防災計画に基づき実施される防災訓練等に参加要請があった場合、可能な限り参加協力するものとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成１８年２月１７日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１８年２月１７日

甲　　尾張旭市　水道事業
尾張旭市長　谷 口 幸 治

乙　　尾張旭市管工事業協同組合
代表理事　加　藤　隆　士

2-28　災害時における街路樹等の応急復旧に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と尾張旭市造園業協会（以下「乙」という。）は、災害その他非常の場合における街路樹等の応急復旧（以下「応急復旧」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に対して応急復旧を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、応急復旧を必要とする場合において、災害の状況、場所及び協力を要請する業務内容等を文書で乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等によることができるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（造園業者のあっせん）

第３条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である造園業者（以下「丙」という。）を甲にあっせんするものとする。

２　乙のあっせんを受けた丙は、甲の指示に従い応急復旧を行うものとする。

（費用の負担及び請求）

第４条　甲は、丙が応急復旧に要した費用を負担するものとする。

２　丙は、業務が終了した後、甲の確認を受けて前項の費用を甲に請求するものとする。

（連絡窓口）

第５条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては尾張旭市建設部土木課、乙においては尾張旭市造園業協会会長とする。

（補償）

第６条　この協定に基づき応急復旧に従事した者が、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用のある場合を除き、尾張旭市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第１３号）の規定を適用し、その損害を補償する。

（会員名簿の提出）

第７条　乙は、毎年１回会員名簿を甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、報告するものとする。

（防災訓練）

第８条　乙は、甲から尾張旭市地域防災計画に基づき実施される防災訓練等の参加要請があった場合は、可能な限り参加協力をするものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、平成１８年５月１９日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がない限り、有効期限を１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して定める。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１８年５月１８日

甲　尾張旭市

代表者　尾張旭市長　谷 口 幸 治

乙　尾張旭市造園業協会

代表者　会　長　松　原　正　広

2-29　災害時における街路樹等の応急復旧に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と尾張旭市緑化業協会（以下「乙」という。）は、災害その他非常の場合における街路樹等の応急復旧（以下「応急復旧」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に対して応急復旧を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、応急復旧を必要とする場合において、災害の状況、場所及び協力を要請する業務内容等を文書で乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等によることができるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（造園業者のあっせん）

第３条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である造園業者（以下「丙」という。）を甲にあっせんするものとする。

２　乙のあっせんを受けた丙は、甲の指示に従い応急復旧を行うものとする。

（費用の負担及び請求）

第４条　甲は、丙が応急復旧に要した費用を負担するものとする。

２　丙は、業務が終了した後、甲の確認を受けて前項の費用を甲に請求するものとする。

（連絡窓口）

第５条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては尾張旭市都市整備部土木管理課、乙においては尾張旭市緑化業協会理事長とする。

（補償）

第６条　この協定に基づき応急復旧に従事した者が、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用のある場合を除き、尾張旭市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第１３号）の規定を適用し、その損害を補償する。

（会員名簿の提出）

第７条　乙は、毎年１回会員名簿を甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、報告するものとする。

（防災訓練）

第８条　乙は、甲から尾張旭市地域防災計画に基づき実施される防災訓練等の参加要請があった場合は、可能な限り参加協力をするものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、平成２２年６月１４日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がない限り、有効期限を１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して定める。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年６月１４日

甲　尾張旭市

代表者　尾張旭市長　谷　口　幸　治

乙　尾張旭市緑化業協会

代表者　理事長　松　原　　孝

2-30　災害時における街路樹等の応急復旧に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と有限会社中部緑地建設（以下「乙」という。）は、災害その他非常の場合における街路樹等の応急復旧（以下「応急復旧」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に対して応急復旧を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、応急復旧を必要とする場合において、災害の状況、場所及び協力を要請する業務内容等を文書で乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等によることができるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、甲の指示に従い街路樹等の応急復旧を行うものとする。

（費用の負担及び請求）

第４条　甲は、乙が応急復旧に要した費用を負担するものとする。

２　乙は、業務が終了した後、甲の確認を受けて前項の費用を甲に請求するものとする。

（連絡窓口）

第５条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては尾張旭市都市整備部土木管理課とする。

（補償）

第６条　この協定に基づき応急復旧に従事した者が、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用のある場合を除き、尾張旭市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第１３号）の規定を適用し、その損害を補償する。

（防災訓練）

第７条　乙は、甲から尾張旭市地域防災計画に基づき実施される防災訓練等の参加要請があった場合は、可能な限り参加協力をするものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期間は、平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がない限り、有効期限を１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して定める。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年２月１３日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市　代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

乙　尾張旭市東名西町一丁目１７３番地
有限会社中部緑地建設　代表取締役　苅　部　邦　生

2-31　災害時における応援協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社ファノバ中部支店（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による被害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害の発生により水道施設が被災した場合、速やかに給水能力を回復するため、甲の要請に基づき乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援業務）

第２条　前条に規定する応援業務は、次のとおりとする。

⑴　電話対応

⑵　応急給水活動

⑶　広報活動

⑷　前各号に掲げるもののほか甲が要請する業務

（応援要請）

第３条　甲は、災害の発生時において、水道施設の復旧作業に乙の応援業務が必要であると認めたときは、これを乙に対し要請するものとする。

（応援要請の手続）

第４条　甲による応援の要請は、次の事項を明らかにし、書面（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに書面を送付するものとする。

⑴　災害の状況

⑵　応援業務の内容

⑶　必要人員

⑷　応援場所

⑸　応援期間

⑹　連絡責任者

⑺　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要員の派遣）

第５条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員、車両等を出動させ、甲が行う復旧作業に従うものとする。応援に当たっては、協力できる人員、車両等の状況把握を行い、甲へ報告するものとする。

（終了報告）

第６条　乙は、甲から要請された応援業務が終了したときは、その旨を書面（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第７条　この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。なお、この費用の負担は、尾張旭市水道事業量水器検針等業務委託契約の委託業務時間以外の時間帯（平日の委託業務時間外、土・日曜日、祝・休日及び年末年始）において応援業務を行った場合のみを対象とする。

２　前項に規定する費用は、甲、乙が協議して基準額を定め、前条の規定により乙から提出された

書面の内容に基づき算定するものとする。また、乙が所有する車両を提供した場合は、甲は、燃料費のみを負担するものとし、乙は、甲の給油伝票を使用して給油するものとする。

（支払手続）

第８条　甲は、乙から費用の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（労災補償）

第９条　乙の応援従事者が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第１０条　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の解除を通知しない限り、令和８年９月３０日までその効力を持続する。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年９月３０日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市水道事業
尾張旭市長　森　　和　実

乙　名古屋市中村区椿町１番１６号
株式会社ファノバ中部支店
支店長　黒　川　和　善

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

株式会社ファノバ中部支店
支店長　　様

尾張旭市水道事業
尾張旭市長

災害時における応援業務について（要請）

災害時における応援協定書第３条に基づき、下記のとおり応援業務を要請します。

記

災害の状況	□　断水世帯　（約　　世帯） □　その他　（　　）
応援業務の内容	□　電話対応 □　応急給水活動 □　広報活動 □　その他　（　　）
必要人員	名 内訳（電話対応　　名、応急給水活動　　名 広報活動　　名、その他　　名）
応援場所	
応援期間	年　月　日から　年　月　日まで（　日間）
その他	
連絡責任者	所　属 氏　名 連絡先

第２号様式（第６条関係）

年　　月　　日

尾張旭市水道事業
　尾張旭市長　　殿

株式会社ファノバ中部支店
支店長

災害時における応援業務について（報告）

災害時における応援協定書第６条に基づき、下記のとおり報告します。

記

応援実施期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　　日間）
応援場所	□　市内　（　　箇所　　） □　その他（　　）
応援業務の内容及び人数	□　電話対応　　名　（　　日間） □　応急給水活動　　名　（　　日間） □　広報活動　　名　（　　日間） □　その他　　名　（　　日間） （応援内容　　）
業務実績　※	□　時間外　　名　（総時間数　　時間） □　土日祝　　名　（総時間数　　時間） □　深夜（平日）　　名　（総時間数　　時間） □　深夜（休日等）　　名　（総時間数　　時間）
使用車両等	□　車両　　台　（走行距離合計　　ｋｍ） □　その他（　　） ※　費用は別途対応
連絡責任者	社　名 氏　名 連絡先

※　原則、１日＝８時間とし、通常の勤務時間以外の出勤は、時間外等として別掲する。

2-32　災害時における応援協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社ウォーターエージェンシー愛知オペレーションセンター（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による被害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、原則として大規模な災害が発生した場合に、水道水の安定供給を図るため、甲の要請に基づき乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第２条　甲は、前条に規定する応援業務が必要であると認めた時は、これを乙に対して要請するものとする。

（応援）

第３条　乙は、甲から前条の規定による応援の要請を受けた場合は、応援の内容にしたがって可能な限り応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第４条　前条に規定する応援の内容は、次のとおりとする。

⑴　水道施設の巡回点検

⑵　水道施設が破損した場合の復旧支援

⑶　その他、甲の要請に応じた内容（応急給水活動等）

（応援要請の手続き）

第５条　甲による応援の要請は、次の事項を明らかにし、書面（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに書面を送付するものとする。

⑴　災害の状況

⑵　必要とする人員

⑶　応援場所

⑷　応援の期間

⑸　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（終了報告）

第６条　乙は、甲より要請された応援業務が終了したときは、その旨を書面（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第７条　この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする、なお、この費用の負担は、上水道施設保守管理業務委託の範囲外において行った応援業務のみを対象とする。

２　前項に規定する費用は、甲乙が協議して基準額を定め、前条の規定により乙から提出された書面の内容に基づき算定するものとする。

（支払い手続き）

第８条　甲は、乙から費用の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（労災補償）

第９条　乙の応援従事者が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の負担により補償するものとする。

（連絡責任者）
第10条　甲又は乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。
（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（有効期間）
第12条　この協定は、協定成立からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の解除を通知しない限り、令和１０年９月３０日までその効力を持続する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和５年１０月１日

甲　所在地　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
　　名　称　尾張旭市
　　代表者　尾張旭市水道事業
　　　　尾張旭市長　柴　田　　浩

乙　所在地　名古屋市守山区新守町１５４番地
　　名　称　株式会社ウォーターエージェンシー
　　　　愛知オペレーションセンター
　　代表者　センター長　水　野　　明

災害時における応援協定に関する覚書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社ウォーターエージェンシー名古屋営業所（以下「乙」という。）は、甲乙間の平成３０年１０月１日付「災害時における応援協定書」（以下「原協定」という。）について、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

なお、本覚書の定めにない事項は、原協定に定めるところによるものとする。

第１条　原協定第１号様式（第５条関係）を別紙のとおり変更する。

第２条　原協定第２号様式（第６条関係）を別紙のとおり変更する。

第３条　本覚書は、令和元年１２月１１日から適用する。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和元年１２月１１日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市水道事業
尾張旭市長　森　　和　実

乙　名古屋市守山区新守町１５４番地
株式会社ウォーターエージェンシー
名古屋営業所
営業所長　藤　井　雄　司

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

株式会社ウォーターエージェンシー
名古屋営業所
営業所長　　殿

尾張旭市水道事業
尾張旭市長

水道施設の災害時における応援業務について（要請）

下記のとおり、「災害時における応援協定書」第５条に基づき、応援業務を要請します。

記

災害の状況	□　断水世帯（　約　　世帯） □　その他　（　　）
応援業務の内容	□　水道施設の巡回点検 □　水道施設が破損した場合の復旧支援 □　その他　（　　）
必要人員	名 内訳（巡回点検　　名、復旧支援　　名 その他　　名）
応援場所	
応援期間	年　　月　　日 から　　年　　月　　日まで
その他	
連絡責任者	所　属 氏　名 連絡先

第２号様式（第６条関係）

年　　月　　日

尾張旭市水道事業
　尾張旭市長　　殿

株式会社ウォーターエージェンシー
名古屋営業所
　営業所長

水道施設の災害時における応援業務について（報告）

下記のとおり、「災害時における応援協定書」第６条に基づき、報告します。

記

応援実施期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　　日間）
応援場所	□　水道施設の巡回点検（　　） □　水道施設の復旧支援（　　） □　その他（　　）
応援人数 及び内容	□　巡回点検　　名　（　　日間） □　復旧支援　　名　（　　日間） □　その他　　名　（　　日間） （応援内容　　）
業務実績　※	□　昼間（平日）　　名　（総時間数　　時間） □　昼間（休日）　　名　（総時間数　　時間） □　夜間（平日）　　名　（総時間数　　時間） □　夜間（休日）　　名　（総時間数　　時間）
連絡責任者	社　名 氏　名 連絡先

※　上水道施設保守管理業務委託の範囲外のみ対象とする。

2-33　災害時における空調設備等の応急復旧に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と尾張旭空調設備協会（以下「乙」という。）は、災害時（「尾張旭市内に風水害、地震等の大規模災害が発生したとき」をいう、以下同じ。）における空調設備等の応急復旧（以下「応急復旧」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時に甲が乙に対して応急復旧を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、応急復旧を必要とする場合は、協力を要請する業務内容等を文書で乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等によることができるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

⑴　公共施設の空調、換気設備等の被害状況の調査

⑵　公共施設の空調、換気設備の応急措置及び復旧

⑶　公共施設の給排水設備の応急措置及び復旧

⑷　燃料等の危険物の点検及び復旧

⑸　その他応急復旧に関すること

（費用の負担及び請求）

第４条　甲は、乙が応急復旧に要した費用を負担するものとする。

２　乙は、業務が終了した後、甲の確認を受けて前項の費用を甲に請求するものとする。

（労災補償）

第５条　乙の応急復旧従事者が応急復旧業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（会員名簿の提出）

第６条　乙は、毎年１回会員名簿を甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、報告するものとする。

（有効期限）

第７条　この協定の有効期間は、平成２５年１月８日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がない限り、有効期限を１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して定める。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年１月８日

甲　尾張旭市　代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

乙　尾張旭空調設備協会　代表者　会長　近　藤　高　史

2-34　災害時の応急対策の協力に関する基本協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

（目的）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画に基づき、尾張旭市の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（応急対策等の内容）

第２条　応急対策等の内容は次のとおりとする。

⑴　尾張旭市管理公共施設等の被災状況の調査

⑵　尾張旭市管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元

⑶　登記・境界関係相談所の開設

⑷　平常時における尾張旭市管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等

⑸　前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第３条　甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（名簿等の提出）

第６条　乙は、毎年１回次の書類を甲に提出するものとする。

⑴　応急対策業務に関する乙の組織図

⑵　応急対策業務に関する連絡担当者

⑶　応急対策業務に従事できる社員名簿

⑷　その他、必要と認められる事項

（資料の交換及び協議）

第７条　甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

⑴　地域防災計画

⑵　その他、必要な事項

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるも

のとする。

（適用）

第９条　この協定は、平成２５年３月７日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年３月７日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

乙　名古屋市中区新栄二丁目２番１号
社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長　髙　木　秀　夫

2-35　災害時における電気の保安に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害時（「尾張旭市内に風水害、地震等の大規模災害が発生したとき」をいう。以下同じ。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第２条　乙は甲の施設の電源復旧の支援を行う。

２　電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに、甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合可能な限り支援を行う。

３　乙は甲に対して、甲の施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイスを行う。

４　甲及び乙は災害復旧に当たって、相互に協力し電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（相互の連絡）

第３条　甲と乙は本協定書を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

（要請手続）

第４条　甲が、乙に対して災害応急業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書で通知し、要請するものとする。

２　前項の規定に係らず災害時の状況により、文書による支援要請ができない場合は、口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第５条　乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

（第三者に対する損害賠償）

第６条　甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第７条　乙は乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降書面に変更があった場合は速やかに再提出するものとする。

（防災訓練）

第８条　乙は甲の要請があった場合、甲が主催する総合防災訓練に参加するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定書の有効期間は締結した日から平成２６年３月３１日までとする。

ただし、期間満了の３箇月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定を有効期間満了後１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第１０条　この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成２５年７月８日

甲　　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

乙　　名古屋市天白区井口一丁目６０６番地
一般財団法人中部電気保安協会名古屋支店
代表者　名古屋支店長　武　藤　陽　一

2-36　災害時における相互連携に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、尾張旭市内で地震、風水害及び雪害等による災害（以下、「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し、対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この協定の適用範囲は、尾張旭市内とする。

（連携事項）

第３条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

⑴　甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

⑵　甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。

⑶　乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

⑷　乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。

⑸　甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。

⑹　甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。

⑺　甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。

⑻　甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第４条　前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第５条　この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途決定する。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報を、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）

第７条　この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者並びに第三者の安

全確保には万全を期すものとする。

（期間）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙双方の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第９条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を相互に証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年３月３０日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　尾張旭市庄南町二丁目１番地１０
中部電力パワーグリッド株式会社
旭名東営業所長　　小　塚　康　弘

2-37　災害時における相互連携に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害に伴う大規模な通信障害の復旧対応における連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、尾張旭市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この協定の適用範囲は、尾張旭市内とする。

（連携事項）

第３条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

⑴　甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。

⑵　甲及び乙は、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。

⑶　乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

⑷　乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。

⑸　甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、尾張旭市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。

⑹　甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。

⑺　乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。

⑻　甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第４条　前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第５条　この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）

第７条　この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

（協定期間）

第８条　この協定は、協定の成立した日から令和５年３月３１日までとする。ただし、期間満了日

の１か月前までに、甲乙いずれからも書面によるこの協定の変更又は廃止の申し出がない場合は、期間満了日の翌日から１年間延長することとし、以降も同様とする。

（協定解除）

第９条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を相互に証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年６月６日

甲　　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　　愛知県名古屋市中区大須４丁目９番６０号
西日本電信電話株式会社
執行役員東海支店長　　安　部　真　弘

災害時における相互連携に関する確認書

尾張旭市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 （以下「乙」という。）は、令和４年６月６日付けをもって締結した「災害時における相互連携に関する協定」（以下「協定」という。）に関して、以下のとおり確認する。

（協定第３条（１）関係）

第１条　甲及び乙における各部署の窓口は別表のとおりとし、変更が生じた場合、随時更新の上、甲乙共有するものとする。

２　甲は、甲が管理する緊急輸送道路等の優先的に啓開すべき道路（以下「優先啓開道路」という。）についての情報を、乙と共有するものとする。

（協定第３条（２）関係）

第２条　乙は、災害時においては、緊急輸送道路等の通行に支障となる通信設備等の除去を、優先して実施するものとする。

２　甲は、乙の作業着手等が遅れ、緊急輸送道路等の通行に乙の通信設備が支障を来たすと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、乙の技術員の立ち合いのもと、乙に代わり通行の支障となる通信設備等の除去を実施することができることとする。

３　前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙は速やかに技術員を派遣し、安全措置等を実施することとする。なお、技術員の派遣に際しては、災害規模状況を勘案し優先的に派遣するものとする。

（協定第３条（３）関係）

第３条　乙は、甲に対して、通信障害復旧工事に向かうための道路啓開作業を要請する場合、次の事項を記載した書面を、甲に提出するものとし、これに対し甲は書面により回答する。

⑴　作業内容
⑵　場所（住所、地図）
⑶　写真又は被災状況等が分かる図面等
⑷　作業希望日時
⑸　連絡先
⑹　その他必要な事項

２　甲は、前項にて要請された道路が甲の管理する道路外であった場合、災害対策本部若しくは各方面本部を通じて関係機関へ協力を要請するものとする。

（協　議）

第４条　この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年６月６日

甲　　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
　　尾張旭市　代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　　愛知県名古屋市中区大須４丁目９番６０号
　　西日本電信電話株式会社　東海支店　設備部長　鈴　木　重　明

2-38　災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）とＭＨＩエアロエンジンサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が管理している東部浄化センター及び西部浄化センターにおいて、地震、風水害、火災、事故その他の原因による設備の故障等(以下「故障等」という。)が発生した場合における、応急復旧の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が工事を施工した設備において故障等が発生した場合に、迅速かつ的確にその対策を行うに当たり、これに必要な資機材、労力等の提供の方法を定め、もって被害の拡大防止と早期復旧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙が工事を施工した設備又は乙の製造した設備において故障等が発生し応急復旧工事（業務）が必要と認めるときは、協力要請書（様式１）により、乙に協力要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力要請への回答）

第３条　乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、協力要請の内容を検討し、速やかに回答書（様式２）により、甲に協力要請の可否を回答する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により回答できるものとし、その後速やかに回答書を提出するものとする。

（出動体制）

第４条　乙は、甲からの協力要請に備え、常時出動可能な体制の整備及び維持に努めるものとする。

２　乙は、あらかじめ故障等に備え、「応急対策連絡体制表」を甲に書面にて通知するものとする。

３　乙は、前項の通知内容に変更があった場合は、速やかに甲に書面にて通知するものとする。

（契約の締結）

第５条　出動により発生した費用の負担については、速やかに甲乙が協議し応急復旧工事（業務）請負契約の締結により定めるものとする。

（報告）

第６条　応急復旧工事（業務）が完了したときは、乙は甲に対し、速やかに応急復旧工事（業務）の結果を記載した報告書を提出する。

（協定の期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和７年９月３０日までとし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（協定の解約）

第８条　本協定を継続できない事情が発生したときは、両者協議の上協定を解約することができるものとする。

（雑則）

第９条　この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年１０月１日

甲　　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　　小牧市大字東田中１２００番地
ＭＨＩエアロエンジンサービス株式会社
取締役社長　吉　村　　巖

2-39　災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と三菱電機株式会社中部支社（以下「乙」という。）とは、甲が管理している東部浄化センター及び西部浄化センターにおいて、地震、風水害、火災、事故その他の原因による設備の故障等(以下「故障等」という。)が発生した場合における、応急復旧の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が工事を施工した設備において故障等が発生した場合に、迅速かつ的確にその対策を行うに当たり、これに必要な資機材、労力等の提供の方法を定め、もって被害の拡大防止と早期復旧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙が工事を施工した設備又は乙の製造した設備において故障等が発生し応急復旧工事（業務）が必要と認めるときは、協力要請書（様式１）により、乙に協力要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力要請への回答）

第３条　乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、協力要請の内容を検討し、速やかに回答書（様式２）により、甲に協力要請の可否を回答する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により回答できるものとし、その後速やかに回答書を提出するものとする。

（出動体制）

第４条　乙は、甲からの協力要請に備え、常時出動可能な体制の整備及び維持に努めるものとする。

２　乙は、あらかじめ故障等に備え、「応急対策連絡体制表」を甲に書面にて通知するものとする。

３　乙は、前項の通知内容に変更があった場合は、速やかに甲に書面にて通知するものとする。

（契約の締結）

第５条　出動により発生した費用の負担については、速やかに甲乙が協議し応急復旧工事（業務）請負契約の締結により定めるものとする。

（報告）

第６条　応急復旧工事（業務）が完了したときは、乙は甲に対し、速やかに応急復旧工事（業務）の結果を記載した報告書を提出する。

（協定の期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和７年９月３０日までとし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（協定の解約）

第８条　本協定を継続できない事情が発生したときは、両者協議の上協定を解約することができるものとする。

（雑則）

第９条　この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年１０月１日

甲　　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　　名古屋市中村区名駅三丁目２８番１２号
三菱電機株式会社　中部支社
支社長　中竹　春美

2-40　災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社日立製作所中部支社（以下「乙」という。）とは、甲が管理している東部浄化センター及び西部浄化センターにおいて、地震、風水害、火災、事故その他の原因による設備の故障等(以下「故障等」という。)が発生した場合における、応急復旧の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が工事を施工した設備において故障等が発生した場合に、迅速かつ的確にその対策を行うに当たり、これに必要な資機材、労力等の提供の方法を定め、もって被害の拡大防止と早期復旧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙が工事を施工した設備又は乙の製造した設備において故障等が発生し応急復旧工事（業務）が必要と認めるときは、協力要請書（様式１）により、乙に協力要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力要請への回答）

第３条　乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、協力要請の内容を検討し、速やかに回答書（様式２）により、甲に協力要請の可否を回答する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により回答できるものとし、その後速やかに回答書を提出するものとする。

（出動体制）

第４条　乙は、甲からの協力要請に備え、常時出動可能な体制の整備及び維持に努めるものとする。

２　乙は、あらかじめ故障等に備え、「応急対策連絡体制表」を甲に書面にて通知するものとする。

３　乙は、前項の通知内容に変更があった場合は、速やかに甲に書面にて通知するものとする。

（契約の締結）

第５条　出動により発生した費用の負担については、速やかに甲乙が協議し応急復旧工事（業務）請負契約の締結により定めるものとする。

（報告）

第６条　応急復旧工事（業務）が完了したときは、乙は甲に対し、速やかに応急復旧工事（業務）の結果を記載した報告書を提出する。

（協定の期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和７年９月３０日までとし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（協定の解約）

第８条　本協定を継続できない事情が発生したときは、両者協議の上協定を解約することができるものとする。

（雑則）

第９条　この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年１０月１日

甲　　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　　名古屋市中村区名駅一丁目１番４号
株式会社日立製作所　中部支社
支社長　湯次　善麿

2-41　災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社日立プラントサービス　中部支店（以下「乙」という。）とは、甲が管理している東部浄化センター及び西部浄化センターにおいて、地震、風水害、火災、事故その他の原因による設備の故障等(以下「故障等」という。)が発生した場合における、応急復旧の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が工事を施工した設備において故障等が発生した場合に、迅速かつ的確にその対策を行うに当たり、これに必要な資機材、労力等の提供の方法を定め、もって被害の拡大防止と早期復旧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙が工事を施工した設備又は乙の製造した設備において故障等が発生し応急復旧工事（業務）が必要と認めるときは、協力要請書（様式１）により、乙に協力要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力要請への回答）

第３条　乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、協力要請の内容を検討し、速やかに回答書（様式２）により、甲に協力要請の可否を回答する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により回答できるものとし、その後速やかに回答書を提出するものとする。

（出動体制）

第４条　乙は、甲からの協力要請に備え、常時出動可能な体制の整備及び維持に努めるものとする。

２　乙は、あらかじめ故障等に備え、「応急対策連絡体制表」を甲に書面にて通知するものとする。

３　乙は、前項の通知内容に変更があった場合は、速やかに甲に書面にて通知するものとする。

（契約の締結）

第５条　出動により発生した費用の負担については、速やかに甲乙が協議し応急復旧工事（業務）請負契約の締結により定めるものとする。

（報告）

第６条　応急復旧工事（業務）が完了したときは、乙は甲に対し、速やかに応急復旧工事（業務）の結果を記載した報告書を提出する。

（協定の期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和７年９月３０日までとし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（協定の解約）

第８条　本協定を継続できない事情が発生したときは、両者協議の上協定を解約することができるものとする。

（雑則）

第９条　この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年１０月１日

甲　　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　　名古屋市中区栄三丁目１７番１５号
株式会社日立プラントサービス　中部支店
支店長　小西　伸幸

2-42　災害時等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と住友重機械エンバイロメント株式会社　中部支店（以下「乙」という。）とは、甲が管理している東部浄化センター及び西部浄化センターにおいて、地震、風水害、火災、事故その他の原因による設備の故障等（以下「故障等」という。）が発生した場合における、応急復旧の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が工事を施工した設備において故障等が発生した場合に、迅速かつ的確にその対策を行うに当たり、これに必要な資機材、労力等の提供の方法を定め、もって被害の拡大防止と早期復旧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙が工事を施工した設備において故障等が発生し応急復旧工事（業務）（以下「工事等」という。）が必要と認めるときは、協力要請書（様式１）を乙に送付することにより、協力要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに協力要請書を送付するものとする。

（協力要請への回答）

第３条　乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、協力要請の内容を検討し、回答書（様式２）を速やかに送付することにより、協力要請の可否を回答する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により回答できるものとし、その後速やかに回答書を送付するものとする。

（出動体制）

第４条　乙は、甲からの協力要請に備え、常時出動可能な体制の整備及び維持に努めるものとする。

２　乙は、あらかじめ故障等に備え、「応急対策連絡体制表」を甲に書面にて通知するものとする。

３　乙は、前項の通知内容に変更があった場合は、速やかに甲に書面にて通知するものとする。

（契約の締結）

第５条　工事等により発生した費用の負担については、速やかに甲乙が協議し工事等請負契約の締結により定めるものとする。

（報告）

第６条　工事等が完了したときは、乙は甲に対し、速やかに工事等の結果を記載した報告書を提出する。

（協定の期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から３年間とし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（協定の解約）

第８条　本協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上協定を解約することができるものとする。

（雑則）

第９条　この協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年１２月１日

甲　　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　　名古屋市東区東桜一丁目１０番２４号
住友重機械エンバイロメント株式会社　中部支店
代表者　支店長　辻本　謙一

＜2-38～42 共通＞
様式１

協力要請書

第　　号
年　　月　　日

様

尾張旭市長

災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協力要請協定書第２条の規定により、次の復旧工事（業務）の協力を要請します。

工事（業務）場所	
工事（業務）概要	
備　　考	

＜2-38～42 共通＞
様式２

回答書

年　　月　　日

尾張旭市長　　殿

住所
会社名
代表者

年　　月　　日付け　　第　　号で協力要請のありました復旧工事について、下記のとおり回答します。

協力の可否	可　　・　　否
協力の内容等	

2-43　災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第３条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第１条　甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

２　乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第２条　第１条第２項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

（１）災害に係る住家の被害認定基準（平成１３年６月２８日府政防第５１８号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

（２）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第３条　甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第１号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第４条　甲は、第２条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第５条　乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第６条　乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（定めのない事項等の処理）

第７条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和３年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書５通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和２年 ５月 ２９日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市長　森　和　実

乙　名古屋市中区錦一丁目１８番２４号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会　長　松 岡　由 紀 夫

名古屋市中区栄二丁目１０番１９号
公益社団法人愛知建築士会
会　長　柳 澤　講 次

名古屋市西区新道一丁目２番２５号
愛知県土地家屋調査士会
会　長　伊 藤　直 樹

名古屋市中区栄四丁目３番２６号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会　長　安 田　商 基

別記「費用負担額積算基準」（第４条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

（積算基準）
費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

様式第１号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

愛　知　県　知　事　殿
（団体名　会長　殿）

尾張旭市長　　氏　名

災害時における家屋被害認定業務の応援要請について

災害等における家屋被害認定業務に関する基本協定書第４条第１項（災害時における家屋被害認定業務に関する協定書第３条）の規定により、下記のとおり要請します。

記

１　災害の状況及び応援を要する事由

２　必要な人員等の内容

従事人数	従事期間	業務内容等
人	期間　（自）　月　日 （至）　月　日	
人	期間　（自）　月　日 （至）　月　日	

（適宜行を追加すること）

３　口頭による要請をした場合の日付
年　　月　　日

４　その他必要な事項

５　要請担当者
（職名）
（氏名）
（電話番号）
（FAX）
（E-mail）

2-44　災害時における小型無人機による情報収集に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と一般社団法人災害対策建設協会ＪＡＰＡＮ４７（以下「乙」という。）は、災害時における小型無人機による情報収集（以下「情報収集」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において甲が乙に対し、迅速な情報収集の協力を要請するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に情報収集のため必要と認めるときは、乙に対し、出動を要請するものとする。この場合において、小型無人機の出動台数は、災害種別、規模、情報収集範囲等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請の内容）

第３条　甲が乙に出動要請をする内容は、災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関することとする。

２　その他必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請手続）

第４条　甲が乙に対し、第２条の要請を行う場合は、要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（実施報告）

第５条　乙は、情報収集を完了したときは、報告書（第２号様式）により文書で甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が情報収集に要した経費（操縦者費用等）は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害賠償等）

第７条　甲の要請により情報収集に使用した小型無人機に損害が生じた場合は、当該損害が操縦者以外の者の行為であって、当該操縦者以外の者から損害賠償を受けることができる場合又は操縦者の故意若しくは重大な過失による場合を除き、甲はその賠償の責めを負うものとする。

２　乙は、小型無人機について賠償責任保険に加入するものとする。

（航空法等における許可等）

第８条　乙は、小型無人機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう必要な安全確保を自主的に行うものとする。

２　航空法等関係法令の許可・承認の申請手続き等については、乙が行うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、平常時から情報収集体制について情報交換を行うとともに、連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（訓練への参加）

第１０条　乙は、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲主催の防災訓練等への参加に努めるものとする。

２　前項の訓練等に参加する場合に要する経費は、乙が負担するものとする。

（連絡窓口）

第１１条　この協定に伴う事務は、甲においては尾張旭市総務部災害対策室とし、乙においては一般社団法人災害対策建設協会ＪＡＰＡＮ４７東海理事を窓口として行うものとする。

（秘密の保持）

第１２条　甲と乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第１３条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１４条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第１５条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年１１月１３日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　愛知県弥富市荷之上町来家２９３－１
一般社団法人災害対策建設協会
ＪＡＰＡＮ４７
代表理事　岸　本　大　知

2-45　災害時における小型無人機による情報収集に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と名古屋産業大学（以下「乙」という。）及び名古屋経営短期大学（以下「丙」という。）は、災害時における小型無人機による情報収集（以下「情報収集」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において甲が乙及び丙に対し、迅速な情報収集の協力を要請するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に情報収集のため必要と認めるときは、乙及び丙に対し、出動を要請するものとする。この場合において、小型無人機の出動台数は、災害種別、規模、情報収集範囲等を考慮し、甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

（要請の内容）

第３条　甲が乙及び丙に出動要請をする内容は、災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関することとする。

２　その他必要な事項については、甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

（要請手続）

第４条　甲が乙及び丙に対し、第２条の要請を行う場合は、要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（実施報告）

第５条　乙及び丙は、情報収集を完了したときは、報告書（第２号様式）により文書で甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙及び丙が情報収集に要した経費（操縦者費用等）は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

（損害賠償等）

第７条　甲の要請により情報収集に使用した小型無人機に損害が生じた場合は、当該損害が操縦者以外の者の行為であって、当該操縦者以外の者から損害賠償を受けることができる場合又は操縦者の故意若しくは重大な過失による場合を除き、甲はその賠償の責めを負うものとする。

２　乙及び丙は、小型無人機について賠償責任保険に加入するものとする。

（航空法等における許可等）

第８条　乙及び丙は、小型無人機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう必要な安全確保を自主的に行うものとする。

２　航空法等関係法令の許可・承認の申請手続き等については、乙及び丙が行うものとする。

（情報交換）

第９条　甲、乙、丙は、平常時から情報収集体制について情報交換を行うとともに、連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（訓練への参加）

第１０条　乙及び丙は、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲主催の防災訓練等への参加に努めるものとする。

２　前項の訓練等に参加する場合に要する経費は、乙及び丙が負担するものとする。

（連絡窓口）

第１１条　この協定に伴う事務は、甲においては尾張旭市総務部災害対策室とし、乙及び丙においては事務局総務課を窓口として行うものとする。

（秘密の保持）

第１２条　甲、乙、丙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第１３条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲、乙、丙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１４条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲、乙、丙協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第１５条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年１１月１３日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　愛知県尾張旭市新居町山の田３２５５番地５
名古屋産業大学
学長　高　木　弘　恵

丙　愛知県尾張旭市新居町山の田３２５５番地５
名古屋経営短期大学
学長　高　木　弘　恵

＜2-44～45共通＞

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

様

尾張旭市長

要請書

災害時における小型無人機による情報収集に関する協定第４条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	氏名 連絡先電話番号 ＦＡＸ番号
要請日時	年　　月　　日　　時　　分
要請理由	
要請内容	
実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

＜2-44～45共通＞

第２号様式（第５条関係）

年　　月　　日

尾張旭市長　様

報告書

災害時における小型無人機による情報収集に関する協定第５条の規定により、次のとおり実施した事項を報告します。

報告者	氏名 連絡先電話番号 ＦＡＸ番号
要請された日時	年　　月　　日　　時　　分
実施内容	
従事者氏名	
実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

2-46　災害発生時における尾張旭市渋川福祉センターの施設借用に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と愛知県守山警察署（以下「乙」という。）は、災害発生時における尾張旭市渋川福祉センターの施設の借用について、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、愛知県内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合において、乙が甲に対し警察活動に必要な施設の借用に関する事項を定めるものとする。

（施設借用の範囲）

第２条　乙は甲に対し、災害発生時に警察活動上施設の確保が必要となった場合は、文書により警察署代替施設として尾張旭市渋川福祉センターの１階会議室及び３階全室の借用を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　甲は、業務に支障をきたさない範囲で、施設の借用を承認する。

３　施設の設備の使用については、甲乙が協議して取り決めるものとする。

４　乙は、施設の借用を完了した際には、文書により甲に通知するものとする。

（費用）

第３条　施設の借用に係る費用は無償とし、その他、水道、電気等の諸経費は、甲乙が協議して取り決めるものとする。

（有効期間）

第４条　この協定書の有効期間は、協定締結日から効力が発生するものとし、甲乙いずれかから文書による申出がない限り継続するものとする。

（協議）

第５条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して取り決めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保管する。

令和３年４月１日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　名古屋市守山区脇田町４０１番地
愛知県守山警察署
代表者　署長　杉　浦　　巖

2-47　災害時における協力に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生した場合における遺体の収容及び安置並びにこれらに必要な資機材、消耗品及び施設等（葬儀式場等）の提供について、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（要請業務の内容）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

⑴　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供

⑵　遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供

⑶　遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送

⑷　帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）

⑸　甲が設置した一時避難所、及び乙が提供する避難場所における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供

⑹　その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第３条　甲による要請は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第１号様式）をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を乙に提出するものとする。

⑴　要請を行った者の職、氏名

⑵　要請の理由

⑶　要請の内容

⑷　協力を要請する期間

⑸　その他要請に必要な事項

（要請業務の実施）

第４条　乙は前条の規定に基づき甲から要請があった場合は、甲の指示に従い、第２条の業務に速やかに従事するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の規定に基づく業務をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第２号様式）をもって甲に報告するものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で報告し、その後速やかに当該報告書を甲に提出するものとする。

⑴　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の職、氏名

⑵　遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数

⑶　避難所に供給した食事等の数量

⑷　生活支援等の各種サービスの内容

⑸　その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第６条　甲は、前条の規定に基づき乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、第６条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

なお、乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、１か月以内に乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく基準価格を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第１０条　乙は、災害時における円滑な支援体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては災害対策本部長を、乙にあっては全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック長とする。

（災害時の情報提供）

第１２条　乙は、要請業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第１３条　乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（通知）

第１４条　乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年９月までに、甲に提出するものとする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までの間に、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から１年間更新し、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１９年２月１日

甲　　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地の１
尾張旭市
尾張旭市長　　谷　口　幸　治

乙　　東京都港区虎ノ門３丁目６番２号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会　　長　　柴　山　文　夫

第１号様式

年　　月　　日

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長　様

尾張旭市長　　氏　　名

災　害　時　協　力　要　請　書

災害時における協力に関する協定第３条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名　　電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　　月　　日（　）　　時　　分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日：　　年　　月　　日 期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

第２号様式

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会　長　　印

災　害　時　要　請　業　務　報　告　書

災害時における協力に関する協定第５条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要請担当者	職名 氏名　　電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　　月　　日（　）　　時　　分頃
実施業務内容 (供給等の内訳)	
従事者氏名	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日：　　年　　月　　日 期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

2-48　災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、社会福祉法人　旭会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市内に地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が避難施設として、乙の運営する社会福祉施設等の使用の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

⑴　介護保険の要介護認定者

⑵　上記に準じる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できる。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、特別養護老人ホーム　アメニティあさひ　とする。

（手続等）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

⑴　要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　使用する期間

（避難者の移送）

第６条　乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を出きる限り行うよう努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第７条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬品材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第８条　乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議し定めるものとする。

（受入れ可能人員等）

第９条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第１０条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新するものとする。

第１１条　この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、この本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成１９年５月１０日

（甲）　所在地　尾張旭市東大道町原田２６００番地の１
名　称　尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷　口　幸　治

（乙）　所在地　尾張旭市旭ヶ丘町濁池１１５５－１８
名　称　社会福祉法人　旭会
代表者　理事長　橋　本　雅　能

災害時に要介護避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第１条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 ・その他これに準ずると認められる場合
上記に準じる者	第２条第２号	・障害高齢者自立度、認知症高齢者自立度が要介護認定者と同程度の者（障害者を含む。）
できる限り受託	第３条第２項	・入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 ・ｼｮｰﾄｽﾃｲ利用該当者について、定員を超えて受け入れること。
自施設への移送	第６条	・原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
介護支援者の確保	第７条第２項	・看護師、介護員等、災害発生直後においては、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
受入れ可能人数、介護支援者数、必要物資）	第９条	・受入れ可能人数（定員を超えて受け入れることができる人員） ・施設で確保できる支援者数（各法人の現状のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの中からの推定数） ・必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量）
あらかじめ協議	第９条	・別に受入れ可能人員等を調査する。
疑義の解決	第１１条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

2-49　災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、社会福祉法人　敬愛会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市内に地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が避難施設として、乙の運営する社会福祉施設等の使用の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

⑴　介護保険の要介護認定者

⑵　上記に準じる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できる。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、特別養護老人ホーム　敬愛園とする。

（手続等）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

⑴　要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　使用する期間

（避難者の移送）

第６条　乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を出きる限り行うよう努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第７条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬品材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第８条　乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議し定めるものとする。

（受入れ可能人員等）

第９条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第１０条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新するものとする。

第１１条　この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、この本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成１９年５月１０日

（甲）　所在地　尾張旭市東大道町原田２６００番地の１
名　称　尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷　口　幸　治

（乙）　所在地　尾張旭市平子町長池上６４４７－１
名　称　社会福祉法人　敬愛会
代表者　理事長　川 本　か 弥 子

災害時に要介護避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第１条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 ・その他これに準ずると認められる場合
上記に準じる者	第２条第２号	・障害高齢者自立度、認知症高齢者自立度が要介護認定者と同程度の者（障害者を含む。）
できる限り受託	第３条第２項	・入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 ・ｼｮｰﾄｽﾃｲ利用該当者について、定員を超えて受け入れること。
自施設への移送	第６条	・原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
介護支援者の確保	第７条第２項	・看護師、介護員等、災害発生直後においては、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
受入れ可能人数、介護支援者数、必要物資）	第９条	・受入れ可能人数（定員を超えて受け入れることができる人員） ・施設で確保できる支援者数（各法人の現状のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの中からの推定数） ・必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量）
あらかじめ協議	第９条	・別に受入れ可能人員等を調査する。
疑義の解決	第１１条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

2-50　災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、医療法人　和光会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市内に地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が避難施設として、乙の運営する社会福祉施設等の使用の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

⑴　介護保険の要介護認定者

⑵　上記に準じる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できる。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、老人保健施設　清風苑　とする。

（手続等）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

⑴　要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　使用する期間

（避難者の移送）

第６条　乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を出きる限り行うよう努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第７条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬品材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第８条　乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議し定めるものとする。

（受入れ可能人員等）

第９条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第１０条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新するものとする。

第１１条　この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、この本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成１９年５月１０日

（甲）　所在地　尾張旭市東大道町原田２６００番地の１
名　称　尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷　口　幸　治

（乙）　所在地　尾張旭市東印場町二反田２８２－２
名　称　医療法人　和光会
代表者　理事長　川　島　正　幹

災害時に要介護避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第１条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 ・その他これに準ずると認められる場合
上記に準じる者	第２条第２号	・障害高齢者自立度、認知症高齢者自立度が要介護認定者と同程度の者（障害者を含む。）
できる限り受託	第３条第２項	・入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 ・ｼｮｰﾄｽﾃｲ利用該当者について、定員を超えて受け入れること。
自施設への移送	第６条	・原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
介護支援者の確保	第７条第２項	・看護師、介護員等、災害発生直後においては、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
受入れ可能人数、介護支援者数、必要物資）	第９条	・受入れ可能人数（定員を超えて受け入れることができる人員） ・施設で確保できる支援者数（各法人の現状のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの中からの推定数） ・必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量）
あらかじめ協議	第９条	・別に受入れ可能人員等を調査する。
疑義の解決	第１１条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

2-51　災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、社会福祉法人　墨友会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市内に地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が避難施設として、乙の運営する社会福祉施設等の使用の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

⑴　介護保険の要介護認定者

⑵　上記に準じる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できる。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、特別養護老人ホーム　サンヴェール尾張旭とする。

（手続等）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

⑴　要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　使用する期間

（避難者の移送）

第６条　乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送をできる限り行うよう努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第７条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬品材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第８条　乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議し定めるものとする。

（受入れ可能人員等）

第９条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第１０条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新するものとする。

第１１条　この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、この本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成２０年９月１日

（甲）　所在地　尾張旭市東大道町原田２６００番地の１
名　称　尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷　口　幸　治

（乙）　所在地　岐阜県大垣市東町四丁目４３番地２
名　称　社会福祉法人　墨友会
代表者　理事長　岩　田　　一　司

災害時に要介護避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第１条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 ・その他これに準ずると認められる場合
上記に準じる者	第２条第２号	・障害高齢者自立度、認知症高齢者自立度が要介護認定者と同程度の者（障害者を含む。）
できる限り受託	第３条第２項	・入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 ・ｼｮｰﾄｽﾃｲ利用該当者について、定員を超えて受け入れること。
自施設への移送	第６条	・原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
介護支援者の確保	第７条第２項	・看護師、介護員等、災害発生直後においては、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
受入れ可能人数、介護支援者数、必要物資）	第９条	・受入れ可能人数（定員を超えて受け入れることができる人員） ・施設で確保できる支援者数（各法人の現状のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの中からの推定数） ・必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量）
あらかじめ協議	第９条	・別に受入れ可能人員等を調査する。
疑義の解決	第１１条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

2-52　災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、社会福祉法人　ひまわり福祉会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市内に地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が避難施設として、乙の運営する社会福祉施設の使用の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

⑴　障害者

⑵　上記に準じる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できる。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、次のとおりとする。

⑴　ひまわり

⑵　くすの木

（手続等）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

⑴　要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　使用する期間

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第６条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬品材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第７条　乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議し定めるものとする。

（受入れ可能人員等）

第８条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新するものとする。

第１０条　この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、この本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成２１年５月２５日

（甲）　所在地　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
名　称　尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷　口　幸　治

（乙）　所在地　尾張旭市上の山町間口２５８４番地
名　称　社会福祉法人　ひまわり福祉会
代表者　理事長　加　藤　　豊

災害時に要介護者避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第１条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 ・その他これに準ずると認められる場合
介護支援者の確保	第６条第２項	・看護師、介護員等、災害発生直後においては、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
疑義の解決	第１０条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

2-53　災害時に要介護認定者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、社会福祉法人　かなえ福祉会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市内に地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）により要介護認定者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が避難施設として、乙の運営する社会福祉施設等の使用の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要介護認定者等」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの支援を求める者をいう。

⑴　介護保険の要介護認定者

⑵　上記に準じる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要介護認定者等及びあらかじめ指定する避難所（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４７条の７第１項の指定避難所をいう。）では対応が困難な要介護認定者等のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できる。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、地域密着型特別養護老人ホーム　すないの家尾張旭とする。

（手続等）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

⑴　要介護認定者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　使用する期間

（避難者の移送）

第６条　乙は、甲の依頼により、避難が必要な要介護認定者等の自施設への移送をできる限り行うよう努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第７条　甲は、要介護認定者等に係る日常生活用品、食料及び医薬品材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が要介護認定者等を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第８条　乙は、要介護認定者等が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議し定めるものとする。

（受入れ可能人員等）

第９条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あら

かじめ協議するものとする。

（有効期限）

第１０条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新するものとする。

（疑義の解決）

第１１条　この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、この本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成２７年1月１６日

（甲）　所在地　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
名　称　尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

（乙）　所在地　愛知県春日井市西山町五丁目５番１
名　称　社会福祉法人　かなえ福祉会
代表者　理事長　輿　石　京　子

災害時に要介護避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第１条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 ・その他これに準ずると認められる場合
上記に準じる者	第２条第２号	・障害高齢者自立度、認知症高齢者自立度が要介護認定者と同程度の者（障がい者を含む。）
できる限り受託	第３条第２項	・入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 ・ｼｮｰﾄｽﾃｲ利用該当者について、定員を超えて受け入れること。
自施設への移送	第６条	・原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
介護支援者の確保	第７条第２項	・看護師、介護員等、災害発生直後においては、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等	第９条	・受入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・施設で確保できる支援者数（各法人の現状のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの中からの推定数） ・必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量）
あらかじめ協議	第９条	・別に受入れ可能人員等を調査する。
疑義の解決	第１１条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

2-54　災害時に要配慮者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、社会福祉法人蒲生会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画に基づき、尾張旭市内において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）により要配慮者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が避難施設として、乙の運営する社会福祉施設等の使用の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者等」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの支援を求めるものをいう。

⑴　監護する者が不在又は安否が不明となった未成年者

⑵　介護保険の要支援認定者及び要支援認定者に準ずる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要配慮者等及びあらかじめ指定する避難所（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の７第１項の指定避難所をいう。）では対応が困難な要配慮者等のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できる。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

⑴　児童養護施設　蒲生会大和荘

⑵　養護老人ホーム　蒲生会大和ホーム

（手続等）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

⑴　要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　使用する期間

（避難者の移送）

第６条　乙は、甲の依頼により、避難が必要な要配慮者等の自施設への移送をできる限り行うよう努めるものとする。

（物資の調達及び支援者の確保）

第７条　甲は、要配慮者等に係る日常生活用品、食料及び医薬品材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が要配慮者等を適切に支援できるよう看護師、介護員、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第８条　乙は、要配慮者等が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議し定めるものとする。

（受入れ可能人員等）

第９条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（守秘義務）

第１０条　乙は、第４条で規定する施設を避難施設として利用した場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（有効期限）

第１１条　この協定書の有効期限は、協定締結の日から３年間とし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（疑義の決定）

第１２条　この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名の上、各自１通を保有する。

平成３０年３月１日

（甲）　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　　水　野　　義　則

（乙）　尾張旭市柏井町公園通５１２番地
社会福祉法人　蒲生会
代表者　理　事　長　　長　谷　川　　正

災害時に避難施設として民間社会福祉施設等を使用する事に関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第１条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合。 ・支援者が死亡、負傷等により自宅で生活できない場合。 ・保護者が死亡、負傷等により自宅で監護養育できない場合。 ・その他これに準ずると認められる場合。
できる限り受託	第３条第２号	・入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。
使用する期間	第５条第３項	・使用する期間は受け入れ開始の日から７日以内とし、甲又は避難者の家族等でその後の居所の確保に努める。ただし、災害等の状況により、使用期間を延長する必要がある場合は甲乙で協議する。
自施設への移送	第６条	・原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
受け入れ可能人員、支援者数、必要物資	第９条	・受け入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員）→大和ホームの講堂部分に１０名程度。大和荘の多目的ﾎｰﾙに 10 名程度 ・施設で確保できる支援者数（各法人の現状のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの中からの推定数） ・必要物資等（受け入れ人員から想定して必要となる物資等の数量）
あらかじめ協議	第９条	・別に受け入れ可能人員等を調査する。
疑義の決定	第１２条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

2-55　災害時における施設利用に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）と日立チャネルソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における施設利用に関する協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（総則）

第１条　本協定書は、尾張旭市地域防災計画に基づき、甲が乙に対し災害時（「尾張旭市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう。以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に揚げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

⑴　災害時。

⑵　その他市長が特に必要と認めるとき。

（支援協力内容）

第３条 甲が乙に要請する支援協力及び施設等は、次に掲げるものとする。

⑴　避難施設の提供は、体育館とする。

⑵　災害復旧活動場所の提供は、グランド及び駐車場とする。

⑶　資機材置場の提供は、グランド及び駐車場とする。

⑷　その他災害支援活動に関すること。

（要請手続）

第４条　甲が乙に支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（復旧）

第７条　甲は、施設利用を終了する際は、当該施設を現状に復旧し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（施設利用終了への努力）

第８条　甲は、施設利用の終了に向けて、避難者の理解、協力を得つつ、乙が早期に業務を再開できるよう努めるものとする。

（秘密の保持）

第９条　甲及び乙は、本協定書の履行に関連して相手方から開示され、または知り得た相手方の秘密情報を外部に開示又は漏洩してはならず、また、本協定書の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第１０条　本協定書の有効期間は、本協定書締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、

有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからも本協定書の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協定の解約）

第１１条　本協定書を継続できない事情が発生したときは、甲乙双方が協議の上、協定を解約することができる。

（協議）

第１２条　本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（雑則）

第１３条　甲と日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社との、平成２２年６月２２日付け「災害時における施設利用に関する協定書」及び平成２６年９月３０日付け「災害時における施設利用に関する覚書」については、本協定書の締結をもって失効するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和４年９月１日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　尾張旭市晴丘町池上１番地
日立チャネルソリューションズ株式会社
取締役常務執行役員　総務本部長　　伊 藤 雅 夫

2-56　災害時における施設利用の協力に関する協定

瀬戸市、尾張旭市及び長久手市（以下「甲」という。）と尾張東流通センター株式会社及び瀬戸総合卸売市場株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における施設利用の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に乙が管理する施設を利用して、甲が支援物資の集配拠点（以下「集配拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設）

第２条　集配拠点として利用する施設は次のとおりとする。また、乙が市場における通常の荷役作業で使用する資機材をはじめ電話、ファックス等の通信設備等についても利用施設に含めるものとする。

所　在　地	瀬戸市南山口町６４０番地
施　設　名	尾張東地方卸売市場
利 用 場 所	市場及び駐車場敷地

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時に前条に規定する施設を集配拠点として利用する必要があるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

２　前項の要請は、次に掲げる事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴　集配拠点開設日時

⑵　開設期間の見込み

（協力体制）

第４条　乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、乙は甲に報告するものとする。

（災害時の対応）

第５条　乙は、災害時において速やかに集配拠点としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

２　乙は、前項に規定する措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、集配拠点の開設及び運営に協力するものとする。

（費用負担等）

第６条　前条に規定する措置に伴う費用負担及び損害賠償については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲及び乙が協議して決定するものとする。ただし、乙の責めに帰する事由により集配拠点の開設及び運営に従事した者又は第三者に損害を与えたときは、乙がその責を負うものとする。

（連絡体制）

第７条　甲及び乙は、相互に緊急時の連絡先を報告し、随時更新するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに甲又は乙から書面による異議の申し出がないときは、この協定を有効期間満了後１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書５通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年５月７日

甲　瀬戸市追分町６４番地の１
瀬　戸　市
瀬 戸 市 長　　伊　藤　保　徳　　㊞

尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾 張 旭 市
尾張旭市長　　水　野　義　則　　㊞

長久手市岩作城の内６０番地１
長 久 手 市
長久手市長　　吉　田　一　平　　㊞

乙　瀬戸市南山口町６４０番地
尾張東流通センター株式会社
代表取締役社長　　伊　藤　保　徳　　㊞

瀬戸市南山口町６４０番地
瀬戸総合卸売市場株式会社
代表取締役社長　　加　藤　恵　三　　㊞

2-57　災害時における施設利用等の協力に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と名古屋産業大学（以下「乙」という。）、名古屋経営短期大学（以下「丙」という。）は、災害時（「尾張旭市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）における施設利用の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に、市民、在勤者等（以下「市民等」という。）の安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進するため、甲、乙、丙の施設利用等の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙及び丙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

⑴　災害時における避難所など大学施設の提供及び支援

⑵　帰宅困難者への支援

⑶　その他必要事項

（要請手続）

第３条　甲が乙及び丙に対し、前条の規定による協力の要請を行う場合は、要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第４条　乙及び丙は、甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（施設提供期間）

第５条　第２条第２号の規定による大学施設の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間とし、市民等が自宅に帰宅し、又は尾張旭市が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

（実施報告）

第６条　乙及び丙は、施設利用等の協力を完了したときは、報告書（第２号様式）により文書で甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第７条　第２条の規定による協力に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

（秘密の保持）

第８条　甲、乙、丙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第９条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲、乙、丙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１０条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲、乙、丙協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第１１条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

（雑則）

第１２条　平成２２年８月１０日付けで甲、乙、丙が締結した災害時における協力に関する協定は、この協定の発効をもって終了するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を３通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年１１月１３日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　愛知県尾張旭市新居町山の田３２５５番地５
名古屋産業大学
学　長　高　木　弘　恵

丙　愛知県尾張旭市新居町山の田３２５５番地５
名古屋経営短期大学
学　長　高　木　弘　恵

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

様

尾張旭市長

要請書

災害時における施設利用等の協力に関する協定第３条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	氏名 連絡先電話番号 ＦＡＸ番号
要請日時	年　　月　　日　　時　　分
要請理由	
要請内容	
実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

第２号様式（第６条関係）

年　　月　　日

尾張旭市長　様

報告書

災害時における施設利用等の協力に関する協定第６条の規定により、次のとおり実施した事項を報告します。

報告者	氏名 連絡先電話番号 ＦＡＸ番号
要請された日時	年　　月　　日　　時　　分
実施内容	
実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

2-58　災害時における連携、協力に関する申し合わせ書

尾張旭市と愛知県立旭野高等学校は、災害時において相互に連携、協力することに関し、次のとおり申し合わせる。

１　協力依頼等

⑴　尾張旭市は、災害時の一時的な避難場所、一時的な避難所として、旭野高等学校の定める施設の利用及び教職員の協力等を依頼することができる。

⑵　旭野高等学校は、依頼を受けたとき、学校運営に重大な支障が生じない範囲で協力する。

ただし、災害の規模等によっては、人道的な見地から尾張旭市の依頼によることなく、自らの判断で施設の利用等に協力する。

⑶　尾張旭市は避難者の状況等を勘案し、一週間を目処として旭野高等学校の一時的な避難所を閉鎖していく。

ただし、災害の規模等によっては、協議のうえ期間を延長する。

２　協力内容

⑴　一時的な避難場所として、グラウンド等の屋外施設の利用

⑵　一時的な避難所として、体育館、武道場等の屋内施設の利用

⑶　避難所等の開設、運営等に係る教職員の業務

⑷　上記のほか、施設利用等の具体的な内容については、愛知県教育委員会発行の「地震・防災の手引　県立学校における避難所運営マニュアル」等に基づき協議し、その都度定める。

３　施設利用等

⑴　尾張旭市と旭野高等学校は、緊急連絡のために連絡員を置き、災害発生時の施設の施錠等を速やかに行う。

⑵　尾張旭市は、施設利用等を行う場合には、職員を派遣する。

⑶　避難所等の開設、運営等に係る業務は、旭野高等学校の教職員と尾張旭市の派遣した職員の協力で行う。

ただし、旭野高等学校の教職員は、生徒の安否確認・安全確保、授業再開に向けての業務を最優先に行う。

⑷　上記のほか、施設利用等に係る詳細については、別途マニュアル等で定める。

４　経費の負担

施設利用等に要した経費は尾張旭市が負担し、その金額等については、協議のうえ決定する。ただし、災害救助法が適用された場合にあっては、その定めに従う。

５　その他

この申し合わせに定めがない事項は、協議し、別に定める。

平成２５年３月２８日

尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市　代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

尾張旭市東印場町三丁目４番地１
愛知県立旭野高等学校　代表者　校長　小　川　八　郎

2-59　災害時における尾張旭市東部市民センターの施設利用に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）とハマダスポーツ企画株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における尾張旭市東部市民センターの施設利用について、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市内に地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるときに、甲が地域避難所又は地域避難所等（以下「避難所等」という。）として、乙が管理する尾張旭市東部市民センターの施設利用に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　前条に掲げる「指定避難所」とは、災害時に甚大な被害が発生し、被災したために避難した者が一定期間避難生活を行う必要が生じたときに甲が設置するものをいう。

２　前条に掲げる「地域避難所」とは、風水害等のために避難した者を一時的に滞在させるため、必要に応じて甲が設置するものをいう。

（施設管理）

第３条　施設管理は、避難所等が開設されるまでの間、乙が担うものとし、避難所等開設後は、甲が担うものとする。

（協力体制）

第４条　甲により、避難所等が開設されるまでの間は、乙により避難者の受入れ及び施設の管理・運営を行うものとし、避難所等開設後は、甲が行うものとする。

２　乙は前項により、施設を開設した場合は、避難施設運営及び避難者等のために必要となる場所を開放し、施設内の備品、電気、ガス、水道等の利用について、便宜を図るものとする。

３　乙は平常時においても、事前協議や訓練等のために施設の利用を必要とするときは、前項と同様に、便宜を図るものとする。

（復旧）

第５条　甲は避難所等を閉鎖し、施設利用を終了する際は、当該施設を現状に復旧し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第６条　この協定書の有効期間は、協定締結日から効力が発生するものとし、甲乙いずれかから文書による申出がない限り継続するものとする。なお、乙が指定管理者から解任された時は、解任された日を協定解除日とする。

（協議）

第７条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して取り決めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保管する。

令和５年１２月４日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　柴　田　　浩

乙　名古屋市名東区猪高台一丁目１３１６番地
　　ハマダスポーツ企画株式会社
　　代表取締役　濱　田　英　之

2-60　災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）と愛知県石油商業組合東尾張連合会第一地区（以下「乙」という。）は、尾張旭市域において風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において行う救助作業等応急措置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における救助作業等応急措置に対する乙の協力体制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　乙は、災害時において、次に掲げる協力を行うものとする。

⑴　災害情報の提供

⑵　応急措置用資機材の提供

⑶　自動車用燃料油類等（以下「燃料油類」という。）の優先供給

⑷　被災者及び帰宅困難者への支援活動

⑸　前各号に掲げるもののほか、甲の行う災害対策活動の支援

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、応急措置用資機材の提供等を要請するものとする。

⑴　災害の状況

⑵　必要な応急措置用資機材又は燃料油類の種類、数量及び供給場所

⑶　その他必要な事項

２　前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面により要請をする時間がないときは、口頭で要請し、後日速やかに書面を交付するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条により甲から協力要請があったとき又は自ら災害の発生を認知したときは、この協定の内容に従って、誠実にかつ可能な限りの協力をするものとする。

２　乙は、前項の協力を行った場合は、必要に応じて、書面によりその内容を甲に通知するものとする。

（補償）

第５条　提供された応急措置用資機材の破損、紛失等により発生した経費は、乙からの請求に基づき、甲が負担するものとする。

２　前項の経費は、破損、紛失等した直前における適正な価格を基準として算出するものとする。

（経費の負担）

第６条　甲は、乙が提供した燃料油類の費用及びその運搬に要した経費（以下「経費等」という。）を負担するものとする。

２　経費等の額は、災害時における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（平素の協力）

第７条　甲、乙は、災害時にこの協定が効果的に運用されるよう平素から密接な連絡及び調整に努めるものとする。

（事業所台帳等）

第８条　乙は、この協定に基づき応急措置用資機材の提供等を行う事業所について、次に掲げる事項を記載した台帳を作成し、保管するとともに、甲に対し、その写しを提供するものとする。

⑴　事業所の名称、代表者、所在地、電話番号等

⑵　常時貯蔵している油種別数量と貯蔵形態

⑶　応急措置用資機材の名称及び個数

⑷　その他必要事項

２　前項の記載事項に変更があったときは、その都度乙は台帳の加除修正を行い、常に実態に即した内容の維持に努めるものとする。

（協議）

第９条　この協定の実施に関し、必要な事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成１６年３月１８日

甲　尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷 口 幸 治

乙　愛知県石油商業組合東尾張連合会第一地区
代表者　地区長　　戸 田 由 久

災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定（以下「協定」という。）第９条の規定に基づき、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供に係る要請等）

第２条　尾張旭市（以下「甲」という。）は、協定第２条第１号に係る要請を行う場合は、愛知県石油商業組合東尾張連合会第一地区（以下「乙」という。）の組合員のうち、尾張旭市域に所在し事前に登録した組合員（以下「登録組合員」という。）に対して、要請するものとする。

２　前項の要請は、様式第１号により行うものとする。

３　第１項の規定に関わらず登録組合員は、自ら災害の発生を確認したとき又は災害の発生のおそれがあり必要と判断したときは、甲の要請の有無に関わらず、甲に対して電話又はファクシミリにより災害情報を提供するものとする。

（災害情報の提供）

第３条　前条の規定による災害情報の提供は、様式第１号の２により行うものとする。

（応急措置用資機材の提供等に係る要請）

第４条　甲は、協定第２条第２号及び第３号に係る要請を行う場合は、乙の地区長に対して要請するものとする。この場合において、甲は、状況により乙の地区長に対して要請することができないときは、登録組合員に対して直接要請できるものとする。

２　前項の要請は、様式第２号又は様式第３号により行うものとする。

（応急措置用資機材の提供等の通知）

第５条　協定第４条第２項の規定による通知は、様式第２号の２又は様式第３号の２により行うものとする。

（応急措置用資機材）

第６条　協定第２条第２号に規定する応急措置用資機材は、次に掲げる資機材等とする。

⑴　ジャッキ

⑵　バール

⑶　ハンマー

⑷　はしご

⑸　前各号に掲げるもののほか、甲に対して提供可能な資機材

（燃料油類の優先供給を受けることができる車両等）

第７条　協定第２条第３号の規定に基づき燃料油類の優先供給を受けることができる車両等は、次に掲げる車両等とする。

⑴　甲の緊急通行車両（消防車、救急車等の緊急自動車及び緊急輸送車両の標章を掲示した災害応急対策を実施する車両をいう。）

⑵　甲の指定する災害の予防、警戒、応急措置、応急復旧活動等に従事する車両及び機械、施設等

（被災者及び帰宅困難者への支援活動）

第８条　協定第２条第４号に規定する被災者及び帰宅困難者への支援活動は、飲料水、トイレ施設、帰宅経路情報その他提供可能な支援活動とする。

（登録組合員の表示）

第9条　登録組合員は、乙と協議のうえ甲が作成した「災害時協力事業所（店舗）」である旨を表示した標識を市民にわかりやすい適当な場所に掲示するものとする。

（協議）

第10条　協定の実施について、この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して決定するものとする。

（実施細目の発効日）

第11条　この実施細目は、平成１６年４月１日から効力を有する。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成１６年３月１８日

甲　尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷 口 幸 治

乙　愛知県石油商業組合東尾張連合会第一地区
代表者　地区長　　戸 田 由 久

様式第１号（第２条関係）

災　害　情　報　提　供　要　請　書

年　　月　　日

様

尾張旭市長　氏　　名

次のとおり災害情報の提供を要請します。

情報要請日時	情　報　の　種　類 （該当項目を〇で囲む）		情報の提供を求める 地区・地域	その他必要な事項
年　月　日 時　分	水　害		尾張旭市	
	地震等 被　害	周辺建物の 状況		
		周辺の火災 発生状況		

様式第１号の２（第３条関係）

災　害　情　報　報　告　書

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

愛知県石油商業組合
事業所（店舗）名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
所在地　　尾張旭市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿　FAX＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり災害情報を報告します。

現在時刻　　年　　月　　日　午前　　時　　分
　　午後　　時　　分

●事業（店舗）前の道路にたまっている水の深さ

１　たまっていない。
２　車のタイヤ半分（約２０センチ）より低い。
３　車のタイヤ（約５０センチ）より低い。
４　車のタイヤ（約５０センチ）より上までたまっている。

●たまっている水の状況

１　増えつつある。
２　減りつつある。
３　変化なし。

●事業所（店舗）周囲の建物の状況

１　壊れた建物はない。
２　屋根がわらが落ちた建物がある。
３　傾いたり、倒れた建物がある。

●事業所（店舗）周囲の火災の状況

１　火事が発生している。
２　火事は発生していない。

様式第２号（第４条関係）

救助作業等応急措置用資機材提供要請書

年　　月　　日

様

尾張旭市長　　氏　　名

次のとおり救助作業等応急措置用資機材の提供を要請します。

提供年月日	提供事業所（店舗）名称 電話番号	提供先（市担当課） 名称及び担当者	提供資機材名	
			名　称	数量
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		

様式第２号の２（第５条関係）

救助作業等応急措置用資機材提供通知書

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

愛知県石油商業組合
東尾張連合会第一地区長　氏　　名

次のとおり救助作業等応急措置用資機材の提供を行いましたので、通知します。

提供年月日	提供事業所（店舗）名称 電話番号	提供先（市担当課） 名称及び担当者	提供資機材名	
			名　称	数量
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		

様式第３号（第４条関係）

燃 料 油 類 優 先 供 給 要 請 書

様

尾張旭市長　　氏　　名

次のとおり燃料油類の供給を要請します。

年月日	供給先（市担当課） 車両登録番号 担当者 電話番号	自動車用燃料			その他の燃料油類			
		ガソリン		軽油（ℓ）	灯油（ℓ）	重油（ℓ）	プロパンガス（kg）	その他
		ハイオク（ℓ）	レギュラー（ℓ）					

※　供給要請を行う燃料油類の数量が確定していない場合は、該当欄に〇印を記すこと。

※　この要請は、必要に応じ現に使用している給油伝票を代用することができる。

様式第３号の２（第５条関係）

燃 料 油 類 優 先 供 給 結 果 通 知 書

年　　月　　日

尾張旭市長　　殿

愛知県石油商業組合

東尾張連合会第一地区長　氏　　名

次のとおり燃料油類の優先供給を行いましたので、通知します。

年月日	供給事業所(店舗)名称 電話番号	供給先（市担当課）名称 車両登録番号 担当者 電話番号	自動車用燃料			その他の燃料油類			
			ガソリン		軽油（ℓ）	灯油（ℓ）	重油（ℓ）	プロパンガス（kg）	その他
			ハイオク（ℓ）	レギュラー（ℓ）					

2-61　災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）と㈱角田石油（以下「乙」という。）は、尾張旭市域において風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において行う救助作業等応急措置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における救助作業等応急措置に対する乙の協力体制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　乙は、災害時において、次に掲げる協力を行うものとする。

⑴　災害情報の提供

⑵　応急措置用資機材の提供

⑶　自動車用燃料油類等（以下「燃料油類」という。）の優先供給

⑷　被災者及び帰宅困難者への支援活動（水・トイレの提供、道案内など）

⑸　前各号に掲げるもののほか、甲の行う災害対策活動の支援

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、応急措置用資機材の提供等を要請するものとする。

⑴　災害の状況

⑵　必要な応急措置用資機材又は燃料油類の種類、数量及び供給場所

⑶　その他必要な事項

２　前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面により要請をする時間がないときは、口頭で要請し、後日速やかに書面を交付するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条により甲から協力要請があったとき又は自ら災害の発生を認知したときは、この協定の内容に従って、誠実にかつ可能な限りの協力をするものとする。

２　乙は、前項の協力を行った場合は、必要に応じて、書面によりその内容を甲に通知するものとする。

（補償）

第５条　提供された応急措置用資機材の破損、紛失等により発生した経費は、乙からの請求に基づき、甲が負担するものとする。

２　前項の経費は、破損、紛失等した直前における適正な価格を基準として算出するものとする。

（経費の負担）

第６条　甲は、乙が提供した燃料油類の費用及びその運搬に要した経費（以下「経費等」という。）を負担するものとする。

２　経費等の額は、災害時における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（平素の協力）

第７条　甲、乙は、災害時にこの協定が効果的に運用されるよう平素から密接な連絡及び調整に努めるものとする。

（事業所台帳等）

第８条　乙は、この協定に基づき応急措置用資機材の提供等を行う事業所について、次に掲げる事

項を記載した台帳を作成し、保管するとともに、甲に対し、その写しを提供するものとする。

⑴　事業所の名称、代表者、所在地、電話番号等

⑵　常時貯蔵している油種別数量と貯蔵形態

⑶　応急措置用資機材の名称及び個数

⑷　その他必要事項

２　前項の記載事項に変更があったときは、その都度乙は台帳の加除修正を行い、常に実態に即した内容の維持に努めるものとする。

（協議）

第９条　この協定の実施に関し、必要な事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成１８年３月２日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地の１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷　口　幸　治

乙　尾張旭市向町二丁目６番地２
エクソンモービル代理店
株式会社　角田石油

災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定（以下「協定」という。）第９条の規定に基づき、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供に係る要請等）

第２条　尾張旭市（以下「甲」という。）は、協定第２条第１号に係る要請を行う場合は、㈱角田石油（以下「乙」という。）の尾張旭市域に所在する事業所（以下「登録事業所」という。）に対して、要請するものとする。

２　前項の要請は、様式第１号により行うものとする。

３　第１項の規定に関わらず登録事業所は、自ら災害の発生を確認したとき又は災害の発生のおそれがあり必要と判断したときは、甲の要請の有無に関わらず、甲に対して電話又はファクシミリにより災害情報を提供するものとする。

（災害情報の提供）

第３条　前条の規定による災害情報の提供は、様式第１号の２により行うものとする。

（応急措置用資機材の提供等に係る要請）

第４条　甲は、協定第２条第２号及び第３号に係る要請を行う場合は、乙に対して要請するものとする。この場合において、甲は、状況により乙に対して要請することができないときは、登録事業所に対して直接要請できるものとする。

２　前項の要請は、様式第２号又は様式第３号により行うものとする。

（応急措置用資機材の提供等の通知）

第５条　協定第４条第２項の規定による通知は、様式第２号の２又は様式第３号の２により行うものとする。

（応急措置用資機材）

第６条　協定第２条第２号に規定する応急措置用資機材は、次に掲げる資機材等とする。

⑴　ジャッキ

⑵　バール

⑶　ハンマー

⑷　はしご

⑸　前各号に掲げるもののほか、甲に対して提供可能な資機材

（燃料油類の優先供給を受けることができる車両等）

第７条　協定第２条第３号の規定に基づき燃料油類の優先供給を受けることができる車両等は、次に掲げる車両等とする。

⑴　甲の緊急通行車両（消防車、救急車等の緊急自動車及び緊急輸送車両の標章を掲示した災害応急対策を実施する車両をいう。）

⑵　甲の指定する災害の予防、警戒、応急措置、応急復旧活動等に従事する車両及び機械、施設等

（被災者及び帰宅困難者への支援活動）

第８条　協定第２条第４号に規定する被災者及び帰宅困難者への支援活動は、飲料水、トイレ施設、帰宅経路情報その他提供可能な支援活動とする。

（登録事業所の表示）

第９条　登録事業所は、乙と協議のうえ甲が作成した「災害時協力事業所（店舗）」である旨を表示した標識を市民にわかりやすい適当な場所に掲示するものとする。

（協議）

第10条　協定の実施について、この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して決定するものとする。

（実施細目の発効日）

第11条　この実施細目は、平成１８年３月２日から効力を有する。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成１８年３月２日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地の１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷 口 幸 治

乙　尾張旭市向町二丁目６番地２
エクソンモービル代理店
株式会社　角田石油

様式第１号（第２条関係）

災　害　情　報　提　供　要　請　書

年　　月　　日

様

尾張旭市長　氏　　名

次のとおり災害情報の提供を要請します。

<table>
<tr><th>情報要請日時</th><th colspan="2">情　報　の　種　類
（該当項目を〇で囲む）</th><th>情報の提供を求める
地区・地域</th><th>その他必要な事項</th></tr>
<tr><td rowspan="3">年　月　日
時　分</td><td colspan="2">水　害</td><td rowspan="3">尾張旭市</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">地震等
被　害</td><td>周辺建物の
状況</td></tr>
<tr><td>周辺の火災
発生状況</td></tr>
</table>

様式第１号の２（第３条関係）

災　害　情　報　報　告　書

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

事業所（店舗）名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
所在地　　尾張旭市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿　FAX＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり災害情報を報告します。

現在時刻　　年　　月　　日　午前　　時　　分
　　午後　　時　　分

●事業（店舗）前の道路にたまっている水の深さ

１　たまっていない。
２　車のタイヤ半分（約２０センチ）より低い。
３　車のタイヤ（約５０センチ）より低い。
４　車のタイヤ（約５０センチ）より上までたまっている。

●たまっている水の状況

１　増えつつある。
２　減りつつある。
３　変化なし。

●事業所（店舗）周囲の建物の状況

１　壊れた建物はない。
２　屋根がわらが落ちた建物がある。
３　傾いたり、倒れた建物がある。

●事業所（店舗）周囲の火災の状況

１　火事が発生している。
２　火事は発生していない。

様式第２号（第４条関係）

救助作業等応急措置用資機材提供要請書

年　　月　　日

様

尾張旭市長　　氏　　名

次のとおり救助作業等応急措置用資機材の提供を要請します。

提供年月日	提供事業所（店舗）名称 電話番号	提供先（市担当課） 名称及び担当者	提供資機材名	
			名　称	数量
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		

様式第２号の２（第５条関係）

救助作業等応急措置用資機材提供通知書

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

事業所名
代表者　　氏　　名

次のとおり救助作業等応急措置用資機材の提供を行いましたので、通知します。

提供年月日	提供事業所（店舗）名称 電話番号	提供先（市担当課） 名称及び担当者	提供資機材名	
			名　称	数量
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		
	（　　）　　－	＿＿＿＿＿部 ＿＿＿＿＿課 担当者 ＿＿＿＿＿		

様式第３号（第４条関係）

燃 料 油 類 優 先 供 給 要 請 書

年　　月　　日

様

尾張旭市長　　氏　　名

次のとおり燃料油類の供給を要請します。

年月日	供給先（市担当課） 車両登録番号 担当者 電話番号	自動車用燃料			その他の燃料油類			
		ガソリン		軽油（ℓ）	灯油（ℓ）	重油（ℓ）	プロパンガス（kg）	その他
		ハイオク（ℓ）	レギュラー（ℓ）					

※　供給要請を行う燃料油類の数量が確定していない場合は、該当欄に〇印を記すこと。

※　この要請は、必要に応じ現に使用している給油伝票を代用することができる。

様式第３号の２（第５条関係）

燃 料 油 類 優 先 供 給 結 果 通 知 書

年　　月　　日

尾張旭市長　　殿

事業所名
代表者　　氏　　名

次のとおり燃料油類の優先供給を行いましたので、通知します。

年月日	供給事業所(店舗)名称 電話番号	供給先（市担当課）名称 車両登録番号 担当者 電話番号	自動車用燃料			その他の燃料油類			
			ガソリン		軽油（ℓ）	灯油（ℓ）	重油（ℓ）	プロパンガス（kg）	その他
			ハイオク（ℓ）	レギュラー（ℓ）					

2-62　災害時における液化石油ガス等の優先供給等に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と愛知県ＬＰガス協会尾張支部瀬戸旭分会（以下「乙」という。）は、尾張旭市内に発生した地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における液化石油ガス及び燃焼器具等（以下「液化石油ガス等」という。）の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時に甲が効果的な災害応急活動を実施する上で必要とする液化石油ガス等の優先供給等について、甲の要請により乙が実施する協力その他必要な事項を定めるものとする。

（支援の種類）

第２条　この協定に基づき乙が実施する支援の種類は、次のとおりとする。

⑴　次に掲げる液化石油ガス等の優先供給

ア　液化石油ガス

イ　液化石油ガス用コンロ

ウ　その他甲が必要と認める物資で、乙の対応が可能なもの

⑵　液化石油ガス消費設備の応急復旧活動

⑶　被害情報の提供

（支援の要請）

第３条　甲による要請は、災害時協力要請書（第１号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。また、災害時に連絡手段が断たれた場合は、乙は自発的に甲の被害状況に応じた支援を実施することとする。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむ得ない事由のない限り、通常業務に優先して支援を実施するものとする。

（保安に関する業務）

第５条　液化石油ガス等の供給に必要な保安に関する業務については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（報告）

第６条　乙は、第３条の要請による支援を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第２号様式）（以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに当該報告書を送付するものとする。

（費用の負担）

第７条　第３条の要請により乙から供給を受けた液化石油ガス等に係る費用は、甲が負担するものとし、その価格は災害発生直前の適正価格を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制の整備）

第８条　乙は、災害時に円滑な協力が図られるよう、協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものする。

（災害時の情報提供）

第９条　乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条　乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、更に１年間継続するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年９月２７日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　　水　野　義　則

乙　瀬戸市中水野町２丁目５８７番地の２
愛知県ＬＰガス協会　尾張支部　瀬戸旭分会
分　会　長　　安　藤　友　和

第１号様式

番　　号
年　　月　　日

災　害　時　協　力　要　請　書

愛知県ＬＰガス協会　尾張支部　瀬戸旭分会長様

尾張旭市長

災害時における液化石油ガス等の優先供給等に関する協定書第３条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

<table>
<tr><td colspan="3">尾張旭市要請担当者</td><td>所　　属
職・氏名
電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">電話・ファクシミリ
等による要請日時</td><td>年　　月　　日（　　）　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">要請
内容</td><td colspan="2">品　名
数　量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">期　間</td><td>年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">対象
施設</td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>担当者</td><td>所　　属
職・氏名
電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

第２号様式

番　　号
年　　月　　日

災　害　時　要　請　業　務　実　施　報　告　書

尾　張　旭　市　長　　殿

愛知県ＬＰガス協会尾張支部瀬戸旭分会長

災害時における液化石油ガス等の優先供給等に関する協定書第６条の規定に基づき、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td colspan="3">尾張旭市要請担当者</td><td>所　　属
職・氏名
電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">電話・ファクシミリ
等による要請日時</td><td>年　　月　　日（　　）　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">供
給
実
績</td><td colspan="2">品　名
数　量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">期　間</td><td>年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">対象
施設</td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>担当者</td><td>所　　属
職・氏名
電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">供給実施者</td><td>会社名
所在地
担当者
電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

2-63　ＬＰガス災害対策に関する業務協定書

（目的）

第１条　瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、及び丹羽広域事務組合、西春日井広域事務組合の消防本部（以下「各消防本部」という。）と愛知県ＬＰガス協会　尾張支部（以下「尾張支部」という。）は、区域内におけるエルピーガスの漏えいに起因する火災、爆発等の事故（以下「災害」という。）対策のため業務協定を締結し、災害を未然に防止するとともに災害が発生した際はこれを早期に鎮圧し、被害を最小限に防止することを目的とする。

（区域）

第２条　本協約の区域は、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町の区域とする。

（災害の未然防止活動）

第３条　災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

⑴　各消防本部及び尾張支部は、災害の防止と必要な情報交換又は所要事項を協議するため、年１回以上連絡協議会を開催するものとする。

尚、特別な事案が発生した場合は別途協議する。

⑵　尾張旭市支部は、各消防本部が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする。

⑶　各消防本部及び尾張支部は、災害の防止及び消防活動上必要と認める次に掲げる資料をそれぞれ提出するものとする。

「消防本部」

イ．ＬＰガスに関連する消防法（火災予防条例も含む）改正等に伴う関係資料

ロ．災害及び事故等に関する参考資料

「尾張支部」

イ．尾張支部の組織図（緊急連絡網）

ロ．尾張支部管内の販売店名簿

ハ．高圧ガス保安法（液化石油ガス法も含む）改正等に伴う関係資料

ホ．その他災害及び事故等に関する参考資料

⑷　各消防本部及び尾張支部は、それぞれの関係者に対して災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

（災害防止活動）

第４条　災害を防止するための実施事項は、次のとおりとする。

⑴　各消防本部及び尾張支部は、災害の発生又は発生の恐れのある事態を各知したときは、速やかに尾張支部の緊急連絡網に基づき連絡・通報を行うものとする。

⑵　尾張支部は、災害発生時における緊急出動体制及び応急活動体制を確立し、速やかに対応するものとする。

⑶　災害現場におけるガスの遮断等措置は、各消防隊が尾張支部に先行して火災現場へ到着し、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、各消防隊がガスの遮断等措置を実施することが出来るものとする。ただし尾張支部あるいは各分会が各消防隊より要請がなされた場合は、実施するものとする。

⑷　各消防隊又は尾張支部が前号の規定に基づいて、ガスの遮断等措置を実施した場合は、速やかに相互に連絡するものとする。

⑸　ガスの遮断等措置後における復旧作業は、契約販売店が実施するものとする。

⑹　尾張支部は、各消防本部が設置する現場本部と緊密な連携を保つとともに関係情報の報告、

消防活動に関する技術的な協力その他の活動を実施するものとする。

（協議）

第５条　この協定の運用に係る細目事項については、各消防本部及び尾張支部の両者が協議して定めるものとする。

（附則）

１　この協約は平成２７年１２月１日から施行する。

２　平成１４年３月２３日締結の「エルピーガス災害対策に関する業務協約」及び「エルピーガス災害対策に関する業務協約に基づき協議事項」は平成２７年１１月３０日をもって廃止する。

この協約の成立を証するため、各消防本部と尾張旭支部とにおいて２通を作成し、それぞれ記名、押印のうえ各１通を保管する。

尾　張　旭　市　消　防　本　部
消　防　長　　大　脇　伸　雄

愛知県ＬＰガス協会尾張支部
支　部　長　　鈴　木　和　昭

2-64　都市ガス災害対策に関する業務協約

尾張旭市消防本部管内における都市ガスの漏えいに起因する火災及び爆発等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止するとともに、災害が発生した際これを早期に鎮圧し、被害を最小限度に防止するため、尾張旭市消防本部（以下「消防本部」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）は、次のとおり協約する。

（対象物）

第１条　この協約に基づき消防本部及び東邦ガスが対象とする施設は、次に掲げるものとする。（別表）

⑴　消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第２１条の２によりガス漏れ火災警報設備の設置を必要とする防火対象物

⑵　その他必要と認める防火対象物

（災害防止活動）

第２条　災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

⑴　消防本部及び東邦ガスは、災害の防止上必要な情報交換又は所要事項を協議するため、連絡会議を開催するものとする。

⑵　東邦ガスは、禅譲に掲げる対象物の定期点検を実施する場合、あらかじめ消防本部に実施計画を連絡するとともに、消防本部が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする。

⑶　消防本部及び東邦ガスは、災害の防止及び消防活動上必要と認める資料を相互に交換するものとする。

⑷　消防本部及び東邦ガスは、それぞれの職員及び防火対象物関係者に対して、災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

（災害防御活動）

第３条　災害を防御するための実施事項は、次のとおりとする。

⑴　消防本部及び東邦ガスは、災害の発生又は発生のおそれのある事態を覚知したときは、相互に速やかな連絡通報を行うものとする。

⑵　東邦ガスは、災害発生時における緊急出動体制及び応急活動体制を確立し、あらかじめその計画を消防本部に通知しておくものとする。

⑶　災害現場におけるガスの遮断は、東邦ガスが実施するものとする。

ただし、消防本部が東邦ガスに先行して災害現場へ到着し、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、消防本部がガスの遮断措置を実施することができるものとする。

⑷　消防本部又は東邦ガスが全号の規定に基づいてガスの遮断措置を実施した場合は、相互に速やかに連絡するものとする。

⑸　ガスの遮断措置後における復旧作業は、東邦ガスが実施するものとする。

⑹　東邦ガスは、消防本部が設置する現場指揮本部と緊密な連携を保つとともに、関係情報の報告、消防活動に関する技術的な協力その他の活動を実施するものとする。

（協議）

第４条　この協約の運用に係る細目的事項については、必要の都度、消防本部消防長及び東邦ガス供給管理部長の両者が協議して定めるものとする。

（雑則）

第５条　この協約に定めた事項についても関係法令等の改正によって不必要となる部分にあっては、法令改正の時点をもって効力を失う。

２　消防本部及び東邦ガス相互間で締結した昭和５７年７月１日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約」および昭和５７年７月１日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項」は、本協約の締結日をもって効力を失う。

この協約成立の証として本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

平成１４年２月１５日

尾張旭市消防本部
消　防　長　　浅見　保永

東邦瓦斯株式会社
取締役供給管理部長　　水野　稔朗

（別表）

第１条⑴の対象物

名称	所在地	備考 （遮断弁型式）
尾張旭市役所	尾張旭市東大道町原田２６００－１	ＰＥバルブ サーチーシャット
尾張旭市文化会館	尾張旭市東大道町山の内２４１０－１１	ＰＥバルブ
尾張旭市保健福祉センター	尾張旭市新居町明才切５７	ＰＥバルブ
特別養護老人ホーム敬愛園	尾張旭市平子町長池上６４４７－１	ＰＥバルブ
介護付有料老人ホーム フローラユーアイ	尾張旭市南栄町石黒６１－１	ＰＥバルブ
イトウホール尾張旭	尾張旭市新居町明才切８	サーチーシャット
イトーヨーカ堂尾張旭	尾張旭市南原山町石原１１６－４	中圧バルブ ＰＥバルブ
ヤマナカ三郷店	尾張旭市三郷町中井田８０	ＰＥバルブ
尾張旭ショッピングタウン　アスカ	尾張旭市東大道町原田２５２５－５	低圧バルブ
ピアゴ印場店	尾張旭市庄中町１丁目５－１	ＰＥバルブ
独立行政法人 労働者健康安全機構　旭労災病院	尾張旭市平子町北６１	中圧バルブ 低圧バルブ サーチーシャット

都市ガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項

尾張旭市消防本部（以下「消防本部」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）との都市ガス災害対策に関する業務協約（以下「協約」という。）第４条の規定に基づく協議の結果、次のとおり合意する。

１　協約第２条⑶に定める災害の防止及び消防活動上必要と認める資料とは、次に掲げる事項が把握できるものをいう。

⑴　消防本部及び東邦ガスの災害出動要領

⑵　協約第１条に規定する防火対象物のガス導管の敷設状況並びに遮断装置の設置位置及び操作要領

⑶　東邦ガスと防火対象物関係者間におけるガスの遮断についての申合せに関する状況

２　協約第３条⑶ただし書の規定に基づき、消防本部がガスの遮断措置を実施する場合に備え、東邦ガスは遮断操作に必要な機材を消防本部に供与する。

以上、本合意の証として本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

平成１４年２月１５日

尾張旭市消防本部
消　防　長　　浅見　保永

東邦瓦斯株式会社
取締役供給管理部長　　水野　稔朗

2-65　災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に対し災害時における食品・食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合において、甲のみでは被災者への十分な物資供給が困難な場合には、状況により、乙に対して物資調達の協力を要請することができる。

（物資の提供）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し次に掲げる物資を乙の調達できる範囲内で提供するものとする。

⑴　食品・食糧

⑵　被服・下着・寝具・衛生用品

⑶　その他甲が指定する物資

（物資の引渡し及び運搬）

第４条　物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の業務委託先が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、前項の引渡場所において、物資の品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

３　甲は、物資を運搬する乙の車両を、緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、乙が提供した物資及び運搬に要する費用について負担するものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、甲への物資の提供が完了した後、物資の対価及び運搬に要した費用を、災害発生前における適正な価格をもって甲に請求するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期間は、平成２７年１０月９日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、１年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

附則　甲と株式会社イトーヨーカ堂尾張旭店との間の平成１７年１１月１日付「災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定」については、この協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成２７年１０月９日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

乙　東京都千代田区二番町８番地８
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長　戸　井　和　久

2-66　災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）は、災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に対し災害時における食品・食糧、生活必需品等の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合において、甲のみでは被災者への十分な物資供給が困難な場合には、状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。

（調達品の提供）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り他に優先して、甲に対し次に掲げる物資を提供するものとする。

⑴　食品・食糧

⑵　被服・下着・寝具・衛生用品

⑶　防災に関する資機材等

（物資の運搬）

第４条　物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第５条　甲は、乙が提供した食品・食糧、生活必需品等及び運搬に要する費用について負担するものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、食品・食糧、生活必需品等及び運搬の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における適正な費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期間は、平成１７年１１月１日から平成１８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、１年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成１７年１１月１日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地の１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　谷 口 幸 治

乙　名古屋市名東区猪高町上社字井堀２５－１
生活協同組合コープあいち
理事長　寺　本　康　美

2-67　名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（協定当事者）

第２条　この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

（協力事項の発動）

第３条　この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

２　前項の要請は、災害救助法第２条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第４条　甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

２　甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７０条第１項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第５条　乙は、第３条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第６条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

２　甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第７条　乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

２　前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

（その他）

第８条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成２６年７月２２日から施行する。

この協定を証するため本書４０通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

平成２６年７月２２日

甲　愛知県愛西市稲葉町米野３０８番地
　　愛西市　愛西市長　日永　貴章
　愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越５０番地
　　阿久比町　阿久比町長　竹内　啓二
　愛知県あま市木田戌亥１８番地１
　　あま市　あま市長　村上　浩司
　愛知県一宮市本町２丁目５番６号
　　一宮市　一宮市長　　谷　一夫
　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市　稲沢市長　大野　紀明
　愛知県犬山市大字犬山字東畑３６番地
　　犬山市　犬山市長　田中　志典
　愛知県岩倉市栄町一丁目６６番地
　　岩倉市　岩倉市長　片岡　恵一
　愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
　　大口町　大口町長　鈴木　雅博
　愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西１番地の１
　　大治町　大治町長　村上　昌生
　愛知県大府市中央町五丁目７０番地
　　大府市　大府市長　久野　孝保
　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
　　尾張旭市　尾張旭市長　水野　義則
　愛知県春日井市鳥居松町５丁目４４番地
　　春日井市　春日井市長　伊藤　太
　愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目１番地
　　蟹江町　蟹江町長　横江　淳一
　愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地
　　刈谷市　刈谷市長　竹中　良則
　愛知県北名古屋市西之保清水田１５番地
　　北名古屋市　北名古屋市長　長瀬　保
　愛知県清須市須ケ口１２３８番地
　　清須市　清須市長　加藤　静治
　愛知県江南市赤童子町大堀９０番地
　　江南市　江南市長　堀　元
　愛知県小牧市堀の内三丁目１番地
　　小牧市　小牧市長　山下　史守朗
　愛知県瀬戸市追分町６４番地の１
　　瀬戸市　瀬戸市長　増岡　錦也
　愛知県知多郡武豊町字長尾山２番地
　　武豊町　武豊町長　籾山　芳輝
　愛知県知多市緑町１番地
　　知多市　知多市長　宮島　壽男
　愛知県津島市立込町二丁目２１番地
　　津島市　津島市長　日比　一昭
　愛知県東海市中央町一丁目１番地
　　東海市　東海市長　鈴木　淳雄
　愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴１番地
　　東郷町　東郷町長　川瀬　雅喜
　愛知県常滑市新開町４丁目１番地
　　常滑市　常滑市長　片岡　憲彦
　愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目１番地
　　飛島村　飛島村長　久野　時男
　愛知県豊明市新田町子持松１番地１
　　豊明市　豊明市長　石川　英明
　愛知県豊田市西町３丁目６０番地
　　豊田市　豊田市長　太田　稔彦

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄２６０番地
豊山町　豊山町長　鈴木　幸育
愛知県長久手市岩作城の内６０番地１
長久手市　長久手市長　吉田　一平
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市　名古屋市長　河村　たかし
愛知県日進市蟹甲町池下２６８番地
日進市　日進市長　萩野　幸三
愛知県半田市東洋町二丁目１番地
半田市　半田市長　榊原　純夫
愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所２０番地
東浦町　東浦町長　神谷　明彦
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道３３０番地
扶桑町　扶桑町長　江戸　滿
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪１８番地
南知多町　南知多町長　石黒　和彦
愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面１０６番地
美浜町　美浜町長　山下　治夫
愛知県みよし市三好町小坂５０番地
みよし市　みよし市長　小野田　賢治
愛知県弥富市前ケ須町南本田３３５番地
弥富市　弥富市長　服部　彰文

乙　愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀２５番地の１
生協法人　生活協同組合コープあいち　理事長　夏目　有人

2-68　災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）とユニー株式会社ピアゴ印場店（以下「乙」という。）は、災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に対し災害時における食品・食糧、生活必需品等の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合において、甲のみでは被災者への十分な物資供給が困難な場合には、状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。

（調達品の提供）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り他に優先して、甲に対し次に掲げる物資を提供するものとする。

⑴　食品・食糧

⑵　被服・下着・寝具・衛生用品

⑶　防災に関する資機材等

（物資の運搬）

第４条　物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第５条　甲は、乙が提供した食品・食糧、生活必需品等及び運搬に要する費用について負担するものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、食品・食糧、生活必需品等及び運搬の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における適正な費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期間は、平成２３年１月２５日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、１年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成２３年１月２５日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１

尾張旭市　代表者　尾張旭市長　谷 口 幸 治

乙　尾張旭市庄中町一丁目５番地１

ユニー株式会社　ピアゴ印場店　店長　濱 島 宏

2-69　災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社バロー（以下「乙」という。）は、災害時における食品・食糧、生活必需品等の確保に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に対し災害時における食品・食糧、生活必需品　等の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合において、甲のみでは被災者への十分な物資供給が困難な場合には、状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。

（調達品の提供）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り他に優先して、甲に対し次に掲げる物資を提供するものとする。

⑴　食品・食糧

⑵　衛生用品

⑶　防災に関する資機材等

（物資の運搬）

第４条　物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第５条　甲は、乙が提供した食品・食糧、生活必需品等及び運搬に要する費用について負担するものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、食品・食糧、生活必需品等及び運搬の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における適正な費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期間は、平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、１年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成２１年３月３１日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地の１

尾張旭市　代表者　尾張旭市長　谷 口 幸 治

乙　岐阜県恵那市大井町１８０番地の１

株式会社バロー　代表取締役　田 代 正 美

2-70　災害時における食事の提供等に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と尾張陸運有限会社（以下「乙」という。）は、災害時における食事の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙に対し、尾張旭市役所北庁舎地下１階食堂（以下「食堂」という。）で備蓄している食料品等の調理及び食事の提供を迅速かつ円滑に要請するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合において、職務に従事する尾張旭市職員に対する食事の提供を必要とする場合は、状況により、乙に対して食堂等で備蓄している食料品等調理及び食事の提供について協力を要請することができる。

（協力要請の方法）

第３条　甲の乙に対する要請は、様式第１号により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第４条　乙は、第３条の規定により要請を受けたときは、次に掲げる事項を乙が実施できる範囲内で実施するものとする。ただし、食料品等については食堂等で常時備蓄するものとする。

⑴　食料品等の調理・提供

⑵　衛生管理

⑶　ごみ及び残飯等の処理

⑷　イートスペース日常清掃

（費用負担）

第５条　乙が業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（費用の支払い）

第６条　前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（秘密の保持）

第７条　乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に甲の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から行政財産目的外使用許可期間である令和３年３月３１日までとする。ただし、甲が尾張旭市公有財産管理規則第１６条第２項に基づき、行政財産目的外使用許可期間を更新した場合は、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（協定の変更）

第９条　この協定の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた者が相手方に速やかに連絡をして変更に係わる協議をし、必要な手続きを行うものとする。

（協定の解除）

第１０条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙双方が協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項には、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和２年１月１０日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　愛知県尾張旭市下井町下井２０９４番地３
尾張陸運有限会社
代表取締役　伊　藤　敏　彦

様式第１号（第３条関係）

協力要請書

年　　月　　日

尾張陸運有限会社　様

尾張旭市長

災害時における食事の提供等に関する協定書第３条に基づき、次のとおり協力を要請します。

市担当者 氏名・連絡先	職名・氏名 連絡先
電話等による 要請日時	年　　月　　日（　）　　時　　分
要請期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
要請内容	⑴　食料品等の調理・提供 ⑵　衛生管理 ⑶　ごみ及び残飯等の処理 ⑷　イートスペース日常清掃
備　考	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2-71　災害救助物資の緊急調達に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）とあいち尾東農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に甲の要請に応じて、被災者に対する災害救助に必要となる生活関連物資（以下「災害救助物資」という。）の緊急調達を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に対し災害救助物資の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合において、甲のみでは被災者への十分な物資供給が困難な場合には、状況により、乙に対して物資調達の協力を要請することができる。

２　甲による災害救助物資の緊急調達要請については、乙又は乙の北部営農センター（尾張旭店）に対して行うものとする。

３　要請は、様式１「災害救助物資供給協力要請書」の書面にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭にて要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（物資の提供）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し次に掲げる物資を乙の調達できる範囲内で提供するものとする。

⑴　食糧

⑵　灯油

⑶　工具・復旧用資機材

⑷　その他甲が指定する物資

（物資の引渡し及び運搬）

第４条　物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の業務委託先が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、前項の引渡場所において、物資の品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

３　甲は、物資を運搬する乙の車両を、緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、乙が提供した物資及び運搬に要する費用について負担するものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、甲への物資の提供が完了した後、物資の対価及び運搬に要した費用を、災害発生前における適正な価格をもって甲に請求するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期間は、平成２７年１１月１日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、１年間有効期限を延長する　ものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成２７年１１月１日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

乙　日進市蟹甲町池下２１３番地１
あいち尾東農業協同組合
代表理事組合長　吉　田　濵　一

様式１

平成　　年　　月　　日

あいち尾東農業協同組合　御中

尾 張 旭 市 長

災害救助物資供給協力要請書

災害救助物資の緊急調達に関する協定に基づき、次のとおり協力を要請します。

１．要請する物資

品名等	規格等	数量	備考

２．搬入希望日時

平成　　年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分

３．搬入希望場所等

所在地	
名称等	
現地担当者名	
電話番号	

４．連絡担当者等

所属部署	
担当者名	
電話番号	
連絡事項等	

以上

※この用紙を受領したＪＡ職員は、速やかに本要請書の受領を上記連絡担当者に通知する。

2-72　災害時における物資提供に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ　セントラル　ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における飲料水（以下「物資」という。）の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　尾張旭市内に震度５弱の地震又はこれと同等以上の災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その本部から物資の提供について要請があった時、乙はこの協定の内容により協力するものとする。

２　乙は、第１項の要請があった時は、尾張旭市内に設置した地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

また、機内在庫以外に乙は、物資を甲の指定する施設へ無償で提供するものとする。無償提供する物資の数量は、甲、乙の協議により決定するものとする。

３　乙は、第２条第１項の要請があった時は、速やかに協力体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（申請の手続）

第３条　甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資（飲料水）提供要請書（様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとする。この場合、後日速やかに援助物資（飲料水）提供要請書を提出するものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、平成２０年２月２５日から平成２０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１カ月までに甲乙のいずれからもこの協定の解除の申出がない限り、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第５条　この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２０年２月２５日

甲　愛知県尾張旭市大道町原田２６００番地の１
尾張旭市
尾張旭市長　谷　口　幸　治

乙　名古屋市東区砂田橋四丁目１番 47 号
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
法人営業統括部
法人第一営業部長　菊　池　健　三

※　平成２７年４月２２日付けで、下記のとおり協定内容に関する事項について変更届が提出された。

【変更事項】

協定締結者名（乙）

【変更前】

名古屋市東区砂田橋四丁目１番４７号

コカ・コーラセントラルジャパン株式会社

【変更後】

名古屋市千種区千代田橋１－１－６

コカ・コーライーストジャパン株式会社

【適用年月日】

平成２７年１月１日

様式１（第３条関係）

救援物資（飲料水）提供申請書

平成　　年　　月　　日

コカ･コーラ イースト ジャパン株式会社
代表取締役社長 様

尾張旭市長

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定第２条第２項の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者（尾張旭市） 応答者（ｺｶ･ｺｰﾗｾﾝﾄﾗﾙｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社）	要請者：　　応対者：
物資搬入等における尾張旭市担当者	尾張旭市　（　　） 氏名　　電話
その他	

2-73　健康づくり及び災害対策における連携協力に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、健康づくり及び災害対策における連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲及び乙が連携のもと、甲の健康づくり及び災害対策の推進と乙の社会貢献活動の推進を図ることを目的とする。

（連携協力する事業）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事業について連携協力する。

⑴　健康づくり（熱中症、メタボリックシンドローム予防等）に関する事業

⑵　災害対策（災害発生時における食糧及び飲料水の提供等）に関する事業

⑶　その他甲及び乙が協議して必要と認める事業

（連携協力の内容）

第３条　前条に規定する事業の実施については、次のとおりとする。

⑴　甲は、乙に対して、健康づくりを目的とした各種事業（以下「本事業」という。）における協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

⑵　乙は、甲から要請を受けた本事業を社会貢献活動の場として活用し、甲に対して協力の要請をすることができ、甲はこの要請に対して本事業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

⑶　災害対策においては、尾張旭市内に震度５弱以上の地震又はこれと同等程度の災害が発生した場合において、乙が市内に設置した緊急時解放備蓄型自販機の機内在庫等の製品を甲に無償で提供するものとする。

⑷　甲は、本事業の実施に乙の協力があることを市民に周知するものとする。

⑸　前各号に定めるもののほか、甲又は乙は、特に必要と認めて要請する事項について、支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（協力要請）

第４条　甲及び乙は、前条の要請を行う場合、本事業の目的等を個別具体的に明示した任意の文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（データ等の収集及び提供）

第５条　甲及び乙は、本事業の成果について、市民等に対して実施するアンケート等により意見を収集することができる。

２　甲が乙に対して、アンケート等の結果を提供する場合、個人が特定できる情報は削除した上で行うものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、本事業が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（秘密の保持）

第７条　甲及び乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

（商品の提供及び販売）

第８条　乙は、本事業を実施する会場において、宣伝を目的として、乙が取り扱う商品を市民等に提供することができる。また、甲が必要と認めた場合には、会場内で販売することもできる。

２　甲は、乙から商品の提供があったときには、市民等にその旨を周知しなければならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第１０条　この協定の期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに双方の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第１１条　この協定の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた者が相手方に速やかに連絡をして変更に係わる協議をし、必要な手続きを行うものとする。

（協定の解除）

第１２条　この協定を継続できない事情が発生したときは、両者協議の上、協定を解約することができる。

（雑則）

第１３条　平成２６年７月７日付けで甲及び乙が締結した健康づくり及び災害対策における連携協力に関する協定は、この協定の発効をもって終了するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和元年７月１日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　名古屋市中区丸の内三丁目１３番２１号
大塚製薬株式会社
支店長　井上　務

2-74　災害時における生活用水の供給に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社エコペーパーＪＰ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画に基づき、甲が乙に対し災害時（「尾張旭市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に揚げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

⑴　災害時

⑵　その他市長が特に必要と認めるとき。

（支援協力内容）

第３条 甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

⑴ 工場内井戸水

⑵ その他災害支援活動に関すること

（要請手続）

第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２２年１２月２０日

甲　尾張旭市　代表者　尾張旭市長　谷 口 幸 治

乙　株式会社エコペーパーＪＰ　代表取締役社長　　水 谷　誠

2-75　災害時における家電製品等の確保に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）とエディオン尾張旭店（以下「乙」という。）は、災害時における家電製品等の確保に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に対し災害時における家電製品等の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時が発生した場合において、甲のみでは被災者への十分な物資供給が困難な場合には、状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。

（調達品の提供）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り他に優先して、甲に対し次に掲げる物資を提供するものとする。

⑴　冷暖房器具等、家電製品の提供

⑵　その他支援に必要な製品の提供

（物資の運搬）

第４条　物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第５条　甲は、乙が提供した家電製品等及び運搬に要する費用について負担するものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、家電製品等及び運搬の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における適正な費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年１０月２６日

甲　尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

乙　エディオン尾張旭店
代表者　店長　齋　木　智　久

2-76　災害時における資機材の賃貸借に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ名古屋支店（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律２２３号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）の賃貸借に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な資機材を迅速かつ円滑に賃貸借するために必要な事項を定めることを目的とする。

（借用の要請）

第２条　甲は、災害時において、資機材を必要とする時は、乙に対し、乙の保有する又は、調達できる資機材について優先的な借用の要請をすることができる。

２　乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に貸与するものとする。

（資機材の種類）

第３条　甲が、乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

⑴　別表で掲げる資機材

⑵　その他乙の調達できる範囲内で甲が指定する資機材

（協力の要請）

第４条　第２条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第５条　資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者が当該場所において資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

３　甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が貸与した資機材の費用及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における賃貸借及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払い）

第７条　前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、甲乙協議して行うものとする。

（情報交換及び連絡体制）

第９条　甲と乙は、平常時から資機材の賃貸借等についての情報交換を行うとともに連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度双方が協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれからもこの協定についての意思表示がない場合は、引き続き１年間、自動的に有効期間を延長し、その後も同様とする。

（協定の変更）

第１２条　この協定の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた者が相手方に速やかに連絡をして変更に係わる協議をし、必要な手続きを行うものとする。

（協定の解除）

第１３条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解約することができる。

（雑則）

第１４条　令和元年１２月１日付けで甲及び乙が締結した尾張旭市と株式会社アクティオ名古屋支店との災害時における資機材の賃貸借に関する協定書は、この協定書の発効をもって終了するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和４年１２月１日

甲　　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　　愛知県名古屋市中区錦３－５－３１
オーキッドプレイス名古屋錦ビル６階
株式会社アクティオ　名古屋支店
支店長　　小　椋　昭　典

別表（第３条関係）

○スーパーハウス（1.0～4.5坪） ○コンテナ倉庫 ○発電機（2～3KVA） ○発電機（13～90KVA） ○発電機（100～400KVA） ○パソコン用発電機（0.9～2.8KVA） ○超低騒音発電機（25～60KVA） ○三電源仕様発電機（25～60KVA） ○電工ドラム ○エンジンコンプレッサー（25～100HP） ○水中ポンプ普通揚程（2～8吋） ○投光機（2灯式・4灯式） ○バルーン投光機（400W・1000W） ○簡易水洗トイレ ○シャワーユニット ○ポリローリタンク（500～2000ℓ）	○クールミスト ○スポットクーラー ○移動式エアコン（12HP・25HP） ○ジェットヒーター ○ブライトヒーター ○ストーブ類（石油ストーブ・ファンヒーター・温風ヒーター） ○無線機 ○ダンプ（軽・2T・4T） ○トラック（軽・2T・4T） ○トラッククレーン付（2T・4T） ○散水車（2T・4T） ○ミニバックホー後方小旋回（0.03～0.2m3） ○バックホー後方小旋回（0.25～0.7m3） ○スタンドファン ○製氷機 ○ウォータークーラー

別紙（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

株式会社アクティオ　御中

尾張旭市長

災害時における資機材の賃貸借に関する協定書に基づき、下記のとおり資機材調達を要請します。

記

資機材名	規格	数量	搬入(設置)場所	備考

市担当者
連絡先

2-77　災害時における地図製品等の供給等に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

⑴　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第２３条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

⑵　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

⑴　「住宅地図」とは、市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

⑵　「広域図」とは、尾張旭市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

⑶　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

⑷　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

⑸　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

３　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

４　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

５　本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第１号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復

旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

⑴　災害対策本部設置期間中の閲覧

⑵　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成２８年４月２９日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

乙　名古屋市熱田区沢上２丁目１番３２号
株式会社ゼンリン中部エリア統括部
部長　荒　木　康　博

【添付別紙】

第１条（定義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

⑴「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

⑵「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

⑶「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

⑷「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

⑸「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

⑹「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第２条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第３条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第４条（本サービスの中断・中止）

１．乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

２．乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

３．乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第５条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

⑴　対象機器上で閲覧すること。

⑵　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

⑶　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第６条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

⑴　アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

⑵　ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

⑶　乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

⑷　本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

⑸　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。

⑹　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。

⑺　本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。

イ）印刷地図を第５条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。

ロ）乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ）印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ）印刷地図を第三者に配布しないこと。

ホ）印刷地図のサイズはＡ３判以下とすること。

⑻　本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第７条（不保証及び免責）

１．乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

２．乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第８条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第９条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以　上

2-78　災害時における生活物資供給に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社スギヤマ薬品（以下「乙」という。）とは、尾張旭市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において市民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力して生活物資の供給をするために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第２条　災害時において、甲が生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙が運営する尾張旭市内店舗の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（物資の範囲）

第３条　甲が乙に要請する災害時の主な生活物資は、別表のとおりとする。

２　別表に定める物のほか、生活物資は甲乙協議の上、指定できるものとする。

（要請手続）

第４条　甲が乙に対する協力要請手続は、生活物資供給要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の運搬）

第５条　生活物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

（物資の引取りと報告）

第６条　生活物資の引渡し場所は、乙が運営する尾張旭市内の店舗とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

２　乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を生活物資供給報告書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用）

第７条　第２条の規定により乙が供給した保有商品の対価の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における市場の適正な価格を参考に、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第９条　甲と乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第１０条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１１条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することが

できる。

（協議）

第１２条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年８月１９日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　愛知県名古屋市千種区内山二丁目１３番地
株式会社スギヤマ薬品
代表取締役社長 杉 山 貞 之

別表

区分	主な品目
食料品	米、パン、牛乳、液体ミルク、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、容器入飲料水など
日用品	ポリタンク、使い捨て哺乳瓶、乾電池、ライター、トイレットペーパー、オムツ、生理用品、ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手、市販薬など
その他	蚊取り線香、使い捨てカイロなど

2-79　災害時における生活物資供給に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と中部薬品株式会社（以下「乙」という。）とは、尾張旭市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において市民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力して生活物資の供給をするために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第２条　災害時において、甲が生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙が運営する尾張旭市内店舗の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（物資の範囲）

第３条　甲が乙に要請する災害時の主な生活物資は、別表のとおりとする。

２　別表に定める物のほか、生活物資は甲乙協議の上、指定できるものとする。

（要請手続）

第４条　甲が乙に対する協力要請手続は、生活物資供給要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の運搬）

第５条　生活物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

（物資の引取りと報告）

第６条　生活物資の引渡し場所は、乙が運営する尾張旭市内の店舗とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

２　乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を生活物資供給報告書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用）

第７条　第２条の規定により乙が供給した保有商品の対価の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における市場の適正な価格を参考に、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第９条　甲と乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第１０条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１１条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することが

できる。

（協議）

第１２条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年８月１９日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　岐阜県多治見市高根町４丁目２９番地
中部薬品株式会社
代表取締役社長 高　巣　基　彦

別表

区分	主な品目
食料品	米、パン、牛乳、液体ミルク、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、容器入飲料水など
日用品	ポリタンク、使い捨て哺乳瓶、乾電池、ライター、トイレットペーパー、オムツ、生理用品、ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手、市販薬など
その他	蚊取り線香、使い捨てカイロなど

2-80　災害時における生活物資供給に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社サンドラッグ（以下「乙」という。）とは、尾張旭市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において市民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力して生活物資の供給をするために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第２条　災害時において、甲が生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙が運営する尾張旭市内店舗の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（物資の範囲）

第３条　甲が乙に要請する災害時の主な生活物資は、別表のとおりとする。

２　別表に定める物のほか、生活物資は甲乙協議の上、指定できるものとする。

（要請手続）

第４条　甲が乙に対する協力要請手続は、生活物資供給要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の運搬）

第５条　生活物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

（物資の引取りと報告）

第６条　生活物資の引渡し場所は、乙が運営する尾張旭市内の店舗とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

２　乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を生活物資供給報告書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用）

第７条　第２条の規定により乙が供給した保有商品の対価の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における市場の適正な価格を参考に、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第９条　甲と乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第１０条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１１条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することが

できる。

（協議）

第１２条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年８月１９日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　東京都府中市若松町１丁目３８番地の１
株式会社サンドラッグ
代表取締役社長　貞　方　宏　司

別表

区分	主な品目
食料品	米、パン、牛乳、液体ミルク、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、容器入飲料水など
日用品	ポリタンク、使い捨て哺乳瓶、乾電池、ライター、トイレットペーパー、オムツ、生理用品、ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手、市販薬など
その他	蚊取り線香、使い捨てカイロなど

2-81　災害時における生活物資供給に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）とゲンキー株式会社（以下「乙」という。）とは、尾張旭市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において市民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力して生活物資の供給をするために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第２条　災害時において、甲が生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙が運営する尾張旭市内店舗の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（物資の範囲）

第３条　甲が乙に要請する災害時の主な生活物資は、別表のとおりとする。

２　別表に定める物のほか、生活物資は甲乙協議の上、指定できるものとする。

（要請手続）

第４条　甲が乙に対する協力要請手続は、生活物資供給要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の運搬）

第５条　生活物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

（物資の引取りと報告）

第６条　生活物資の引渡し場所は、乙が運営する尾張旭市内の店舗とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

２　乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を生活物資供給報告書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用）

第７条　第２条の規定により乙が供給した保有商品の対価の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における市場の適正な価格を参考に、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第９条　甲と乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第１０条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１１条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することが

できる。

（協議）

第１２条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年８月１９日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　福井県坂井市丸岡町下久米田３８－３３
ゲンキー株式会社
代表取締役社長 藤　永　賢　一

別表

区分	主な品目
食料品	米、パン、牛乳、液体ミルク、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、容器入飲料水など
日用品	ポリタンク、使い捨て哺乳瓶、乾電池、ライター、トイレットペーパー、オムツ、生理用品、ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手、市販薬など
その他	蚊取り線香、使い捨てカイロなど

＜2-78～81共通＞

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

様

尾張旭市長

生活物資供給要請書

災害時における生活物資供給に関する協定第４条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	氏名 連絡先電話番号 ＦＡＸ番号
要請日時	年　　月　　日　　時　　分
要請理由	
要請内容 （数量）	
実施場所	
実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

＜2-78～81共通＞

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

尾張旭市長　様

生活物資供給報告書

災害時における生活物資供給に関する協定第６条第２項の規定により、次のとおり実施した事項を報告します。

報告者	氏名 連絡先電話番号 ＦＡＸ番号
要請された日時	年　　月　　日　　時　　分
実施内容 （数量）	
従事者氏名	
実施場所	
実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

2-82　災害時における支援協力に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と豊通ニューパック株式会社（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所生活に必要なダンボール製品等（以下「物資」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において市民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力して物資の調達を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において、甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙が保有する物資調達の協力を要請することができる。

（物資の種類）

第３条　甲が乙に要請する災害時の主な物資は、別表のとおりとする

２　別表に定める物のほか、物資は甲乙協議の上、指定できるものとする。

（要請手続）

第４条　甲の乙に対する協力要請手続は、物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施）

第５条　乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第６条　物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　交通規制の解除以後の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の引取りと報告）

第７条　物資の引渡し場所は、甲乙協議の上、決定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

２　乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用）

第８条　第２条の規定により乙が供給した物資及び運搬の対価の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が物資の供給終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における価格を参考に、甲乙協議の上、決定する。

（連絡責任者）

第９条　甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第１０条　甲と乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第１１条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１２条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第１３条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年９月３０日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　愛知県みよし市打越町石坂２番地１
豊通ニューパック株式会社
代表取締役社長 榎　並　幹　人

別表

区分	主な品目
段ボール製品	簡易ベッド、間仕切り、イス、シートなど
包装資材	テープ、ポリ袋、ポリシート、ストレッチフィルムなど
その他	紙袋、ゴム手袋、フェイスシールド、ポリガウン、洗剤など

2-83　災害時における支援協力に関する協定書

尾張尾張旭市（以下「甲」という。）と三郷紙器工業株式会社（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所生活に必要なダンボール製品等（以下「物資」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において市民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力して物資の調達を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において、甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙が保有する物資調達の協力を要請することができる。

（物資の種類）

第３条　甲が乙に要請する災害時の主な物資は、次に掲げるものとする

⑴　ダンボールベッド及び間仕切り等のダンボール製品

⑵　その他甲が指定する物資

（要請手続）

第４条　甲の乙に対する協力要請手続は、物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施）

第５条　乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第６条　物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　交通規制の解除以後の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の引取りと報告）

第７条　物資の引渡し場所は、甲乙協議の上、決定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

２　乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用）

第８条　第２条の規定により乙が供給した物資及び運搬の対価の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が物資の供給終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における価格を参考に、甲乙協議の上、決定する。

（連絡責任者）

第９条　甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第１０条　甲と乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第１１条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１２条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第１３条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年５月２４日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　愛知県尾張旭市東栄町二丁目７番地２０
三郷紙器工業株式会社
代表取締役　伊　藤　寿　邦

2-84　災害時における支援協力に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と太榮株式会社（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所生活に必要なダンボール製品等（以下「物資」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において市民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力して物資の調達を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において、甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙が保有する物資調達の協力を要請することができる。

（物資の種類）

第３条　甲が乙に要請する災害時の主な物資は、次に掲げるものとする

⑴　ダンボールベッド及び間仕切り等のダンボール製品

⑵　その他甲が指定する物資

（要請手続）

第４条　甲の乙に対する協力要請手続は、物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施）

第５条　乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第６条　物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　交通規制の解除以後の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の引取りと報告）

第７条　物資の引渡し場所は、甲乙協議の上、決定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

２　乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用）

第８条　第２条の規定により乙が供給した物資及び運搬の対価の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が物資の供給終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における価格を参考に、甲乙協議の上、決定する。

（連絡責任者）

第９条　甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第１０条　甲と乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第１１条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１２条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第１３条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年５月２４日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　名古屋市守山区大字下志段味字長筬２０３番地１
太榮株式会社
代表取締役　名　倉　敬一朗

＜2-82～84共通＞

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

様

尾張旭市長

物資供給要請書

災害時における支援協力に関する協定第４条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	氏名 連絡先電話番号 ＦＡＸ番号
要請日時	年　　月　　日　　時　　分
要請理由	
要請内容 （数量）	
実施場所	
実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

＜2-82～84共通＞

第２号様式（第７条関係）

年　　月　　日

尾張旭市長　様

物資供給報告書

災害時における支援協力に関する協定第７条第２項の規定により、次のとおり実施した事項を報告します。

報告者	氏名 連絡先電話番号 ＦＡＸ番号
要請された日時	年　　月　　日　　時　　分
実施内容 （数量）	
従事者氏名	
実施場所	
実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

2-85　災害時における飲料水等の供給に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）とEPIK合同会社（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、避難所等へ飲料水及び給水用機材等（以下「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（物資の種類）

第２条　甲が乙に要請する災害時の物資は、次に掲げるものとする

⑴　飲料水（専用ウォーターサーバー用）

⑵　専用ウォーターサーバー

⑶　その他甲が指定する物資

（協力要請）

第３条　災害時において、甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙が保有する物資調達の協力を要請することができる。

（要請手続）

第４条　甲の乙に対する協力要請手続は、物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施）

第５条　乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第６条　物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　交通規制の解除以後の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の引取りと報告）

第７条　物資の引渡し場所は、甲乙協議の上、決定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

２　乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用）

第８条　第３条の規定により乙が供給した物資及び運搬の対価の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が物資の供給終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における価格を参考に、甲乙協議の上、決定する。

（連絡責任者）

第９条　甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第１０条　甲と乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第１１条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日までに甲乙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１２条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第１３条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年７月３０日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　愛知県尾張旭市晴丘町池上４９番地３
EPIK合同会社
代表者　代表社員　順　井　和　彦

2-86　災害時における飲料水等の供給に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社坂田酒販（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、避難所等へ飲料水等（以下「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（物資の種類）

第２条　甲が乙に要請する災害時の物資は、次に掲げるものとする

⑴　飲料水

⑵　その他甲が指定する物資

（協力要請）

第３条　災害時において、甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙が保有する物資調達の協力を要請することができる。

（要請手続）

第４条　甲の乙に対する協力要請手続は、物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施）

第５条　乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第６条　物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　交通規制の解除以後の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の引取りと報告）

第７条　物資の引渡し場所は、甲乙協議の上、決定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

２　乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用）

第８条　第３条の規定により乙が供給した物資及び運搬の対価の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が物資の供給終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における価格を参考に、甲乙協議の上、決定する。

（連絡責任者）

第９条　甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第１０条　甲と乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第１１条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日までに甲乙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１２条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第１３条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年７月３０日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　愛知県尾張旭市晴丘町東２６番地の１
株式会社坂田酒販
代表者　代表取締役社長　坂　田　豊　樹

2-87　災害時における飲料水等の供給に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と鈴一物産株式会社（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、避難所等へ飲料水及び給水用機材等（以下「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（物資の種類）

第２条　甲が乙に要請する災害時の物資は、次に掲げるものとする

⑴　飲料水（専用ウォーターサーバー用）

⑵　専用ウォーターサーバー

⑶　その他甲が指定する物資

（協力要請）

第３条　災害時において、甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙が保有する物資調達の協力を要請することができる。

（要請手続）

第４条　甲の乙に対する協力要請手続は、物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施）

第５条　乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第６条　物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　交通規制の解除以後の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の引取りと報告）

第７条　物資の引渡し場所は、甲乙協議の上、決定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

２　乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用）

第８条　第３条の規定により乙が供給した物資及び運搬の対価の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が物資の供給終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における価格を参考に、甲乙協議の上、決定する。

（連絡責任者）

第９条　甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第１０条　甲と乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第１１条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、３年間とする。ただし、期間満了日までに甲乙の協議が整った場合は、さらに３年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１２条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第１３条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年７月３０日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　愛知県瀬戸市市弁天町７２番地
鈴一物産株式会社
代表者　代表取締役　鈴　木　敏　志

＜2-85～87共通＞

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

様

尾張旭市長

物資供給要請書

災害時における飲料水等の供給に関する協定第４条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	氏名 連絡先電話番号 ＦＡＸ番号
要請日時	年　　月　　日　　時　　分
要請理由	
要請内容 （数量）	
実施場所	
実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

＜2-85～87共通＞

第２号様式（第７条関係）

年　　月　　日

尾張旭市長　様

物資供給報告書

災害時における飲料水等の供給に関する協定第７条第２項の規定により、次のとおり実施した事項を報告します。

報告者	氏名 連絡先電話番号 ＦＡＸ番号
要請された日時	年　　月　　日　　時　　分
実施内容 （数量）	
従事者氏名	
実施場所	
実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

2-88　災害時等における資機材等の提供に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社ジーアイビー（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律２２３号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合及び災害に備えた防災活動を実施する場合（以下「災害時等」という。）における資機材等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等に甲が必要とする乙所有の資機材等の提供を受けるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる店舗）

第２条　この協定書の対象となる店舗は次のとおりとする。

所在地：尾張旭市城前町一丁目８番地２３

店舗名：ブルースカイランドリー　ナフコトミダ尾張旭店

（資機材等の提供内容）

第３条　甲が乙に要請する資機材等は、別紙のとおりとする。

２　乙は、前項に規定する資機材等の充実に努めるものとし、別紙の内容に変更がある場合は、その都度、甲に報告するものとする。

（資機材等の提供要請）

第４条　甲は、災害時等において前条に規定する資機材等を使用するときは、別添様式第１号により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第５条　乙は店舗所有者であるフランチャイズオーナー了承のもと、災害時等に行う甲及び甲が指定するものが行う防災活動の支援を実施するものとする。

（費用の負担）

第６条　災害時等に提供を受けた資機材等の使用に伴い要した水道料金及びガス料金は、乙の負担とする。

（連絡体制）

第７条　甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡先を記載した別添様式第２号を作成し、毎年度当初、本協定に定める事項及び連絡体制について相互に確認するものとする。

２　前項に定めるほか、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（秘密の保持）

第８条　甲及び乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第９条　この協定の期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれからもこの協定についての意思表示がない場合は、引き続き１年間、自動的に有効期間を延長し、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１０条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙双方が協議の上、協定を解約することができる。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和４年１月１８日

甲　　愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　　名古屋市中区丸の内一丁目１５番２０号
ie丸の内ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ4階
株式会社ジーアイビー
代表取締役　鈴　木　　衛

別紙（第３条関係）

令和４年１月１８日時点

品名	数量
○災害対応型ユニット安心くんJr ※【ｶﾞｽ栓】ﾎｰｽｴﾝﾄﾞ×ﾎｰｽｴﾝﾄﾞ1個、ﾎｰｽｴﾝﾄﾞ×ｺﾝｾﾝﾄ形1個、可とう管ｺｯｸ1個	1
○ＬＰガス発電機　※　器具ｺｰﾄﾞ5m、専用ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ付	1
○ガス炊飯器	1
○鋳物コンロ	2
○緊急災害時使用煮釜	1
○チャッカマン	1
○電源タップ	1
○軍手	1
○ブルーシート（5.4m×7.2m）	2
○キーＢＯＸ	1
○プラスドライバー	1

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

株式会社ジーアイビー　御中

尾張旭市長

「災害時等における資機材等の提供に関する協定書」第４条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

使　用　者	
連　絡　先	
使用期間	年　月　日 ～　年　月　日
使用目的	防災訓練　・　災害対応
要　請　者	所属 氏名 電話番号

様式第２号(第７条関係)

連絡先一覧表

甲	名称	
	所在地	
	代表者氏名	
	担当部署	
	電話番号	
	ＦＡＸ番号	
	ｅメールアドレス	

乙	名称	
	所在地	
	代表者氏名	
	担当部署	
	電話番号	
	ＦＡＸ番号	
	ｅメールアドレス	

2-89　災害時における電動車両等の支援に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第２条　乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

⑴　プラグインハイブリッドEV

⑵　電気自動車

⑶　前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第３条　甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第２条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

２　前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式１号）により要請するものとする。

３　貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

４　丙は、第２項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第４条　貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

２　貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式２号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第５条　電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して１週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第６条　貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第７条　貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（補償）

第８条　貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

⑴　甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

⑵　自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）
第９条　貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。
２　前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。
（費用の支払）
第１０条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。
（使用上の留意事項）
第１１条　甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。
⑴　貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
⑵　原則として、尾張旭市内で使用する。
⑶　故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第３項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。
（電動車両等の管理）
第１２条　甲は、第４条に定める引渡しから第６条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。
（連絡責任者）
第１３条　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡担当部署を事前に定め、報告書（様式３号）により相互に報告するものとする。当該連絡担当部署に変更が生じた場合も同様とする。
（電動車両等の情報提供）
第１４条　乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。
２　甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
３　甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。
（平時の取組）
第１５条　甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。
２　乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
３　前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。
（不可抗力免責）
第１６条　激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。
（協議）
第１７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第１８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各１通を保有するものとする。

令和４年５月１９日

甲　愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和実

乙　大阪府大阪市淀川区新高一丁目4番10号
西日本三菱自動車販売株式会社
代表取締役　五十嵐　京矢

丙　東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
代表執行役社長兼最高経営責任者　加藤　隆雄

（様式1号）

年　　月　　日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社
　代表　様

尾張旭市長

災害時における電動車両等の支援に関する協定第３条第２項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年　　月　　日　　時　　分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
その他必要な事項	

（様式2号）

年　　月　　日

災害時における電動車両等の貸与報告書

尾張旭市長

会社
代表

災害時における電動車両等の支援に関する協定第４条第２項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
その他必要な事項	

（様式3号）

年　　月　　日

連絡担当部署報告書

団体・会社名・尾張旭市

災害時における電動車両等の支援に関する協定第１3条の規定に基づき、次の通り報告します。

（　　年　月　日現在）

第一順位　部署 電話番号 ＦＡＸ番号 メールアドレス	
第二順位　部署 電話番号 ＦＡＸ番号 メールアドレス	
第三順位　部署 電話番号 ＦＡＸ番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

2-90　尾張旭市と名古屋工業大学の防災まちづくりに関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）と名古屋工業大学（以下「乙」という。）は、尾張旭市の防災まちづくりに関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、尾張旭市の防災事業の実施に関し、乙の持つ技術及び情報等を提供することにより甲の防災まちづくりに資することを目的とする。

（事業内容）

第２条　乙は、甲の実施する次の各号について事業援助する。

⑴　防災事業の計画及び実施に係る支援に関すること。

⑵　自主防災組織等に係る事業に対する指導及び助言に関すること。

⑶　防災講演会等の講師の派遣に関すること。

⑷　最新の防災情報の提供に関すること。

⑸　その他、防災に関すること。

（事業協力）

第３条　乙は、甲が予算計上する範囲内において年度実施契約で定めるところにより事業援助をする。

（費用の支払い）

第４条　事業援助に要する費用は甲が負担する。

２　甲は、前項の費用を年度実施契約で定めるところにより乙に支払う。

（年度実施契約）

第５条　甲と乙は、この協定を実施するために事業の内容及び費用、その他必要な事項について、年度実施契約を締結する。

（協定の効力）

第６条　この協定は、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、協定の効力を失う日前３月までに甲と乙のいずれからもなんらの意思表示のないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（情報の保持）

第７条　本協定に基づく、事業援助にあたり事前に相手方の同意を得たもの以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（その他）

第８条　この協定に定めがない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。この協定に定める事項について疑義が生じたときも同様とする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ１通を保有する。

平成１８年３月１４日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００－１
尾張旭市　代表者　尾張旭市長　谷　口　幸　治

乙　名古屋市昭和区御器所町
国立大学法人　名古屋工業大学長　　松　井　信　行

2-91　災害時におけるボランティア受け入れ活動に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画に基づき、災害時における甲及び乙が行う災害応急対策及び災害復旧対策としてのボランティア受入れ活動に係る協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　甲が乙に要請する協力内容は、次のとおりとする。

⑴　ボランティアの需給調整に関すること

⑵　災害ボランティアセンターの運営に関すること

⑶　その他甲が行う活動への協力

（協力要請）

第３条　甲がこの協定に基づき乙へ要請を行う場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、口頭又は電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

２　乙は、前項の協力要請を受けたときは、やむをえない特別な理由がない限り、直ちに必要な活動を開始するものとする。

３　乙は、災害の事態が急迫し甲から協力要請を待つことができないときは、第２条に定める協力内容に基づく行い得る活動を開始し、その状況を直ちに甲に報告するとともに、その後の処理について甲と協議するものとする。

（活動拠点）

第４条　災害時に乙が活動する拠点は、甲が開設するボランティア支援本部とする。

（費用負担）

第５条　甲の協力要請に基づき乙が活動を行った場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

２　尾張旭市災害対策本部の廃止後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（活動期間）

第６条　甲の協力要請に基づく乙の当該活動の期間については、甲の指示があるまで続くものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期限は、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、期限終了の日の３ヶ月までに甲乙に何らかの意思表示がないときは、１年間延長されたものとみなし、以降この例による。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１８年３月２８日

甲　尾張旭市東大道原田２６００番地の１
　　尾張旭市
　　尾張旭市長　谷口幸治

乙　尾張旭市新居町明才切５７
　　社会福祉法人　尾張旭市社会福祉協議会
　　会　長　　荻原　善夫

2-92　災害時における物資等輸送及び輸送車両の供給に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と愛知県トラック協会尾張旭支部（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な応急生活物資、資機材・がれき等（以下「物資等」という。）の輸送及び輸送車両の供給並びにこれらに係る作業（以下「輸送等」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資等の輸送等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資等の輸送等の必要があると認めたときは、乙に対して次の事項に関し、協力を要請することができる。

⑴　物資等の輸送

⑵　輸送車両の供給

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、極力他の業務に優先して要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

２　乙が、甲の要請により供給すべき車両の限度は、要請時点において乙に属する会員（以下「会員」という。）が調達可能なものとする。

（要請手続き）

第４条　甲は、災害時において物資等の輸送の必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした災害時における協力要請書（第１号様式）をもって乙に対して協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

⑴　協力を要請する理由

⑵　災害の状況

⑶　輸送を必要とする物資等及びその数量

⑷　輸送の日時及び場所

⑸　物資等の保管場所

⑹　その他必要な事項

２　甲は、災害時において物資等輸送車両の調達の必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした物資等輸送車両借用要請書（第２号様式）をもって乙に対して協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資等輸送車両借用要請書を提出するものとする。

⑴　車両名

⑵　規格

⑶　台数

⑷　期間

⑸　納車先

⑹　その他必要な事項

（支払）

第５条　乙は、甲から要請された業務が完了後、甲に対して経費の請求を行うものとする。

２　甲は、前項の請求を受けたときは、速やかにその支払いを行うものとする。

３　甲が支払うべき金額は、甲乙協議の上、災害時直前における適正料金をもって決定するものとする。

（報告）

第６条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙又は会員に対して調達可能な車両等について資料の提出を要請することができる。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（訓練への参加）

第８条　甲が主催する防災訓練等に参加要請があった場合、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期限は、平成１８年１１月６日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（雑則）

第１０条　この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１８年１１月６日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地の１
尾張旭市
尾張旭市長　　谷　口　幸　治

乙　尾張旭市井田町三丁目５５番地
愛知県トラック協会尾張旭支部
支部長　　沖　田　孝　雄

第１号様式

第　　号
平成　　年　　月　　日

愛知県トラック協会尾張旭支部
支部長　　様

尾張旭市長

災害時における協力要請書

「災害時における物資等輸送及び輸送車両の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

１　協力を要請する理由	
２　災害の状況	
３　輸送を必要とする 物資等及びその数量	
４　輸送の日時及び場所	
５　物資等の保管場所	
６　その他必要な事項	

（市担当者　所属＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿）

第２号様式

第　　号
平成　　年　　月　　日

愛知県トラック協会尾張旭支部
支部長　　様

尾張旭市長

物資等輸送車両借用要請書

「災害時における物資等輸送及び輸送車両の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

１　車両名、規格、台数

区分	軽	２トン	４トン	１０トン	その他
箱車					
平車					
ダンプ					
台数計					

２　期　　間

３　納　車　先

４　その他必要な事項

（市担当者　所属＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿）

2-93　災害時における尾張旭市営バス「あさぴー号」による緊急輸送等に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と豊栄交通株式会社（以下「乙」という。）は、尾張旭市内で地震等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用され、愛知県災害対策本部を設置した場合及び尾張旭市がこれに準ずる大規模災害と判断した場合における尾張旭市営バス「あさぴー号」による緊急輸送等（以下「緊急輸送等」という。）の協力について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における甲の乙への緊急輸送等の要請に当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対して協力を要請するものとし、乙は可能な限りこの要請に応ずるものとする。

２　甲による要請は、災害時協力要請書（第１号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

３　乙は、前項による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

４　甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段に支障をきたさないよう努めるものとする。

（業務の内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は次のとおりとする。

?　災害応急対策に必要な要員等の輸送業務

?　災害に伴う要配慮者、傷病者の搬送輸送業務

?　その他貸切バスによる支援業務

（緊急通行車両等の取扱い）

第４条　乙は、第２条の要請を受けたときは、速やかに甲又は所轄警察書に対し、緊急通行車両等届出書を提出するものとする。

２　甲は、前項の規定により届出があった場合は、速やかに乙に対し、標章及び緊急通行車両等確認書（以下「標章等」という。）を交付するものとする。

３　乙は、標章等の有効期限が終了後、速やかに交付を受けた機関に返納しなければならない。

（報告）

第５条　乙は、第３条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに災害時要請業務実施報告書（第２号様式）（以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　本協定に基づき、乙が実施した業務に要した費用（バス運行費、燃料費等）については甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第７条　甲は、前条で決定した費用について、乙から受け取った日の翌月以内に支払うものとする。ただし、期間内における支払いが困難な場合は、甲と乙で協議の上、期間を延長することができる。

（事故発生時の取扱い）

第８条　乙は、要請された緊急輸送等に際し、事故が発生した場合、甲に速やかにその状況を報告

しなければならない。
２　乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかにその情報を甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。
（旅客及び第三者に対する責任等）
第９条　乙は、第３条の規定により要請された業務の実施に際し、乙の責に帰する事由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償等は乙が負うものとする。
（有効期間）
第１０条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、５年間とする。ただし、期間満了１か月前までに甲、乙、いずれかから解約の意思表示をしないときは、自動的に５年延長するものとし、以後期間満了となった場合も同様とする。なお、乙が指定管理者から解任されたときは、解任された日を協定解約日とする。
（協定の解約）
第１１条　本協定を継続できない事情が発生したときは、甲と乙の協議の上、協定を解約することができるものとする。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、
それぞれ１通を保管する。

令和５年４月１日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市

代表者　尾張旭市長　　柴　田　　浩

乙　愛知県豊田市深田町一丁目１２６番地の１
豊栄交通株式会社

代表取締役社長　　境　　政　義

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

豊栄交通株式会社　様

尾張旭市長

災害時協力要請書

災害時における尾張旭市営バス「あさぴー号」による緊急輸送等に関する協定書第２条第２項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

尾張旭市要請担当者	所属 職・氏名 電話番号
電話・口頭による 要請日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分
豊栄交通担当者	氏名 電話番号
要　請　内　容	
期　　間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
備　　考	

第２号様式（第５条関係）

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

豊栄交通株式会社

災害時要請業務実施報告書

災害時における尾張旭市営バス「あさぴー号」による緊急輸送等に関する協定書第５条の規定に基づき、次のとおり報告します。

尾張旭市要請担当者	所属 職・氏名 電話番号
電話・口頭による 要請日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分
豊栄交通担当者	氏名 電話番号
実　施　内　容	
期　　間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
備　　考	

2-94　広告付き避難場所看板の設置に関する協定

尾張旭市（以下「甲」という。）と中電興業株式会社（以下「乙」という。）及びテルウェル西日本株式会社（以下「丙」という。）は、尾張旭市内における広告付き避難場所看板（以下「看板」という。）の設置について、甲、乙及び丙の協力に関し必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、尾張旭市地域防災計画に基づき、尾張旭市内に看板を設置することにより、平常時から関係地域住民に避難場所を周知するとともに、速やかに避難できるようにすることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　看板　乙及び丙の実施している広告事業のうち、電柱へ設置する看板（巻き付け・突き出し）に、災害時の避難場所と民間企業などの広告を併せて記載するものをいう。

⑵　広告主　本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

⑶　避難場所　甲が定める避難場所をいう。

⑷　電柱　中部電力株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社が所有する電柱をいう。

（避難場所等の情報提供）

第３条　甲は、看板の設置のために必要な情報を乙及び丙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

（乙及び丙の業務）

第４条　乙及び丙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

⑴　この協定の目的に適う広告主を募り、看板の設置に必要な手続を行うこと。

⑵　設置された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。

⑶　看板の設置状況につき、甲が求めるとき及び新規設置のあったときに報告を行うこと。

⑷　避難場所の変更等により、看板の表示に訂正があったときは、甲の情報に基づき速やかに必要な修正を行うこと。

（看板の仕様・設置状況）

第５条　看板の仕様・設置状況については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

２　看板に記載する避難場所は、看板設置場所から最も近い距離の避難場所を表示することとする。ただし、必要に応じて、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（経費等）

第６条　看板の設置にあたり、必要な経費等は、乙及び丙並びに広告主が負担し、甲は負担しないものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項、又は協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して定める。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年５月２日

甲　　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水 野 義 則

乙　　名古屋市天白区原一丁目８０１番地
中電興業株式会社　東営業所
理事　所長　　水 野 厚

丙　　名古屋市中区松原三丁目１３－１５
テルウェル西日本株式会社
取締役東海支店長　熊 﨑 孝 雄

2-95　災害時における隊友会の協力に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会愛知県隊友会尾張旭支部（以下「乙」という。）とは、災害時（「尾張旭市内に風水害、地震等の大規模災害が発生したとき」をいう。以下同じ。）において、乙が社会貢献活動の一環として行う活動（以下「乙の協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市民の生命、身体及び財産を守るため、災害時における「乙の協力」に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　この協定において「乙の協力」とは、次に掲げる活動を乙が可能な範囲で行うことをいう。

⑴　乙の会員の居住する地域における被災状況その他の災害に関連する情報を収集し、当該情報を甲及び自衛隊の隊区担当部隊等に迅速に提供すること。

⑵　甲が設置する災害対策本部において、災害状況図の作成を援助すること。

⑶　甲が行う応急対策業務の補助として、給水、食糧の供給、避難所の開設及び運営、生活必需物資等の整理及び輸送、がれきの撤去、清掃並びに防疫を行うこと。

⑷　前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務の補助を行うこと。

（協力の依頼等）

第３条　甲が、乙に対して前条各号に定める協力を依頼するときは、協力依頼書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により依頼し、その後遅滞なく、当該文書により乙に通知するものとする。

２　甲は、乙に対して依頼した協力の必要がなくなったときは、速やかに撤収依頼書（第２号様式）により乙に通知するものとする。

（安全の確保）

第４条　乙は、前条の要請を受けて活動する乙の会員の安全確保に十分配慮するものとする。

（経費の負担）

第５条　乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（第三者等に対する損害）

第６条　乙は、甲の責めに帰さない事由により、第２条に定める協力の実施に伴って第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害賠償等）

第７条　乙の会員は、この協力を実施するにあたり、乙の負担でボランティア保険等に加入するものとする。

２　乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（雑則）

第８条　甲及び乙は、常に災害時における連絡体制を確保するように努めるものとする。

２　乙は、乙の会員に当該会員が居住する地域の防災訓練に積極的に参加するよう啓発するとともに、甲が実施する訓練等への参加の依頼があったときは、参加するよう努める。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。

２　前項にかかわらず、期間満了の日の３０日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに１年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（その他）

第１０条　この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書２通を作成し、双方署名押印の上、各自１通を所持する。

平成２５年９月３０日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水　野　義　則

乙　尾張旭市井田町三丁目１２４番地
公益社団法人隊友会愛知県隊友会尾張旭支部
会長　藤　井　正　範

第１号様式（第３条関係）

協　力　依　頼　書

年　　月　　日

公益社団法人隊友会愛知県隊友会尾張旭支部会長　殿

尾張旭市長

災害時における隊友会の協力に関する協定書第３条第１項の規定により、下記のとおり協力を依頼します。

なお、作業の安全管理には十分注意し、もし二次被害の恐れが予見されるときは、速やかに活動を中止し、撤退してください。

記

依　頼　者	尾張旭市長 担当課：　　担当者： 電　話：　　ＦＡＸ：
協力の場所	尾張旭市 （目標物：　　、別紙位置図のとおり）
被害状況	人的被害　　住家被害 死　　者（　　人）　　全　　壊（　　棟、　　世帯、　　人） 行方不明者（　　人）　　半　　壊（　　棟、　　世帯、　　人） 重　傷　者（　　人）　　一部破損（　　棟、　　世帯、　　人） 軽　傷　者（　　人）　　床上浸水（　　棟、　　世帯、　　人） 床下浸水（　　棟、　　世帯、　　人） その他の被害（　　）
協力業務の内　　容	
そ　の　他必要事項	

（尾張旭市　午前・午後　　時　　分発信）

第２号様式（第３条関係）

撤　収　依　頼　書

年　　月　　日

公益社団法人隊友会愛知県隊友会尾張旭支部会長　殿

尾張旭市長

平成　　年　　月　　日（午前・午後　　時　　分発信）付けにて依頼した下記の協力について、災害時における隊友会の協力に関する協定書第３条第２項の規定により、撤収を依頼します。

記

依　頼　者	尾張旭市長 （担当課：　　担当者： 電　話：　　ＦＡＸ：）
協力の場所	尾張旭市
協力業務の内　　容	
そ　の　他 必 要 事 項	

（尾張旭市　午前・午後　　時　　分発信）

2-96　災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と一般社団法人　愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、尾張旭市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

⑴　大規模災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

⑵　災害廃棄物　がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。

⑶　災害廃棄物処理　災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

２　甲が乙に対して行う協力要請は、様式第１号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

⑴　被災の状況

⑵　災害廃棄物処理の場所

⑶　災害廃棄物処理の内容

⑷　災害廃棄物処理の期間

⑸　その他必要な事項

３　甲は乙以外にも災害廃棄物等の収集運搬等の協力を要請することができるものとする。

（情報提供等）

第４条　甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に尾張旭市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

２　乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

３　乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出動可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第５条　乙は、第３条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

２　乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第２号により、次の事項を甲に報告するものとする。

⑴　災害廃棄物処理を実施した場所

⑵　実施した災害廃棄物処理の内容

⑶　災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
⑷　災害廃棄物処理に従事した期間
⑸　その他必要な事項

（費用負担）

第６条　第３条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年　８月１１日

甲　尾張旭市東大道町原田　２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　水野　義則

乙　名古屋市中区金山二丁目１０番９号
第８フクマルビル５階
一般社団法人　愛知県産業廃棄物協会
代表者　会長　永井　良一

様式第１号

年　月　日

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

一般社団法人　愛知県産業廃棄物協会
会長　　様

市長　　㊞

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第３条第２項の規定に基づき、次のとおり災害廃棄物処理を要請します。

被災の状況	
災害廃棄物処理の場所	
災害廃棄物処理の内容	
災害廃棄物処理の期間	
その他必要な事項	

（担当：　　市　　部　　課　電話　　）

様式第２号

年　月　日

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

市長

一般社団法人　愛知県産業廃棄物協会

会長　　㊞

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第５条第２項の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害廃棄物処理を実施した場所	
実施した災害廃棄物処理の内容	
災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等	
災害廃棄物処理に従事した期間	
その他必要な事項	

（担当者　役職：　　氏名：　　電話　　）

2-97　大規模火災発生時の消防水利確保等に関する協定書

「尾張旭市」（以下「甲」という。）、フジ建設株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社フジ勢（以下「丙」という。）は、大規模火災発生時の消防水利確保等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、尾張旭市内において、大規模な火災等が発生した場合、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙及び丙に対して消防水利確保等の協力を要請するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　前条に規定する協力事項は、次のとおりとする。

⑴　飲料水を除く消防用水や生活用水（以下「用水」という。）の確保

⑵　その他必要業務の協力

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において、前条各号の協力が必要と認めたときは、乙及び丙に対して協力要請を行うことができる。

２　乙及び丙は、要請に対して特別な理由がある場合を除き、甲の協力要請を行うものとする。

（要請手続）

再４条　甲が乙及び丙に対し、第２条の要請を行う場合は、要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第５条　乙及び丙は、要請業務を開始した時は、甲に対して開始した日時、場所及び内容等を報告するものとする。

２　乙及び丙は、要請業務を完了したときは、報告書（第２号様式）により文章で甲に通知するものとする。

（費用負担）

第６条　乙及び丙が要請業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙丙間で協議の上、負担額を決定するものとする。

（損害の負担）

第７条　要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲乙丙間で協議の上、処理解決に当たるものとする。

（訓練）

第８条　乙及び丙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

２　前項の訓練等に参加する場合に要する経費は、乙及び丙が負担するものとする。

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては尾張旭市消防本部消防署長、乙及び丙においては、フジ建設株式会社総務部総務課長とする。

（秘密の保持）

第１０条　甲、乙及び丙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙間で協議の上、定めるものとする。
（協定期間）
第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙丙間で協議が整った場合は、さらに１年間更新することができるものとし、その後も同様とする。
（協定の解約）
第１３条　この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙丙間で協議の上、この協定を解約することができる。
（雑則）
第１４条　平成２９年１２月２２日付けで甲、乙及び丙が締結した大規模火災発生時の消防水利確保に関する協定は、この協定の発効をもって終了するものとする。

この協定の成立を証するため本書３通を作成し、甲乙丙が署名又は記名押印の上、それぞれの１通を保有する。

令和３年１２月２３日

甲　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
代表者　尾張旭市長　森　　和　実

乙　名古屋市守山区吉根二丁目３００６番地
フジ建設株式会社
代表取締役　髙　山　靖　徳

丙　名古屋市守山区森孝東１丁目２０９番地
株式会社フジ勢
代表取締役　髙　山　純　平

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

様

尾張旭市長

要請書

大規模火災発生時の消防水利確保に関する協定第３条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職・氏名： 連絡先電話番号： ＦＡＸ番号：
要請日時	年　　月　　日　　時　　分
要請理由	
要請内容	
実施期間	
備考	

第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

尾張旭市長　様

報告書

大規模火災発生時の消防水利確保に関する協定第４条の規定により、次のとおり実施した事項を報告します。

報告者	氏名： 連絡先電話番号： ＦＡＸ番号：
要請された日時	年　　月　　日　　時　　分
実施内容	
使用車両台数	
実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

3-1　予警報の地域細分

予報区	一次細分区域	二次細分区域（平成 24 年 1 月 4 日～）	市町等をまとめた地域
愛知県	西　部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、**尾張旭市、**豊明市、日進市、長久手市、東郷町	尾張東部
		一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村	尾張西部
		半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	知多地域
		岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町	西三河南部
		豊田市西部（西三河北東部の区域を除く）、みよし市	西三河北西部
	東　部	豊田市東部（旭支所、足助支所、稲武支所、下山支所管内に限る）	西三河北東部
		新城市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河北部
		豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河南部

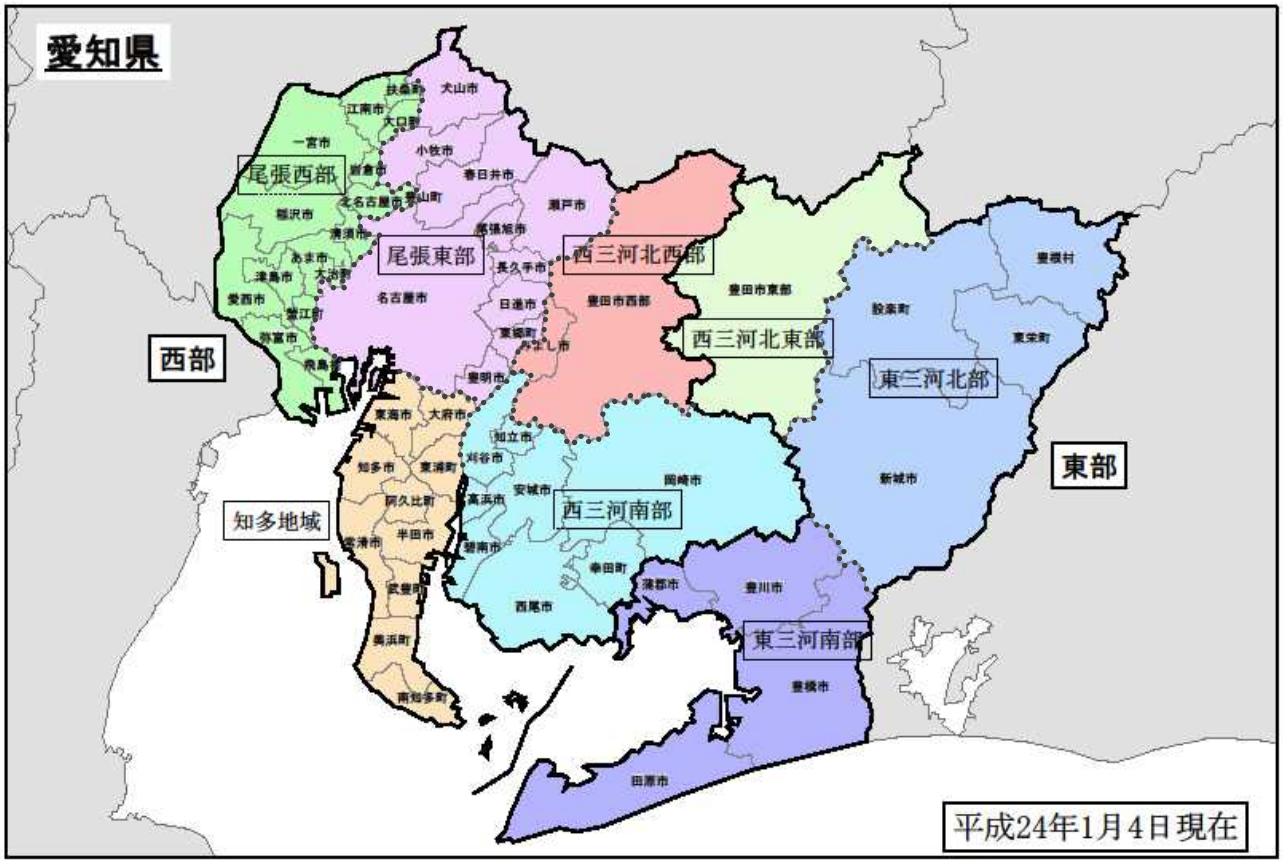

愛知県細分区域図（出典：気象庁『気象警報・注意報や天気予報の発表区域』）

3-2　尾張旭市に影響のあった災害

１　伊勢湾台風（昭和34年台風第15号による災害）

⑴　概況【出典：名古屋地方気象台ホームページ】

昭和34年9月26日から27日にかけて東海地方を中心に被害をもたらした台風災害である。

9月21日にマリアナ諸島の東海上で発生した本台風は、中心気圧が1日に91hPa下がる等猛烈に発達し、非常に広い暴風域を伴い、最盛期を過ぎた後もあまり衰えることなく北上し、26日午後6時頃に和歌山県潮岬の西に上陸した後、6時間余りで本州を縦断し、東北地方北部を通って太平洋側に抜けた。

上陸時に929.6hPaを記録する等勢力が強く、かつ、暴風域が広かったことから、広い範囲で強風が発生し、愛知県渥美町の伊良湖で最大瞬間風速55.3m/sを観測する等、九州から北海道にかけてほぼ全国で30m/sを超える最大瞬間風速を観測した。

紀伊半島沿岸一帯と伊勢湾沿岸では、高潮・強風・河川の氾濫により甚大な被害を受け、特に愛知県では名古屋市、弥富町及び知多半島で激しい暴風雨の下、高潮により短時間のうちに大規模な浸水が発生し、死者・行方不明者が3,300名以上に達する甚大な被害となった。

名古屋市では、26日午後9時25分に最大瞬間風速45.7m/s、１時間当たりの最大降水量24.4mmを観測した。

なお、本災害をきっかけとして「災害対策基本法」が立法されることとなった。

⑵　本市における被害

◆人的被害	
死者	12 名
重軽傷者	35 名
◆物的被害	
全壊家屋	863 棟
半壊家屋	802 棟
◆その他被害	
田畑冠水被害	10ha

２　東海豪雨（秋雨前線と平成12年台風第14号による災害）

⑴　概況【出典：名古屋地方気象台ホームページ】

平成12年9月11日から12日にかけて本州上には前線が停滞しており、この前線に台風第14号から非常に温かく湿った空気が断続的に流入したことによって発生した集中豪雨災害である。

東海地方では、ほぼ同じ地域で長時間にわたり積乱雲が発生・発達を繰り返し、特に愛知県西部から三重県北中部にかけて局地的な豪雨となった。

名古屋市では、11日午後6時6分から午後7時6分の1時間には97㎜、東海市では、ほぼ同じ時間帯に114㎜の記録的豪雨を観測した。

その後、12日明け方まで強い雨が続き、2日間の総降水量は名古屋市で567㎜、東海市で589㎜を観測し、共に年間降水量の3分の1を超えた。

この豪雨によって名古屋市及びその周辺の市町村では堤防の決壊・河川の越水により広範囲で浸水害が発生し、土砂災害も各地で発生した。

愛知県内では、死者7名、重軽傷者107名、床上浸水22,078棟、床下浸水39,728棟に達する甚大な被害となった。

⑵　本市における被害

◆降雨量	
総雨量	476.5ｍｍ（11 日午前 2 時～12 日午前 7 時）
時間最大雨量	75ｍｍ　　（11 日午後 8 時～午後 9 時）

◆物的被害	
床上浸水	23 棟
床下浸水	75 棟
道路冠水	65 箇所
道路損壊	11 箇所
通行止め	6 箇所
その他（ﾌｪﾝｽ損壊等）	23 箇所

※ 本市における道路被害の様子（吉岡町地内）

⑶　本市における非常配備対応

日付	時間	内容	配備職員人数
9月11日	午前5時29分	・大雨洪水警報発令 ・第1非常配備体制に移行	4 名
	午後7時30分	・第2非常配備準備体制に移行	80 名
	午後8時30分	・災害対策本部設置 ・第2非常配備警戒体制に移行	230 名
9月12日	午前3時30分	・第2非常配備警戒体制を維持し、一部職員が仮眠休憩	80 名
	午後3時	・第2非常配備準備体制に移行	80 名
	午後6時50分	・大雨警報解除 ※　第2非常配備準備体制は維持	80 名
	午後10時	・災害対策本部解散 ・第1非常配備体制に移行	4 名
9月13日	午前5時	・洪水警報解除 ・第1非常配備体制解除	0 名

⑷　その他災害対応状況等

ア　防疫対策

9月13日より、8組（3人／組）編成にて、全130戸において防疫活動を実施。

イ　税等の減免措置

種別	数量
市民税	14 世帯
固定資産税	22 棟
国民保険税	10 世帯
水道料	23 契約
下水道料	4 契約
介護保険料	10 世帯
保育料	該当なし

ウ　災害見舞金

14世帯（10,000円／世帯）

※　「尾張旭市災害見舞金支給要綱」に基づき、居住困難な世帯に給付

4-1　防災倉庫設置状況

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

区　　分	建物名称 （構造）	延床面積 （敷地面積）	所　在　地
地域防災倉庫	東部防災倉庫 （鉄骨造２階建）	156.00㎡ （631.14㎡）	下井町前の上１７０８
	西部防災倉庫 （鉄骨造２階建）	148.69㎡ （250.10㎡）	印場元町五丁目１－２８
	南部防災倉庫 （鉄骨造２階建）	148.53㎡ （1081.65㎡）	上の山町間口２４８８－４
校区防災倉庫	校区防災倉庫 （小型簡易物置）	6.9㎡ （　－　）	市内小学校（各１台）
	校区防災倉庫 （中型簡易物置）	9.29㎡ （　－　）	市内小学校（各１台）※ ※　本地原、白鳳小学校は２台 市内中学校（各２台）
	校区防災倉庫 （大型簡易物置）	13.94㎡ （　－　）	市内小学校（各１台）※ ※　本地原、白鳳小学校を除く

4-2　高層建築物

（消防本部予防課　令和５年12月末現在）

名　　称	所　在　地	用　途	延面積	高さ	階　数	
					地上	地下
ラビデンス三郷東館	南原山町石原 109-2	共同住宅	5,520㎡	36.1m	13	0
ラビデンス三郷西館	南原山町石原 99-5	共同住宅	4,290㎡	32.8m	12	0
アメニティ尾張旭	北山町北山 371-1	共同住宅	2,218㎡	31.5m	11	0
ｸﾞﾗﾝ･ﾄﾞﾑｰﾙ城山公園	平子町西 322	共同住宅	2,662㎡	32.2m	11	0
尾張東部衛生組合	晴丘町東 33-1	ごみ焼却場	11,896㎡	35.6m	7	2
スカイワードあさひ	城山町長池下 4517-1	集会場･資料館	3,810㎡	69.9m	9	0
ﾊﾟｰｸｼﾃｨ三郷壱番館	北原山町鳴湫 1726-1	共同住宅	16,914㎡	43.1m	15	0
中部電力パワーグリッド㈱旭名東支社	庄南町二丁目 1-10	事務所	17,585㎡	31.9m	7	2
エスポア三郷	東栄町四丁目 3-3	共同住宅	4,118㎡	42.4m	15	0
アルファ尾張旭	向町一丁目２－８	共同住宅	2,620㎡	36.8m	12	0
アピエス三郷	東栄町四丁目 1-7	共同住宅	3,490㎡	33.8m	12	0
ｼｰｱｲﾏﾝｼｮﾝ三郷壱番舘	東栄町四丁目 6-4	共同住宅	5,065㎡	41.9m	15	0
ｼｰｱｲﾏﾝｼｮﾝ三郷弐番舘	東栄町四丁目 6-4	共同住宅	4,671㎡	33.6m	12	0
ｻﾝﾏﾝｼｮﾝｱﾄﾚ三郷駅前	南原山町赤土 306-2	共同住宅	8,706㎡	41.7m	15	0
ﾈｵﾊｲﾂ森林公園 A 棟	北原山町大久保見 2030	共同住宅	15,643㎡	31.3m	11	0

名　　称	所　在　地	用　途	延面積	高さ	階　数	
					地上	地上
ﾌﾟﾘﾝｽﾊｲﾂ尾張旭	北山町北新田 69-4	共同住宅	3,702㎡	37.1m	13	0
ユニーブル三郷	三郷町陶栄 57	共同住宅	2,729㎡	31.3m	11	0
ﾗｲｵﾝｽﾞｽﾃｰｼｮﾝﾌﾟﾗｻﾞ三郷	東栄町二丁目１－５	共同住宅	5,828㎡	44.9m	15	0
エムズシティ三郷	北原山町大久保見 2012-1	共同住宅	10,317㎡	32.7m	11	0
ユーハウス三郷	三郷町陶栄 100	共同住宅	2,912㎡	32.2m	11	0
カルティア印場駅	印場元町三丁目 3－10	共同住宅	2,850㎡	32.5m	11	0

（注）消防法第８条の２に規定する高さ３１ｍを超す建築物を掲載

4-3　配水場貯水槽の確保水量

（上下水道部上水道課　令和５年12月末現在）

名　称	配 水 区 名	水位制御L.W.L（低水位）	貯　水　量
柏井配水場	柏井配水区	７．０ ｍ	５００m^3
	高区配水区	８．５ ｍ	１２，０００m^3
旭ヶ丘配水場	低区配水区	６．２ ｍ	８，７００m^3
合　　計			２１，２００m^3

災害時の損失水量等を考慮し、最低確保水量は３分の２の１４，０００m^3とする。

4-4　調整池貯水槽の確保水量

（上下水道部上水道課　令和５年12月末現在）

名　称	配 水 区 名	所　在　地	貯　水　量
吉岡調整池	低区配水区	吉岡町二丁目１２－２３	２５０m^3
南山調整池	高区配水区	長坂町南山２９３９－５	６００m^3
桜ヶ丘調整池	高区配水区	旭前町北３２	４３０m^3
合　　計			１，２８０m^3

災害時の損失水量等を考慮し、最低確保水量は３分の２の８４０m^3とする。

4-5　耐震性貯水槽設置場所

（総務部危機管理課・上下水道部上水道課　令和５年12月末現在）

名　称	所　在　地	貯　水　量
北山公園耐震性貯水槽	白鳳町二丁目４２	１００m^3

4-6　応急給水栓・緊急遮断弁設置受水槽

（上下水道部上水道課　令和５年12月末現在）

種　別	設置箇所	最低確保水量	所　在　地
地下式応急給水栓	旭丘小学校	—	大久手町上切戸１１７番地１
	晴丘運動広場	—	東本地ヶ原町二丁目１１２番地
	旭中学校	—	向町二丁目４番地２
	東栄小学校	—	東栄町三丁目５番地１
	旭小学校	—	西の野町五丁目１番地
緊急遮断弁設置受水槽	三郷小学校	１８㎥	瀬戸川町一丁目１２２番地
	城山小学校	１０㎥	城山町城山１３番地１
	瑞鳳小学校	１５㎥	大塚町二丁目１０番地１

4-7　防火水槽設置箇所数

（消防本部消防署　令和５年12月末現在）

種別・区別		有効水量	設置数
公設水槽	有　蓋	４０m^3以上	１０１基
		４０m^3未満	４基
	無　蓋	４０m^3以上	０基
		４０m^3未満	０基
	小　計		１０５基
私設水槽	有　蓋	４０m^3以上	１６６基
		４０m^3未満	２基
	無　蓋	４０m^3以上	６基
		４０m^3未満	２基
	小　計		１７６基
合　計		２８１基	

※　消防水利（有効水量４０m^3以上）は、２７３基

4-8　消火栓設置箇所数

（消防本部消防署　令和５年12月末現在）

公設消火栓	１，１１５基（単口１，０７８基，双口３７基）
私設消火栓	１９基（単口　　１８基，双口　１基）
合　　計	１，１３４基

4-9　ヘリ離着陸可能箇所

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

区　分	名　称	電話番号	施設等管理者	面積(㎡)	所在地	広さ(巾m×長さm)
防災対応離着陸場	愛知県消防学校	53-2015	愛知県	13,500	大字新居5182-1393	150×90
一般離着陸場	旭ヶ丘運動広場	54-1166	尾張旭市長	10,000	旭ヶ丘町濁池	100×100
（緊急時可能箇所）	旭中学校	53-2910	学校長	19,600	向町二丁目4-2	100×100
〃	城山野球場	54-3971	尾張旭市長	11,000	城山町長池下	100×100
〃	南グランド		〃	20,000	南栄町旭ヶ丘	150×90
〃	晴丘運動広場	52-2914	〃	11,000	東本地ヶ原町二丁目112	140×90

4-10　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

（都市整備部土木管理課 令和５年12月末現在）

土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域）及び住宅などが損壊し住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域（土砂災害特別警戒区域）。

「※」は土砂災害特別警戒区域を含む

区域番号	区域名	所在地	傾斜高(m)	人家戸数（うち特別警戒区域）
226-K-001	南山-1※	長坂町南山	１９	６（０）
226-K-002	北（Ⅰ）A	平子町北	7	—
226-K-003	北（Ⅰ）B	平子町北	6	—
226-K-004	北（Ⅰ）C	平子町北	6	—
226-K-005	平子町北-2	平子町北	5	—
226-K-007	東-2※	平子町東	9	１（１）
226-K-008	東-3※	平子町東	7	—
226-K-009	東-4	平子町東	7	—
226-K-010	長池上-2※	平子町長池上	6	—
226-K-011	旭前町北-2A※	旭前町北	8	—
226-K-012	旭前町北-2B※	旭前町北	7	—
226-K-013	旭前町北-2C※	旭前町北	１５	—
226-K-014	旭前町北-5※	旭前町北	１２	—
226-K-015	西新田-1※	旭前町西新田	１１	—
226-K-016	西新田-2※	旭前町西新田	１０	—
226-K-017	旭前町３丁目※	旭前町三丁目	１０	１３（１）
226-K-019	向ヶ丘※	城山町向ヶ丘	7	３（０）
226-K-020	山の手-2	旭ヶ丘町山の手	6	１（０）

区域番号	区域名	所在地	傾斜高(m)	人家戸数 (うち特別警戒区域)
226-K-021	海老蔓-1※	大字新居字海老蔓	9	—
226-K-022	海老蔓-2※	大字新居字海老蔓	8	—
226-K-023	庄南町２丁目-1	庄南町二丁目	6	１（０）
226-K-024	緑ヶ丘※	緑町緑ヶ丘	１０	１０（０）
226-K-025	南山-2※	長坂町南山	２２	１９（５）
226-K-026	南山-3※	長坂町南山	１６	１２（５）
226-K-027	白山	南新町白山	6	１（０）
226-K-028	間口-2※	上の山町間口	6	—

4-11　山地災害危険地区

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

地区名	住　　所
旭ヶ丘	尾張旭市大字新居 5182-1（愛知県森林公園内）

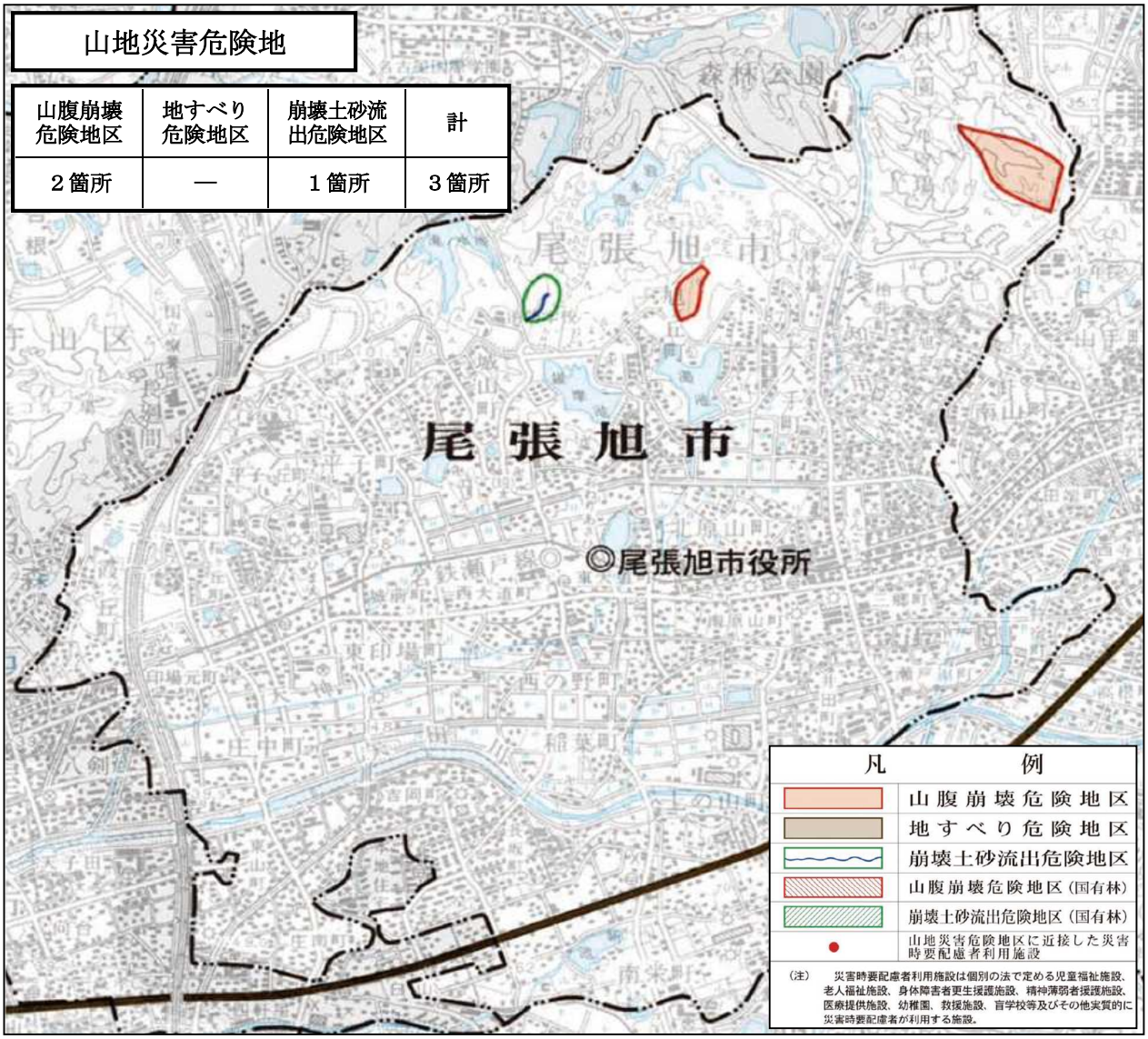

（出典：愛知県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ『**山地災害危険個所（尾張農林水産事務所管内の山地災害危険地区）**』）

4-12 要配慮者利用施設(矢田川浸水想定区域)

(総務部危機管理課　令和５年12月末現在)

No.	施設名称	所在地	施設の種別
1	わかばﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ	渋川町二丁目９番地２	障害者通所支援事業の用に供する施設
2	ひまわり	上の山町間口２５８４番地、２５８９番地２	障害者通所支援事業の用に供する施設
3	通所介護みどり	東印場町三丁目１５番地１	老人福祉施設
4	医療法人和光会 介護老人保健施設清風苑	東印場町二反田２８２番地２	老人福祉施設
5	あさひﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ	庄中町一丁目７番地５	老人福祉施設
6	通所介護あおい	吉岡町二丁目８番地９	老人福祉施設
7	フルまあくす	北山町六反田１２２番地	老人福祉施設
8	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑはるすのお家尾張旭	庄中町二丁目４番地８	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
9	住宅型有料老人ﾎｰﾑつむぎ	東名西町二丁目４８番地	有料老人ホーム
10	ﾚｲﾓﾝﾄﾞ庄中保育園	庄中町一丁目２番地８	児童福祉施設
11	稲葉保育園	稲葉町一丁目４３番地	児童福祉施設
12	渋川児童館	渋川町一丁目６番地１	児童福祉施設
13	ﾋﾟﾝﾎﾟﾝﾊﾟﾝ教室	稲葉町一丁目４３番地	母子健康包括支援ｾﾝﾀｰ等
14	渋川小学校	渋川町一丁目５番地８	小学校
15	瑞鳳小学校	大塚町二丁目１０番地１	小学校
16	西中学校	渋川町三丁目２番地９	中学校

4-13　避難情報に係る伝達方法

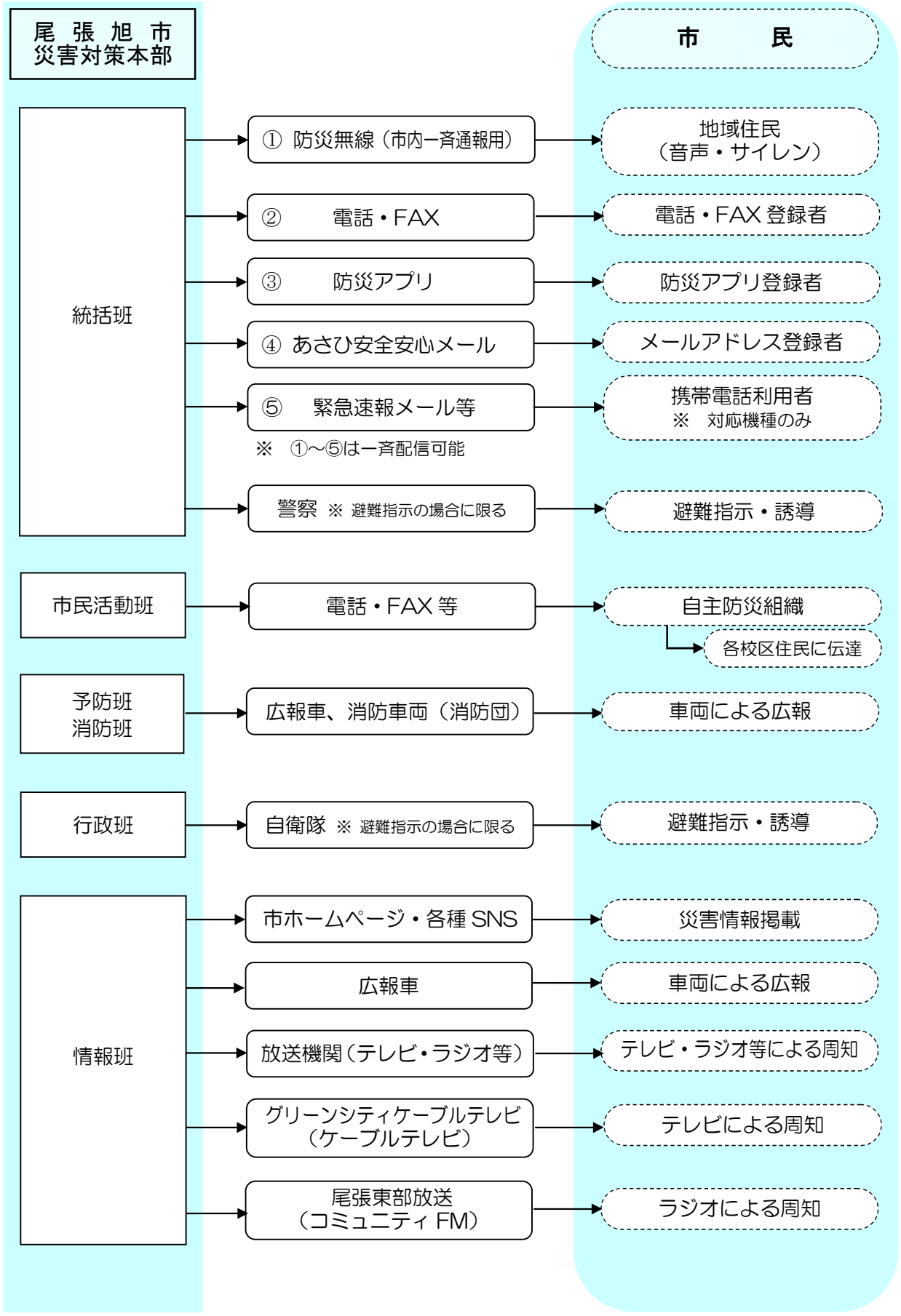

4-14　災害時優先電話一覧

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

災害が発生した場合、被災地等への電話が集中することから重要な通話を確保するため、通話を規制する場合がありますが、あらかじめ災害時優先電話として登録された下記の回線から発信する通話については、優先的に取り扱われます。

設置場所	電話番号	設置場所	電話番号
企画課長	５３－５１９６	旭小学校	５３－２０３５
総務課		東栄小学校	５３－２９２６
危機管理課長	５３－５１９７	渋川小学校	５３－２０４４
土木管理課長		本地原小学校	５３－２７０２
秘書課長	５３－５１９８	城山小学校	５３－５０２０
上水道課長		白鳳小学校	５３－５７００
教育政策課長	５３－７１４０	瑞鳳小学校	０５２－７７３－２３９１
議事課長		旭丘小学校	５４－３０６６
消防本部	５１－０１１９	三郷小学校	５４－８７７７
消防第一分団詰所	５３－４５４５	学校給食ｾﾝﾀｰ	５３－２９７１
消防第二分団詰所	５３－４５４６	川南保育園	０５２－７７１－９３０１
消防第三分団詰所	５３－４５４７	中央公民館	５４－５３００（光回線） ５２－５７６６（ｱﾅﾛｸﾞ回線）
消防第四分団詰所	５３－４５４８		
消防第五分団詰所	５３－４５４９	上水道施設管理ｾﾝﾀｰ	５３－２５１２
消防第六分団詰所	５４－５９２９		

※中央公民館は停電時にはアナログ回線を使用。

4-15　衛星携帯電話の連絡可能団体

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

団体名	所在地
尾張旭市消防本部　消防署	尾張旭市東大道町曽我廻間２３０１番地１
陸上自衛隊　守山駐屯地	名古屋市守山区守山３丁目１２番１号
愛知県警察　守山警察署	名古屋市守山区脇田町４０１番
瀬戸旭医師会	瀬戸市西長根町１０
石川県輪島市	石川県輪島市二ツ屋町２字２９番地
長野県阿智村	長野県下伊那郡阿智村駒場４８３番地

4-16　防災備蓄資機材等保有一覧表

（総務部危機管理課　令和６年３月末現在）

区分	品　　名	保　有　量	備考
飲料水	１．５Ｌペットボトル	6,816	4,544 本
	２Ｌペットボトル	1,080ℓ	540 本
	５００ｍｌペットボトル	24,084ℓ	48,168 本
食　料	アルファ米（白米）	8,150 食	ｱﾚﾙｷﾞｰ対応
	アルファ米（五目ごはん）	8,150 食	ｱﾚﾙｷﾞｰ対応
	アルファ米（わかめごはん）	8,150 食	ｱﾚﾙｷﾞｰ対応
	アルファ米（きのこご飯）	8,150 食	ｱﾚﾙｷﾞｰ対応
	ビスケット	9,120 食	
	クラッカー	11,840 食	
	カロリーメイト	31,500 食	
	ライスクッキー（いちご味）	4,992 食	ｱﾚﾙｷﾞｰ対応
粉ミルク	乳児用	51,840 ｸﾞﾗﾑ	1,920 回分
	アレルギー対応	3,132 ｸﾞﾗﾑ	216 回分

区　　分	保有量合計
飲 料 水	31,980ℓ
食　　料	92,052 食
	内ｱﾚﾙｷﾞｰ対応 37,592 食
粉ミルク	54,972 ｸﾞﾗﾑ
	2,136 回分

区分	品　　名	保　有　量
炊き出し等物資・資機材	非常用給水袋（10 ﾘｯﾄﾙ）	１０，０００枚
	飲料水ポリタンク（18 ﾘｯﾄﾙ）	２４０個
	ミニコンロ	２１６台
	コンロボンベ（３本セット）	３８４セット
	やかん	５４個
	ほ乳ビン	５０本
	ほ乳ボトル	１，０００個
	ハソリー式	１８組
感染症対策用物資・資機材	マスク	２６，３００枚
	手指消毒液	【ポンプ型】２２０本
		【詰替用】　２４本
	ビニールポンチョ	２００着
	ゴーグル	４５個
	次亜塩素酸ナトリウム	２１本
	雑巾	５００枚
	防護服	６０着
	使い捨て手袋	１１，８００枚
	ゴム手袋	６０枚
	シューカバー	２００枚

区分	品　　名	保　有　量
感染症対策用物資・資機材	養生テープ	１３６巻
	使い捨てスリッパ	１，０００足
	長袖ガウン	８００枚
	えんぴつ	１，０５０本
	フェイスシールド	１０，２００枚
	ゴミ箱	１２個
	スプレーノズル	７８個
	アルコールディスペンサー	１１台
	非接触体温計	２５台
	サーマルカメラ	１１台
	避難所用間仕切り（ふすま材）	２４組
	避難所用間仕切り（段ﾎﾞｰﾙ）	【高さ1.6m】１８０組
		【高さ0.9m】１１０組
	ナイロン製間仕切り	３３０張
	段ボールベッド	３８０台
生活必需物資・資機材	組立式ダンボールトイレ(ﾎﾙﾀﾞｰ付袋,脱臭剤付)	４３２台
	災害用トイレ処理セット（抗菌性凝固剤・排便袋付）	５１，０００セット
	トイレットペーパー	７，３１０ロール
	一人用トイレテント	４８張
	マンホールトイレ	４８台
		【障がい者用】１２台
	毛布	２，１００枚
	難燃性敷物（0.9m×2.0m）	８００枚
	懐中電灯	２７０個
	ＬＥＤランタン	９６個
	ラジオ	９０台
	ラジオ付きライト	９台
	コンパクトソーラーライト	２４個
	肌着セット（男性用）	２００個
	肌着セット（女性用）	２００個
	タオル	１，２００枚
	体拭きシート	２８８個
	ドライシャンプー	５７６本
	生理用品	１２，０９６枚
	紙おむつ	【大人用】１，８６０枚
		【乳児・小児用】４，９５２枚
	尿取りパッド	男女　各９００枚
	救急箱（20 人用）	４５個
	発電機	１２台
	ポータブル蓄電池	１台
	投光器（三脚 10mｺｰﾄﾞ付き）	８組
	電話機	２５台
	水中ポンプセット	１２台
	テント	１８張
	移動式赤ちゃんの駅	１３張

区分	品　　名	保　有　量
生活必需物資・資機材	パーソナルテント（更衣室等）	４０張
	ブルーシート（5.4m×7.2m）	１，０００枚
	担架	９台
	患者搬送袋	１０枚
	携帯用電気メガホン	６０台
	ハンドパレットリフト	２台
	軽可搬式消防ポンプ	９台
	土のう袋	５，４００袋
	ナイロンロープ（９㎜　×　25m）	１９巻
	掛矢	１３５本
	げんのう	２８丁
	たこづち	１１個
	シャベル	４００丁
	つるはし	１４５丁
	鎌	４８丁
	のこぎり	５５本
	手斧	３８丁
	なた	３８丁
	ハンマー	４０丁
	クリッパー	６８丁
	バール	８４丁

4-17　防災行政無線設備一覧

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

県 内 波　４６６．７７５０ＭＨＺ

市町村波　４６６．０８７５ＭＨＺ

種　別	呼出名称		設置場所 又は常置場所		出力	概　　要
			名　　称	所　在　地		
基地局	ぎょうせいおわりあさひ		市役所	東大道町原田2600番地1	５Ｗ	
遠隔制御器	ぎょうせいおわりあさひ	あんぜん	危機管理課	東大道町原田2600番地1	５Ｗ	通信統制機能付き
		どぼく	土木管理課			
		さんぎょう	公園農政課			
		ほけん	保険医療課			
		きょういく	教育政策課			教育政策課は切り替え装置付き
車載型	おわりあさひ	１	教育政策課	東大道町原田2600番地1	５Ｗ	スズキエブリィ
		２	共用車61			ダイハツグランマックス
		３	公園農政課			ｽｽﾞｷｴﾌﾞﾘｨ
		４	土木管理課			ﾏﾂﾀﾞﾀﾞﾝﾌﾟ
		５	共用車19			ニッサンエクストレイル
		６	共用車43		２Ｗ	ﾏﾂﾀﾞﾌｧﾐﾘｱﾊﾞﾝ
		７	少年センター	東大道町山の内2410番地2		ﾄﾖﾀｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
		８	教育政策課	東大道町原田２６００番地１		ニッサンADバン
		９	共用車62			ダイハツグランマックス
		１０	環境課			ファミリアバン
		１１	土木管理課			ファミリアバン
		１３	土木管理課			ファミリアバン
		１４	共用車22			ダイハツハイゼット
		１５	下水道課			ニッサンADバン
		１６	土木管理課		５Ｗ	いすゞダンプ
携帯型	おわりあさひ	１０１		東大道町原田２６００番地１	５Ｗ	避難所用、情報収集用
		１０２				
		１０３				
		１０４				
		１０５				
		１０６				
		１０７				
		１０８				
		１０９				
		１１０				
		１１１				情報収集用（東栄小学校区避難所）
		１１２				情報収集用（三郷小学校区避難所）
		１１３				情報収集用（旭丘小学校区避難所）
		１１４				情報収集用（旭小学校区避難所）
		１１５				情報収集用（城山小学校区避難所）
		１１６				情報収集用（白鳳小学校区避難所）
		１１７				情報収集用（渋川小学校区避難所）

種　別	呼出名称		設置場所 又は常置場所		出力	概　　要
			名　　称	所　在　地		
携帯型	おわりあさひ	１１８		東大道町原田2600番地1	５Ｗ	情報収集用（瑞鳳小学校区避難所）
		１１９				情報収集用（本地原小学校区避難所）
		１２０				情報収集用（旭中学校区避難所）
		１２１				情報収集用（東中学校区避難所）
		１２２				情報収集用（西中学校区避難所）
		１２３				情報収集用（藤池公民館：地域避難所）
		１２４				情報収集用（旭丘公民館：地域避難所）
		１２５				情報収集用（平子公民館：地域避難所）
		１２６				情報収集用（白鳳公民館：地域避難所）
		１２７				情報収集用（東部市民ｾﾝﾀｰ：地域避難所）
		１２８				情報収集用（中央公民館：地域避難所）
		１２９				情報収集用（渋川公民館：地域避難所）
		１３０				情報収集用（本地原公民館：地域避難所）
		１３１				情報収集用（瑞鳳公民館：地域避難所）
		１３２				避難所用、情報収集用
		１３３				
		１３４				
		１３５				
		１３６				
		１３７		庄中町一丁目4番地6		情報収集用（西部浄化ｾﾝﾀｰ）
		１３８		新居町明才切57		情報収集用（保健福祉ｾﾝﾀｰ）
		１３９		名古屋市守山区脇田町401番地		守山警察署連絡用、情報収集用（守山署）
		１４０		瀬戸市西長根町10番地		医師会連絡用、情報収集用（医師会）
		１４１		東大道町曽我廻間2301番地1		情報収集用（消防）
		１４２				

4-18　防災行政無線電話

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

連絡先	番号
尾張旭市役所	無線発信番号－７２６－２－内線番号
代表	無線発信番号－７２６－２－９
危機管理課	無線発信番号－７２６－２－２４８
尾張旭市消防本部	無線発信番号－０６９

4-19　簡易デジタルトランシーバー整備状況

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

種別	台数	出力	主な用途
車載型	３	５Ｗ	災害対策本部（市役所）において基地局として利用
携帯局	１９	５Ｗ	避難所⇔災害対策本部（市役所）の情報交換用として利用

【情報伝達のイメージ】

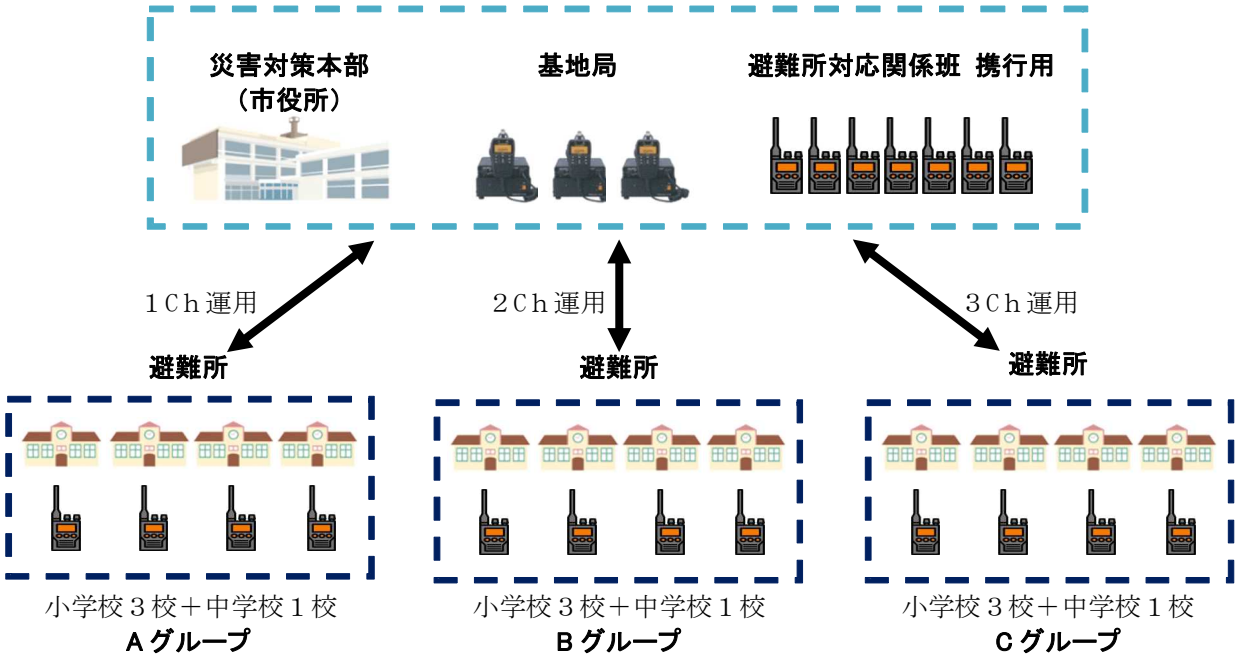

4-20　防災行政無線屋外子局設置箇所一覧表

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

周波数　６５．５８８７５MHZ

出　力　０．０１W

旭小学校区	旭丘小学校区	三郷小学校区	渋川小学校区	城山小学校区
No.１ 尾張旭市役所 東大道町原田 2600-1	No.８ 公園口集会所 旭ヶ丘町森 99	No.15 狩宿南集会所 狩宿町三丁目 206	No.22 東印場ふれあい会館 東印場町一丁目 10-2	No.26 維摩池北西駐車場 新居町今池下
No.２ 尾張旭市消防本部 東大道町曽我廻間 2301-1	No.９ 旭ヶ丘集会所 旭ヶ丘町旭ヶ丘 5668-98	No.16 三郷小学校 瀬戸川町一丁目 122	No.23 二反田集会所 東印場町二反田 407	No.27 城山老人いこいの家 平子町東 157-1
No.３ 文化会館 東大道町山の内 2410-11	No.10 山の手集会所 旭ヶ丘町濁池 1155-17	No.17 東部市民センター 三郷町中井田 136	No.24 渋川小学校 渋川町一丁目 5-8	No.28 長池上公園 城山町城山 19-1
No.４ ともえ老人いこいの家 向町三丁目 6-7	No.11 旭丘公民館 大久手町上切戸 70	No.18 赤土ちびっ子広場 南原山町赤土 287-4	No.25 渋川福祉センター 渋川町三丁目 5-7	No.29 平子東集会所 平子町長池上 6310
No.５ 東中学校 下井町前の上 1602	No.12 あたご保育園 新居町今池下 2910-1	No.19 土井下公園 瀬戸川町二丁目 103		No.30 新居集会所 新居町西浦 3159-1
No.６ 西の野集会所 西の野町三丁目 94-2	No.13 北原山北集会所 北原山町鳴淞 1714-4	No.20 井田公園 井田町一丁目 24		No.31 城山野球場 城山町長池下地内
No.７ 中央通老人いこいの家 稲葉町四丁目 47-1		No.21 井田町第四集会所 井田町四丁目 64		No.32 旭前集会所 旭前町一丁目 4-1
No.14 北原山町六田池 北原山町六田池 2200-1				No.44 平子老人いこいの家 平子町中通 339

瑞鳳小学校区	東栄小学校区	白鳳小学校区	本地原小学校区
No.33 吉岡公園 吉岡町二丁目 6	No.38 旭台第３号公園 旭台３丁目 18	No.45 とちの木公園 平子ヶ丘町二丁目 14	No.51 白山公園 北本地ヶ原町四丁目 56
No.34 大塚公園 大塚町三丁目 5	No.39 柏井老人いこいの家 柏井町弥栄 186-4	No.46 桜ヶ丘公園 桜ヶ丘町二丁目 46	No.52 本地ヶ原公園 北本地ヶ原町三丁目 32
No.35 川南保育園 大塚町二丁目 4-1	No.40 旭台老人いこいの家 旭台１丁目 6-6	No.47 白鳳公園 白鳳町一丁目 11	No.53 長坂集会所 長坂町南山 2874-113
No.36 西山公園 西山町二丁目 5	No.41 大久手東集会所 東大久手町三丁目 1-7	No.48 霞ヶ丘ふれあい会館 霞ヶ丘町中 66-3	No.54 中畑公園 北本地ヶ原町一丁目 29
No.37 庄南公園 庄南町一丁目 14	No.42 東栄町集会所 東栄町四丁目 3-7	No.49 西部老人いこいの家 印場元町五丁目 6-9	No.55 緑町緑ヶ丘 緑町緑ヶ丘 100-2
	No.43 出屋敷公園 東栄町一丁目 14-1	No.50 東名西公園 東名西町一丁目 49	No.56 晴丘町東 晴丘町東 11-1
			No.57 南栄町集会所 南栄町旭ヶ丘 109-2
			No.58 本地ヶ原南公園 南本地ヶ原町二丁目 38
			No.59 黒石公園 南栄町一丁目 54

4-21　輸送車両等の保有状況

（総務部財政課　令和５年12月末現在）

車種 ＼ 部課名	1 貨物自動車	2 乗合自動車	3 乗用自動車	4 小型四輪貨物自動車	5 小型四輪乗用自動車	8 特殊用途自動車	9 特殊自動車	0 建設機械自動車	軽自動車（貨物・乗用）	計
秘書課			2							2
財政課		1	1	5	5	1			9	22
税務課									2	2
収納課									1	1
市民活動課	1								2	3
少年センター					1					1
環境課									1	1
環境事業センター	3			1		5			2	11
福祉課									1	1
介護保険課									6	6
健康課									3	3
こども未来課									1	1
子育て相談課									1	1
都市計画課				1						1
都市整備課				1						1
土木管理課	3			2			1		1	7
公園農政課									4	4
経営政策課				2	1	1			3	7
下水道課				1					1	2
浄化センター									2	2
消防本部			1			26				27
教育政策課				1					1	2
学校給食センター									1	1
生涯学習課									1	1
図書館									1	1
文化スポーツ課									1	1
合　計	7	1	4	14	7	33	1	0	45	112

※　車種は、昭和45年運輸省令第７号自動車登録規則第13条の分類による。

4-22　指定避難所

（総務部危機管理課　令和５年12月現在）

１　小中学校

風水害時に被害が拡大して避難が長期化した場合や、地震災害時に円滑な救援活動の実施や一定の生活環境を確保する必要がある場合に開設する。

学校名	所在地	アリーナ面積（単位：㎡）	使用可能面積（単位：㎡）※1、2	収容人数　※2	
				２㎡/人（単位：人）	３㎡/人（単位：人）
旭小学校	西の野町五丁目１	540	379.72	189	126
東栄小学校	東栄町三丁目５－１	456	271.32	135	90
渋川小学校	渋川町一丁目５－８	540	379.72	189	126
本地原小学校	南新町中畑２５２	540	379.72	189	126
城山小学校	城山町城山１３－１	540	379.72	189	126
白鳳小学校	白鳳町一丁目１２	540	379.72	189	126
瑞鳳小学校	大塚町二丁目１０－１	540	379.72	189	126
旭丘小学校	大久手町上切戸１１７－１	540	379.72	189	126
三郷小学校	瀬戸川町一丁目１２２	540	379.72	189	126
旭中学校	向町二丁目４－２	1,080	832.39	416	277
東中学校	下井町前の上１６０２	1,080	832.39	416	277
西中学校	渋川町三丁目２－９	1,080	832.39	416	277
合計				2,895	1,929

２　公民館等

地震災害時に小中学校を避難所として開設した後、避難者が各小中学校の収容人数を超えるおそれがある場合、災害対策本部の判断により二次的に開設する。

施設名	所在地	該当区域（小学校区）	使用想定面積（単位：㎡）※2、3	収容人数　※2	
				２㎡/人（単位：人）	３㎡/人（単位：人）
中央公民館	東大道町山の内２４１０－２	旭小	1,828	914	609
東部市民センター	三郷町中井田１３６	三郷小	1,216	608	405
藤池公民館	東栄町一丁目４－７	東栄小	208	104	69
瑞鳳公民館	大塚町二丁目１０－２	瑞鳳小	268	134	89
平子公民館	平子町中通２１９－２	城山小	268	134	89
本地原公民館	緑町緑ヶ丘１００－１０	本地原小	250	125	83
渋川公民館	渋川町一丁目６－１	渋川小	456	228	152
白鳳公民館	白鳳町二丁目２０	白鳳小	248	124	83
旭丘公民館	大久手町上切戸７０	旭丘小	321	160	107
合計				2,531	1,686

3　総合体育館（帰宅困難者一時滞在施設）

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に、帰宅困難者の発生状況に応じて、災害対策本部の判断により開設する。

施設名	所在地	アリーナ面積（単位：㎡）	使用可能面積（単位：㎡）※1、2	収容人数　※2	
				２㎡/人（単位：人）	３㎡/人（単位：人）
総合体育館	東大道町原田２５７８	1,320	930.00	465	310
合計				3,360	2,239

※１　小中学校及び総合体育館の「使用可能面積」は、アリーナ面積のうち、避難所運営において必要となる通路等の面積を差し引いた面積。

※２　使用可能面積及び収容人数はあくまで目安であり、実際の使用可能面積及び収容人数は増減する場合がある。

※３　公民館等の「使用想定面積」は、一定の生活環境の確保が可能な部屋等のみを使用することを想定して算出しており、調理室やトイレ、廊下等の面積を差し引いた面積。

4-23　福祉避難所

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

施設名	所在地	収容人数（人）長期（３㎡/人）
尾張旭市保健福祉センター	新居町明才切５７	１１４人

4-24　風水害の指定緊急避難場所（地域避難所）

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

施　設　名	所　在　地	該当区域	収容人数（人）※ 長期（３㎡／人）
中央公民館	東大道町山の内２４１０－２	旭小学校区	６０９人
東部市民センター	三郷町中井田１３６	三郷小学校区	４０５人
藤池公民館	東栄町一丁目４－７	東栄小学校区	６９人
瑞鳳公民館	大塚町二丁目１０－２	瑞鳳小学校区	８９人
平子公民館	平子町中通２１９－２	城山小学校区	８９人
本地原公民館	緑町緑ヶ丘１００－１０	本地原小学校区	８３人
渋川公民館	渋川町一丁目６－１	渋川小学校区	１５２人
白鳳公民館	白鳳町二丁目２０	白鳳小学校区	８３人
旭丘公民館	大久手町上切戸７０	旭丘小学校区	１０７人

※　収容人数は各会議室等の合計面積より算出。

4-25　協定社会福祉施設等

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

施　設　名	所在地	収容人員（人） 長期（３㎡／人）
介護老人保健施設 清風苑	東印場町二反田２８２－２	状況に応じ協議により決定
特別養護老人ホーム 敬愛園	平子町長池上６４４７－１	状況に応じ協議により決定
特別養護老人ホーム アメニティあさひ	旭ヶ丘町濁池１１５５－１８	状況に応じ協議により決定
特別養護老人ホーム サンヴェール尾張旭	南栄町黒石４８－１	状況に応じ協議により決定
ひまわり福祉会 （施設名　ひまわり）	上の山町間口２５８４・２５８９－２	状況に応じ協議により決定
ひまわり福祉会 （施設名　くすの木）	東印場町二反田１４６	状況に応じ協議により決定
特別養護老人ホーム すないの家尾張旭	柏井町弥栄２５６－１	状況に応じ協議により決定
児童養護施設 蒲生会大和荘	柏井町公園通５１２	状況に応じ協議により決定
養護老人ホーム 蒲生会大和ホーム		状況に応じ協議により決定

4-26 地震災害の指定緊急避難場所（一時避難場所）

（総務部危機管理課　令和５年12月現在）

施設名		所在地	面積（㎡）	収容人員(人)
1	大久手西公園	東大久手町一丁目８－１	2,200	700
2	大久手東公園	東大久手町三丁目１１－１	1,400	400
3	東栄公園	東栄町三丁目４－１	9,800	3,200
4	出屋敷公園	東栄町一丁目１４－１	1,000	300
5	藤池公園	東栄町一丁目４－２	1,000	200
6	旭台第１号公園	旭台１丁目１５	4,300	1,400
7	旭台第２号公園	旭台２丁目７－１	4,700	1,000
8	旭台第３号公園	旭台３丁目１８	2,400	400
9	東名西公園	東名西町一丁目４９	2,600	800
10	長池上公園	城山町城山１９－１	2,500	800
11	大塚公園	大塚町三丁目５	14,000	3,000
12	西山公園	西山町二丁目５	2,200	400
13	庄南公園	庄南町一丁目１４	2,500	600
14	東山公園	東山町一丁目８	3,600	1,200
15	吉岡公園	吉岡町二丁目６	4,500	1,000
16	角田公園	東三郷町２８０	2,200	700
17	四門公園	瀬戸川町一丁目１４６	1,100	300
18	土井下公園	瀬戸川町二丁目１０３	1,700	500
19	山の神公園	瀬戸川町一丁目４３	1,300	400
20	下川原公園	狩宿新町二丁目９６	3,600	1,200
21	八反田公園	井田町四丁目９６	6,100	2,000
22	前の上公園	井田町二丁目１７６	7,800	2,600
23	井田公園	井田町一丁目２４	1,800	600
24	狩宿新町第１号公園	狩宿新町一丁目２７	1,100	300
25	狩宿新町第２号公園	狩宿新町二丁目８３	1,300	300
26	はんの木公園	桜ヶ丘町一丁目９３	2,400	800
27	桜ヶ丘公園	桜ヶ丘町二丁目４６	1,000	300
28	白鳳公園	白鳳町一丁目１１	7,700	300
29	中畑公園	北本地ヶ原町一丁目２９	2,000	600
30	本地ヶ原南公園	南本地ヶ原町二丁目３８	2,000	600
31	池の端公園	南本地ヶ原町三丁目６１	2,000	600
32	白山公園	北本地ヶ原町四丁目５６	2,600	800
33	池上公園	東本地ヶ原町二丁目２５	2,200	700
34	本地ヶ原東公園	東本地ヶ原町四丁目２７	2,800	900
35	本地ヶ原公園	北本地ヶ原町三丁目３２	15,000	4,000
36	旭根の鼻公園	根の鼻町一丁目１８	1,100	300
37	北山公園	白鳳町二丁目４２	2,000	600
38	とちの木公園	平子ヶ丘町二丁目１４	1,700	500
39	五反田公園	向町一丁目９－１	1,800	500
40	西向公園	向町三丁目１２－４	1,900	500
41	石川公園	向町四丁目８－４	1,700	500
42	東向公園	向町二丁目４－６	1,900	500
43	印場駅北公園	印場元町一丁目８－９	1,800	500
44	二反田公園	東印場町一丁目１４－１	1,900	500
45	印場中央公園	東印場町三丁目１４－１	18,000	6,000
46	南島公園	庄中町二丁目１１－１	2,500	800
47	北島公園	印場元町三丁目９－１	1,700	500
48	鳥居公園	渋川町二丁目１２－６	2,400	800
49	塚坪公園	渋川町三丁目５－８	2,400	800

施設名		所在地	面積（㎡）	収容人員(人)
50	一里山公園	東印場町二丁目８－３	2,500	800
51	越水公園	東印場町三丁目５－３	2,400	800
52	渋川公園	渋川町一丁目４－１	2,400	800
53	黒石公園	南栄町一丁目５４	1,800	200
54	新池公園	南栄町旭ヶ丘１７３	3,900	1,300
55	晴丘東公園	晴丘町東２６１	1,000	300
56	広久手公園	旭前町五丁目２‐１４	1,300	300
57	茅池公園	城前町一丁目７-６	1,700	500
58	城前公園	城前町二丁目８-１	1,500	500
59	旭前公園	旭前町三丁目９-１０	1,400	400
60	旭前南公園	旭前町四丁目３－９	2,000	600
61	八瀬の木公園	城前町三丁目８－１	2,000	600
62	砂川公園	城前町四丁目４－２	2,400	800
63	新田洞公園	旭前町一丁目５－１４	600	100
64	新居集会所	新居町西浦３１５９－１	600	160
65	平子集会所	平子町中通２１９－１	500	130
66	旭前集会所	旭前町一丁目４－１	1,100	320
67	城前集会所	城前町四丁目２－２７	600	170
68	北原山北集会所	北原山町鳴湫１７１４－４	400	100
69	狩宿南集会所南側駐車場	狩宿町三丁目２１０	300	80
70	東部市民センター第２駐車場	三郷町中井田１４８	600	180
71	旭平和墓園駐車場	旭ヶ丘町山の手５５５－１	3,700	1,240
72	平子老人いこいの家	平子町中通３３９	900	260
73	霞ヶ丘線工事現場跡地駐車場	霞ヶ丘町南２５４	600	210
74	寺田ちびっ子広場	新居町寺田３００２－１	200	80
75	北新田ちびっ子広場	北山町北新田３２－１	1,000	240
76	西の野ちびっ子広場	西の野町三丁目９４－１	1,000	300
77	北山ちびっ子広場	北山町北山３３７－１	800	240
78	北山地内公共広場	北山町北山１８１－４	800	260
79	平池ちびっ子広場	東大道町原田２６７２－１	400	110
80	二反田ちびっ子広場	東印場町二反田１４５	300	90
81	緑ヶ丘第３ちびっ子広場	緑町緑ヶ丘１００－１２８	900	290
82	南山第２ちびっ子広場	長坂町南山２８７４－１１３	800	240
83	平子東地内公共広場	平子町長池上６３１０	300	90
84	庄南ちびっ子広場	庄南町四丁目２７	500	150
85	今池下ちびっ子広場	新居町今池下２９０２－１１	300	80
86	濁池ちびっ子広場	旭ヶ丘町濁池１１５５－１７	600	170
87	旭ヶ丘第２ちびっ子広場	旭ヶ丘町旭ケ丘５７９３－５	200	70
88	柏井北公園	柏井町公園通地内	3,300	1,100
89	柏井南公園	柏井町弥栄地内	3,800	1,260
90	西山保育園駐車場	南原山町石原８３－２	600	190
91	旭ヶ丘体育施設駐車場	旭ヶ丘町濁池１１５５－１	2,900	960
92	平子西ちびっ子広場	平子町西８１－２	900	290
93	三ツ池第２ちびっ子広場	城山町三ツ池６１０６－１	600	190
合　　計		９３　か所	225,600	64,450

4-27　医療救護所

（健康福祉部健康課　令和５年12月末現在）

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
保健福祉センター	新居町明才切５７	５５－６８００
瀬戸旭休日急病診療所	瀬戸市西長根町７	８２－９９１１

4-28　医療機関一覧表

（健康福祉部健康課　令和５年12月末現在）

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
浅野産婦人科	城前町４－１－９	５３－７５００
あさひ眼科クリニック	南原山町町赤土２７０－１	５１－１７３３
あ　さ　ひ　内　科	北本地ヶ原町３－１２５	５２－３２２１
旭　労　災　病　院	平子町北６１	５４－３１３１
あらかわ医院	大久手町中松原３９	５３－９６６６
飯田クリニック	東栄町２－８－８	５３－１７１１
いしかわﾚﾃﾞｨｰｽｸﾘﾆｯｸ	南栄町黒石６４－５	５５－３８００
いながきクリニック	根の鼻町１－２－９	５３－７２７７
犬飼クリニック	北原山町六田池２２１４－４	５３－７０７０
印場クリニック	印場元町４－７－１３	５５－６８８０
うりすクリニック	三郷町陶栄３	５１－１０２１
栄　花　皮　フ　科	三郷町栄１LEVEL FOUR４F	５２－０３５０
大　岩　医　院	三郷町陶栄１０３	５３－２８０６
太田眼科医院	旭前町５－３－５	５４－８５６６
尾張旭クリニック	東大道町原田２５０５－１	５２－７１１１
尾張旭にいのみ内科消化器内科ｸﾘﾆｯｸ	城前町１－１０－１２	５６－７７８２
可知整形外科	南原山町赤土２７５	５３－２５４７
加藤眞二クリニック	東印場町二反田４１	５２－８８１１
加藤内科クリニック	三郷町中井田１６３－２	５３－８５００
かなもり小児科	旭前町５－７－８ ｱﾈｯｸｽﾋﾞﾙ１F	５４－７２５２
河合クリニック	渋川町２－１４－１２	５２－２２２１
きたはらやまクリニック	北原山町平池浦１８５６－１	５４－１７００
くすのき内科	旭前町４－７－２	５５－６６０７
こいで耳鼻咽喉科	三郷町栄１０ ｸﾚｽﾄ三郷１F	５３－３７１１
近藤眼科クリニック	渋川町２－１４－１１	５１－２７３８
佐伯小児科医院	西大道町前田３７９４－２	５３－２５５０

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
四軒家整形外科クリニック	庄南町２－８－７	052-777-1222
庄　南　内　科	庄南町４－１１２－１	052-769-1230
城 山 ク リ ニ ッ ク	平子町長池上６３９９	５１－１１７０
しろやま皮フ科クリニック	大久手町一の曽４８	５６－４１１２
し ん た に 医 院	上の山町間口３０３３－５	５５－３５７７
森林公園通クリニック	柏井町公園通５３６	５５－５１３０
すぎうら形成外科･皮フ科	西の野町５－７０－２	５３－８８０１
せとかいどう花井クリニック	印場元町３－４－５	５２－８７１５
そのこレディースクリニック	東印場町２－１－５	５５－５６６６
竹　尾　皮　ふ　科	晴丘町池上１２５－７	５２－００３０
土屋耳鼻咽喉科ｸﾘﾆｯｸ	南栄町黒石６４－３	５２－１０１０
つぼい整形外科・内科	南栄町黒石６４－１	５５－７９１１
としや耳鼻咽喉科クリニック	東栄町４－１－８	５３－３３８７
なかじまクリニック	北山町六反田２１	５２－６７７７
なかむら腎・泌尿器科ｸﾘﾆｯｸ	晴丘町池上１２５－９	５４－００１０
にったクリニック	瀬戸川町１－１２８	５５－５５５０
はせがわ内科クリニック	大久手町一の曽１１３	５５－３００１
畑 中 内 科 医 院	大塚町１－１４－１０	052-773-7205
ヒ ダ 耳 鼻 咽 喉 科	向町３－３－３１	５３－２２９０
ひでき・ゆかりクリニック	南本地ヶ原町２－１４	５１－１６５０
日　比　野　外　科	東栄町３－１－５	５４－８６６６
ベル整形外科クリニック	城前町４－１－３４	５５－５８８０
星 合 ク リ ニ ッ ク	新居町木の本７	５１－０７００
本地ヶ原クリニック	南栄町旭ヶ丘５７－３	５２－２１２１
ほんじ眼科クリニック	緑町緑ヶ丘１６３－２	５１－４９３０
馬 嶋 眼 科 医 院	大久手町一の曽１１５	５３－２９６８
松井ハートクリニック	狩宿町３－７１	５５－５１５０
松　尾　医　院	庄南町３－８－５	052-771-8017
松下レディスクリニック	東大道町原田８１－１	５３－１１０３
緑ヶ丘ファミリークリニック	緑町緑ヶ丘１２１－８１	５４－２７０６
宮本整形外科クリニック	西の野町５－４５－１	５１－１１２１
や　す　い　医　院	白鳳町１－１２０	５２－９５５５
わかお内科クリニック	渋川町１－１８－１０	５５－５２２２

4-29　救急病院・救急診療所

（健康福祉部健康課　令和５年12月末現在）

名　　称	所　在　地	診療科目	電話番号	病床数
公立陶生病院	瀬戸市西追分町１６０	総、神内、呼ア消、腎内、内代血腫、循、緩化、感、膠、メ小、外、整、形脳、呼外、心皮、泌、産婦眼、耳、歯外リハ、放、麻病	８２－５１０１	６３３
医療法人宏和会あさい病院	瀬戸市矢形町１７８－１	内、外、整、眼形、リハ	８４－３１１１	１２０
医療法人青山病院	瀬戸市南山町１－５３	内、胃、循、腎内整、外、小	８２－１１１８	８９
労働者健康安全機構旭労災病院	尾張旭市平子町北６１	総、内、内代腎内、神内、呼循、消、膠、精小、外、整、脳皮、泌、婦、眼耳、リハ、放麻、病	５４－３１３１	２５０
瀬戸旭休日急病診療所	瀬戸市西長根町７	内、小	８２－９９１１	－

凡　例　〔診療科名については、以下により略号記載とした。〕

略号	説　明	略号	説　明	略号	説　明	略号	説　明
総	総合内科	血腫	血液・腫瘍内科	外	外科	リ	リウマチ科
内	内科	感	感染症内科	整	整形外科	リハ	リハビリテーション科
呼	呼吸器内科	緩	緩和ケア内科	形	形成外科	歯外	歯科口腔外科
消	消化器内科	膠	膠原病内科	呼外	呼吸器外科	放	放射線科
胃	胃腸内科	化	化学療法内科	脳	脳神経外科	麻	麻酔科
循	循環器内科	小	小児科	心	心臓血管外科	病	病理診断科
腎内	腎臓内科	メ	メンタルクリニック	眼	眼科		
呼ア	呼吸器・アレルギー内科	精	精神科	耳	耳鼻咽喉科		
神内	脳神経内科	産婦	産婦人科	皮	皮膚科		
内代	内分泌・代謝内科	婦	婦人科	泌	泌尿器科		

4-30　瀬戸旭医師会集団災害時連絡表

（健康福祉部健康課　令和５年12月末現在）

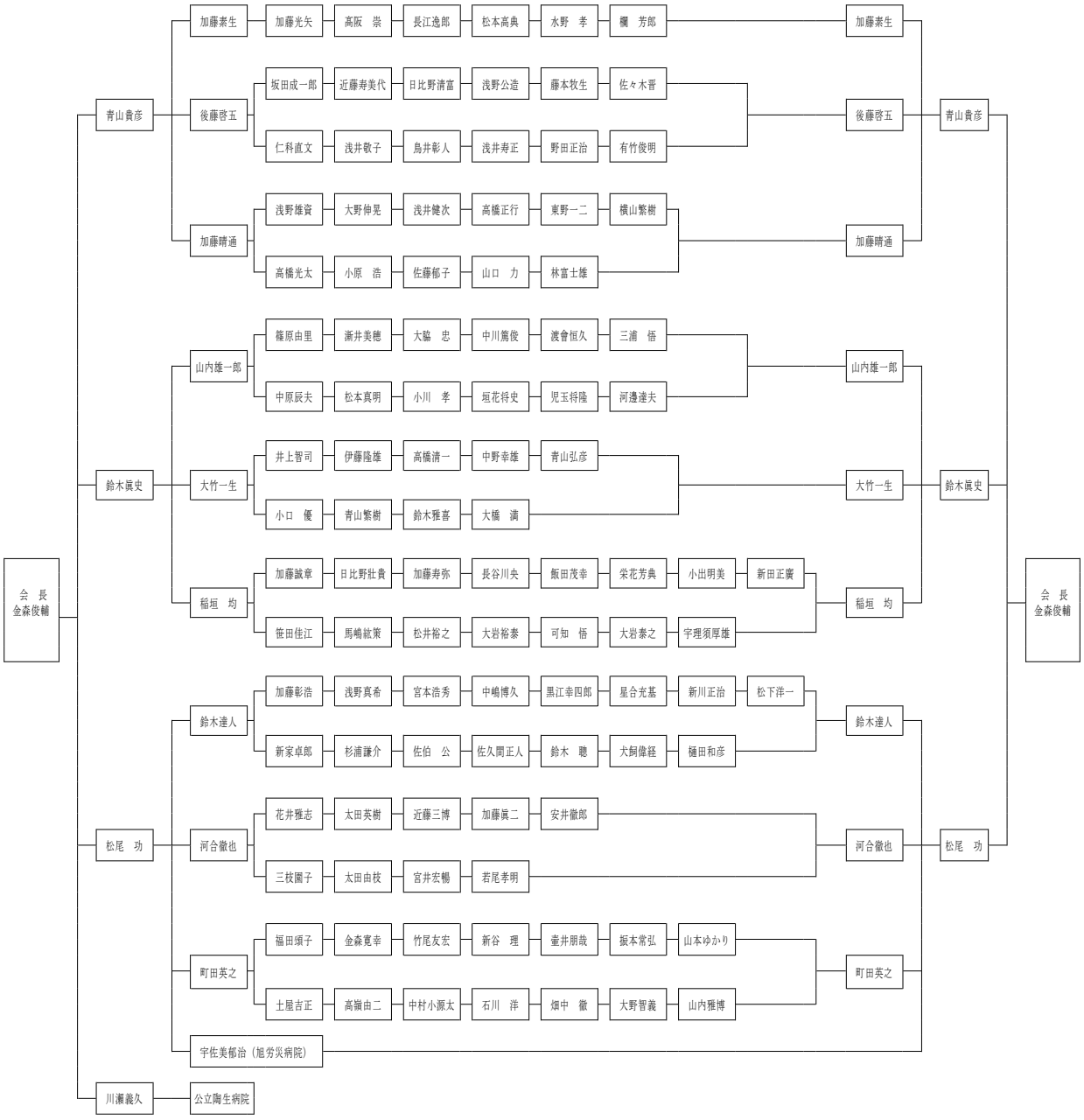

4-31　応急仮設住宅建設予定地

（愛知県建設部公営住宅課、総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

名　　称	所在地	建設用面積	建設確保戸数	利用可能な用途						
				人命救助活動拠点			生活支援・応急復旧部隊	航空部隊活動拠点	ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地
				自衛隊	警察	消防	自衛隊・警察	自衛隊・警察・消防（ヘリコプター）		
旭ヶ丘運動広場	旭ヶ丘町濁池地内	10,000㎡				◎		○		○
城山野球場	城山町長池下地内	10,700㎡		○			○	○	○	○
南グランド	南栄町旭ヶ丘地内	20,000㎡		◎			◎	○		○
晴丘運動広場	東本地ヶ原町二丁目112	11,000㎡			◎		○	○		○
旭台第1号公園	旭台１丁目15	2,200㎡	25戸							◎
東栄公園	東栄町三丁目4-1	3,600㎡	28戸							◎
八反田公園	井田町四丁目96	2,000㎡	26戸							◎
前の上公園	井田町二丁目176	3,600㎡	32戸							◎
本地ヶ原公園	北本地ヶ原町三丁目32	4,200㎡								○
大塚公園	大塚町三丁目5	2,800㎡	38戸							◎
市民プール広場	上の山町間口2485	3,800㎡							◎	○
印場中央公園	東印場町三丁目14-1	5,000㎡	32戸							◎
合　計	１２か所	78,900㎡	181戸							

※　◎は特に優先的に利用される地点

4-32　災害廃棄物の仮置場候補地

（市民生活部環境課　令和５年12月末現在）

一次仮置場候補地

施設名	所在地	面積（㎡）
大久手西公園	東大久手町一丁目 8-1	2,200
東栄公園	東栄町三丁目4-1	9,800
旭台第１号公園	旭台１丁目 15	4,300

施設名	所在地	面積（㎡）
旭台第3号公園	旭台3丁目18	2,400
東名西公園	東名西町一丁目49	2,600
長池上公園	城山町城山19-1	2,500
大塚公園	大塚町三丁目5	14,000
西山公園	西山町二丁目5	2,200
庄南公園	庄南町一丁目14	2,500
東山公園	東山町一丁目8	3,600
吉岡公園	吉岡町二丁目6	4,500
角田公園	東三郷町280	2,200
下川原公園	狩宿新町二丁目96	3,600
八反田公園	井田町四丁目96	6,100
前の上公園	井田町二丁目176	7,800
はんの木公園	桜ケ丘町一丁目93	2,400
白鳳公園	白鳳町一丁目11	7,700
中畑公園	北本地ヶ原町一丁目29	2,000
本地ヶ原南公園	南本地ヶ原町二丁目38	2,000
池の端公園	南本地ヶ原町三丁目61	2,000
白山公園	北本地ヶ原町四丁目56	2,600
池上公園	東本地ヶ原町二丁目25	2,200
本地ヶ原東公園	東本地ヶ原町四丁目27	2,800
本地ヶ原公園	北本地ヶ原町三丁目32	15,000
北山公園	白鳳町二丁目42	2,000
西向公園	向町三丁目12-4	1,900
東向公園	向町二丁目4-6	1,900
二反田公園	東印場町一丁目14-1	1,900
印場中央公園	東印場町三丁目14-1	18,000
南島公園	庄中町二丁目11-1	2,500
鳥居公園	渋川町二丁目12-6	2,400
塚坪公園	渋川町三丁目5-8	2,400
一里山公園	東印場町二丁目8-3	2,500
越水公園	東印場町三丁目5-3	2,400
渋川公園	渋川町一丁目4-1	2,400
新池公園	南栄町旭ケ丘173	3,900
旭前南公園	旭前町四丁目3-9	2,000
八瀬の木公園	城前町三丁目8-1	2,000
砂川公園	城前町四丁目4-2	2,410
晴丘運動広場	東本地ヶ原町二丁目112	11,000
市民プール広場	上の山町間口2485	3,800

二次仮置場候補地

施設名	所在地	面積（㎡）
平子町仮設広場	平子町北59-15	4,500
旭ヶ丘運動広場	旭ヶ丘町濁池地内	10,000
城山野球場	城山町長池下地内	10,700
南グラウンド	南栄町旭ヶ丘地内	20,000
城山公園長池下駐車場	城山町長池下地内	5,000
災害廃棄物仮置場予定地	平子町東地内	1,000

4-33　緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路）一覧

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

市内の第一次、第二次緊急輸送道路（県指定）

区分	路線名	起点	終点
第一次	東名高速道路	全区間	
第二次	（国）３６３号	全区間	
	（主）名古屋瀬戸線	全区間	

※　市域内全区間が対象
※　（国）＝国道、（主）＝主要地方道

指定緊急輸送道路（市指定）

区分	路線名	起点 （交差点名・橋名）	終点 （交差点名・橋名）
１　県道	（主）春日井長久手線	大字新居字海老蔓 5182-11 地内	西本地橋
	（一）松本名古屋線	印場西交差点	森孝新田交差点
	（一）篠木尾張旭線	労災病院西交差点	印場西交差点
	（一）上半田川名古屋線	西原町二丁目交差点	東山町一丁目交差点
２　市道（幹線）	巡検道線	大字新居字海老蔓 5182-1439 地内	岩作北山交差点
	瀬戸新居線	白鳳小学校北西交差点	根の鼻橋
	旭南線	東田橋西交差点	西中学校北交差点
	平子線	茅池交差点	西中学校北交差点
	大塚庄南１号線	東山町一丁目交差点	四軒家交差点

※　市外の交差点・橋については市の境界までを示す。
※（主）＝主要地方道、（一）＝一般県道

重要物流道路（代替・補完路）（国指定）

区分	路線名	起点 （交差点名・橋名等）	終点 （交差点名・橋名等）
１　県道	愛知県道六十一号	大森インター北交差点	市役所南交差点
		体育館南交差点	新共栄橋南交差点
２　市道	尾張旭市道巡検道線	体育館南交差点	南栄町旭ヶ丘にある長久手市道石田高山二号線との交点
	尾張旭市道 城山東大道一号線	尾張旭市道旭前原田一号線との交点	市役所南交差点

4-34　防災関係機関連絡窓口

（総務部危機管理課　令和５年12月末現在）

１　市内

名称	住所	電話番号
尾張旭市役所	東大道町原田 2600-1	0561-53-2111
尾張旭市消防本部	東大道町曽我廻間 2301-1	0561-51-0119
愛知県消防学校	大字新居 5182-1393	0561-53-2015
尾張旭幹部交番	東大道町原田 2570-17	守山警察署から転送 （052-798-0110）
東栄交番	東栄町 2-1-8	
本地ヶ原交番	北本地ヶ原町 3-129	
印場交番	印場元町 2-10-1	
尾張旭市社会福祉協議会	新居町明才切 57	0561-54-4540
愛知県県有林事務所	大字新居 5182-1	0561-53-2652
愛知用水水道事務所尾張旭出張所	旭ヶ丘町森 35	0561-53-2818
中部電力パワーグリッド㈱旭名東支社	庄南町 2-1-10	052-778-1221

２　市外

名称	住所	電話番号
瀬戸旭消防指令センター	瀬戸市苗場町 101	0561-85-1119
愛知県守山警察署	名古屋市守山区脇田町 401	052-798-0110
陸上自衛隊第 10 師団 第 35 普通科連隊守山駐屯地	名古屋市守山区守山 3-12-1	052-791-2191
気象庁名古屋地方気象台	名古屋市千種区日和町 2-18	052-751-5577
愛知県	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-961-2111
防災危機管理課		－
総務・予算・広報グループ		052-954-6189
危機管理･国民保護グループ		052-954-6143
政策・企画グループ		052-954-6191
啓発グループ		052-954-6190
災害対策課		－
調整グループ		052-954-6192
支援グループ		052-954-6149
災害対策グループ		052-954-6193
通信グループ		052-954-6196
消防保安課		－
消防・広域化グループ		052-954-6195
救急・救助グループ		052-954-6141
予防グループ		052-954-6144

名称	住所	電話番号
愛知県尾張県民事務所	名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7211
防災安全課		052-961-1474
愛知県尾張建設事務所		052-961-7211
愛知県瀬戸保健所	瀬戸市見付町 38-1	0561-82-2196
東海農政局企画調整室	名古屋市中区三の丸 1-2-2	052-223-4610
愛知用水土地改良区春日井事務所	春日井市岩成台 6-1-3	0568-91-1244
西日本電信電話㈱東海支店	名古屋市中区大須 4-9-60	【固定電話】113 【携帯電話】0120-444-113
東邦瓦斯㈱瀬戸営業所	瀬戸市共栄通 1-30	0561-82-6105
名古屋鉄道㈱	名古屋市中村区名駅 1-2-4	052-582-5151

尾張旭市地域防災計画附属資料〈令和５年度改訂〉

令和６年３月発行

発　行　　愛知県尾張旭市
編　集　　尾張旭市防災会議
（事務局）　尾張旭市総務部危機管理課
〒488-8666　尾張旭市東大道町原田２６００番地１
℡　０５６１－５３－２１１１（代）